

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (1/21)</p> <p style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">〔 抜 粋 〕</p> <p style="text-align: center;">〔※別紙4-2は、平成25年9月27日に変更認可申請を行った原子炉施設保安規定に、その後の変更申請で認可を得た変更内容を追加したものを添付する。〕</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (1/19)</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <small>制定 昭和52年12月20日 社規第 299号 最終改正 平成28年 3月31日 社規第1175号 主管箇所 本店 発電管理室</small> </div> <p style="text-align: center;">平成 28 年 3 月</p> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p> <p style="text-align: center;">---</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (1/29)</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">令和2年9月 中国電力株式会社</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/21)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第43条の3の24の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2</p> <p>社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の策定を行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び内部監査部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、[E]-209-I 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引きを定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p> <p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の3</p> <p>社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全文化を醸成するため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の策定を行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び内部監査部長は、安全文化を醸成するため、[E]-209-I 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引きを定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p>		<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/29)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の島根原子力発電所2号炉および3号炉発電用原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 島根原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確保する。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>(3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>(4) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>(7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p style="text-align: center;">-第1章-1-</p>	

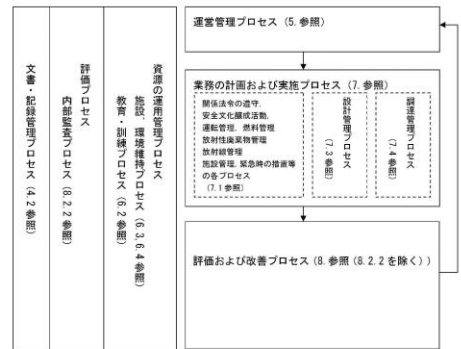
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (3/29)</p> <p>(安全文化の育成および維持) 第2条の3 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し、および維持する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し、および維持する活動が行われる体制を確保にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p>(2) 社長は、第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。また、健全な安全文化の育成および維持等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位および職務権限を「組織規程」に定める。</p> <p>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、健全な安全文化の育成および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応業務を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受ける。</p> <p>(5) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて本部長(第5条(保安に関する職務)第3項から第11項に定める職位)へ健全な安全文化の育成および維持活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</p> <p>(6) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた年度活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた年度活動計画について電源事業本部長へ指示する。</p> <p>(7) 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき健全な安全文化の育成および維持のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(8) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、(6)の原子力強化プロジェクト長からの指示を含め活動計画へ反映する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (3/21)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を確保・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA4111-2009）」（以下「JEA4111」という。）に基づき品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き JEA4111 の定義に従う。 原子力施設：原子力発電所を構成する構造物、系統及び機器等の総称 原子力施設情報公開ライブラリー：原子力施設の事故又は故障等の発生並びに復旧に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下「ニューシア」という。） BWR事業者協議会：国内 BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で協働を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「2-21 原</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/19)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">⑦-1、⑧-1</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を確保・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA4111-2009）」（以下「JEA4111」という。）に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、以下を除き JEA4111 に従う。</p> <p>(1) 原子力施設 原子力発電所を構成する構造物、系統及び機器等の総称をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>(2) 実施部門 発電所の保安に関する組織のうち、発電管理室、安全室、地域共生・広報室、総務室（本店）、経理・資材室、開発計画室及び発電所をいう（以下、本条、第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）において同じ。）。</p> <p>(3) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下「ニューシア」という。）。</p> <p>(4) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第107条（保守管理計画）において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を、表3-1(2)及び</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (4/29)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を確保・維持・向上させるため、「原子力発電所の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基礎に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品質規則」という。）に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質規則に従う。</p> <p>(1) 原子力施設 原子力施設法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア 原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第106条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本欄において同じ。）すべてをいう。以下、本欄において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持する（保安活動の目的が達成される差別的な高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. から c. に掲げる事項を考慮した原子</p> <p style="text-align: center;">⑦-1 ⑧-1</p> <p style="text-align: center;">⑦-13</p> <p style="text-align: center;">-第2章-1-</p>	

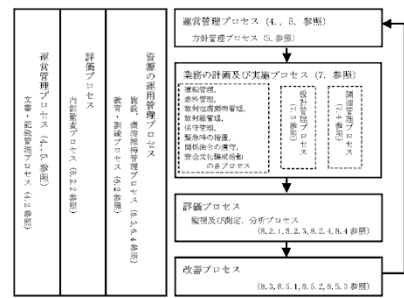
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (4/21)</p> <p>子力品質保証規程に定める。</p> <p>b) これらのプロセスの運用及び相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮する。</p> <p>a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子炉安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、停用期間中検査及び取替えの難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子炉安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達（7.4参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>イ、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」</p> <p>ロ、JEAC4111が要求する“文書化された手順”及び記録</p> <p>イ、文書化された手順は、「表3-1(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。</p> <p>ロ、記録は、「表3-2 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</p> <p style="text-align: right;">⑦-11 ⑧-11</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (3/19)</p> <p>(3)に示す二次文書、「品質管理要項」に定める三次文書（以下「三次文書」という。）で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、「原子炉施設の重要度分類基準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子炉安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、停用期間中検査及び取替えの難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子炉安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達（7.4参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>イ、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」</p> <p>ロ、JEAC4111が要求する“文書化された手順”及び記録</p> <p>イ、文書化された手順は、「表3-1(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。</p> <p>ロ、記録は、「表3-2 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</p> <p style="text-align: right;">⑦-10 ⑦-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (4/29)</p> <p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>⑦-1 ⑧-1</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品質規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子炉施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子炉安全推進協会が運営するデータベース（原子炉施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p> <p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第106条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。）すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子炉の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合い）に応じ、a. から c. に掲げる事項を考慮した原子</p> <p style="text-align: right;">⑦-13</p> <p style="text-align: center;">-第2章-1-</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p>別紙4-2 (4/21)</p> <p>子力品質保証規程」に定める。</p> <p>h) これらのプロセスの運用及び相互関係を図1のとおりとする。</p> <p>i) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効率的であることを確保するために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>j) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確保する。</p> <p>k) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>l) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>m) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合をとれたものにする。</p> <p>n) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子炉安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、使用期間中検査及び取替の難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子炉安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達（7.4 参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>イ、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」</p> <p>ロ、JEA4111が要求する“文書化された手順”及び記録</p> <p>イ、文書化された手順は、「表3-1(2) JEA4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。</p> <p>ロ、記録は、「表3-2 JEA4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。</p> <p>h) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</p>	<p>(比較のため再掲)</p> <p>別紙4-2 (3/19)</p> <p>(3)に示す二次文書、「品質管理要項」に定める三次文書（以下「三次文書」という。）で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効率的であることを確保するために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確保する。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、「原子炉施設の重要度分類基準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子炉安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、使用期間中検査及び取替の難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子炉安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達（7.4 参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>イ、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」</p> <p>ロ、JEA4111が要求する“文書化された手順”及び記録</p> <p>イ、文書化された手順は、「表3-1(2) JEA4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。</p> <p>ロ、記録は、「表3-2 JEA4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。</p> <p>h) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</p>	<p>別紙4-2 (5/29)</p> <p>⑦-13</p> <p>炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子炉品質保証規程」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑性の程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子炉の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子炉の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過失による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1(2)。(3)および(4)の表に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の効率的な確保に必要な組織の保安活動の状況を指示指針（以下「保安活動指針」という。）ならびに当該指針に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指針には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および有効性を維持するための措置（プロセスの改善を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子炉の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子炉の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子炉の安全に与える潜在的な影響と原子炉の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な組織を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a. 原子炉の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子炉の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子炉の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に開きかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子炉の安全に対する自己</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (6/29)</p> <p>満足を成めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基盤としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等または組別業務に係る要求事項（関係法令を含む、以下「組別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p style="text-align: center;">-第2章- 3 -</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: center;">別紙4-2 (7/29)</p>  <p style="text-align: center;">図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	

別紙4-2 (5/21)



4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を根拠とし、各マニュアルと各条文の間接的および直接的に示す。なお、記録は適正に作成する。

- a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明
- b) 原子力品質保証規程 (2-21)
- c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録

要求の 標準条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名称	文書番号	管理範囲
4.2.7.2.2	4.2.7.2.2	文書及び記録管理系マニュアル	33-12	原子力安全・検閲部
8.3.2.8.6.1	8.3.2.8.6.1	原子力品質保証系マニュアル	33-19	内部監査室
8.3.8.6.1	8.3.8.6.1	評価等実施及び承認作業・承認記録管理マニュアル	33-11	原子力安全・検閲部

d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書

⑦-2
⑧-2

(比較のため再掲)

別紙4-2 (3/19)

- (3)に示す二次文書、「品質管理要項」に定める三次文書(以下「三次文書」という。)で明確にする。
- b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図3-1に示す。
- c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。
- d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。
- e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
- f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
- g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
- h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。

- (3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、「原子力施設の重要度分類基準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。
- a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独立性、又は斬新性の程度
- b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
- c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
- d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
- e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、停用期間中検査及び取替えの難易度

⑦-10

- (4) 組織は、これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。
- (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達(7.4 参照)に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。

- a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明
- b) 品質マニュアル
- イ. 本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」
- エ. 文書化された手順は、「表3-1(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。
- ロ. 記録は、「表3-2 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。
- d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書

⑦-2
⑧-2
⑦-3
⑧-3

別紙4-2 (8/29)

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。

- (1) 品質方針および品質目標
- (2) 品質マニュアル

品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。

一次文書名(関連条文)	制定者
本品質マネジメントシステム計画	社長
原子力品質保証規程(第3条)	社長
原子力品質保証細則(第3条)	電源事業本部長
原子力安全管理監査細則(第3条)	内部監査部門長

⑦-2
⑧-2

(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

このうち、二次文書を以下の表に示す。

関連事項・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名	二次文書名(関連条文)	一次文書名	二次文書名(関連条文)
5.4.1 品質目標	原子力品質保証規程	原子力品質保証規程(第3条)	電源事業本部長	電源事業本部長
5.5.1 責任および権限	原子力品質保証規程	主任技師の選任・解任および職務等に關する基本要領(第8条、第9条の2、第9条の3)	電源事業本部長	電源事業本部長

⑦-3
⑧-3

・文書体系の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

別紙 4-2 (6/21)

別紙 4-2 (4/19)

別紙 4-2 (9/29)

・ 文書体系の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

①以下の文書

表紙表の 項目番号	原子力品質 保証活動の 関連文書	名 称	文書番 号	管 理 部 門	第 3 表 出 発 点 の 関 連 文 書
5.4.1, 8.2.3, 8.4.1, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4.1, 8.5.1	安全マネジメント実施基本 マニュアル	N1-17	原子力安全・統括部	第 19 条
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	N2-24	原子力運営管理部	第 6 条～第 9 条の 3
5.6.1, 8.5.1	5.6.1, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基 本マニュアル	N1-18	原子力安全・統括部	—
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	N3-20	原子力安全・統括部	第 119 条～第 120 条
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4	運転管理基本マニュアル	N4-94	原子力運営管理部	第 1 条, 第 11 条の 2, 第 12 条～ 第 14 条, 第 16 条, 第 17 条, 第 19 条, 第 20 条, 第 21 条, 第 22 条
		燃料管理基本マニュアル	N4-52	原子力運営管理部	第 19 条～第 23 条, 第 25 条～ 第 26 条, 第 28 条, 第 30 条, 第 32 条, 第 33 条, 第 34 条, 第 36 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 40 条, 第 41 条, 第 42 条, 第 43 条
		放射能管理基本マニュアル	N4-64	原子力運営管理部	第 2 条, 第 6 条, 第 9 条, 第 10 条, 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条
		放射線管理基本マニュアル	N4-63	原子力運営管理部	第 7 条, 第 6 条, 第 7 条, 第 8 条の 2, 第 9 条, 第 10 条～第 13 条, 第 14 条～第 15 条
		廃止管理基本マニュアル	N4-50	原子力運営管理部	第 6 条, 第 10 条, 第 10 条の 2, 第 11 条の 2, 第 12 条
		原子力品質保証基本マニユアル	N4-59	原子力運営管理部	第 10 条～第 11 条の 2
7.1, 7.2.1, 7.3	7.1, 7.2.1, 7.3	沿革の編年及び沿革の 関係に関する活動の手引き	N1-209	原子力安全・統括部	第 1 条の 2, 第 2 条の 2
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	再評価レビューシステム基本 マニュアル	N4-21	原子力運営管理部	—
7.3	7.3	燃料管理基本マニュアル	N4-52	原子力運営管理部	—
7.4	7.4	放射線管理基本マニュアル	N4-63	原子力運営管理部	—
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	N4-13	原子力運営管理部	第 19 条, 第 21 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 25 条, 第 26 条, 第 28 条, 第 30 条, 第 31 条, 第 32 条, 第 33 条, 第 34 条, 第 36 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 40 条, 第 41 条, 第 42 条, 第 43 条, 第 44 条, 第 45 条, 第 46 条, 第 47 条, 第 48 条, 第 49 条, 第 50 条, 第 51 条, 第 52 条, 第 53 条, 第 54 条, 第 55 条, 第 56 条, 第 57 条, 第 58 条, 第 59 条, 第 60 条, 第 61 条, 第 62 条, 第 63 条, 第 64 条, 第 65 条, 第 66 条, 第 67 条, 第 68 条, 第 69 条, 第 70 条, 第 71 条, 第 72 条, 第 73 条, 第 74 条, 第 75 条, 第 76 条, 第 77 条, 第 78 条, 第 79 条, 第 80 条, 第 81 条, 第 82 条, 第 83 条, 第 84 条, 第 85 条, 第 86 条, 第 87 条, 第 88 条, 第 89 条, 第 90 条, 第 91 条, 第 92 条, 第 93 条, 第 94 条, 第 95 条, 第 96 条, 第 97 条, 第 98 条, 第 99 条, 第 100 条
		運転管理基本マニュアル	N4-94	原子力運営管理部	第 1 条, 第 11 条の 2, 第 12 条～ 第 14 条, 第 16 条, 第 17 条, 第 19 条, 第 20 条, 第 21 条, 第 22 条

⑦-2
⑧-2

イ、表 3-1 (3) に示す二次文書
ロ、三次文書
ハ、一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書
ニ、外部文書 (組織外で作成する文書のうち、品質マネジメントシステムで必要とされる文書、
調達プロセスにおいて供給者が作成する文書、及び法令、基準等の社外文書を含む。)
ホ、上記イ、からニ、で規定する記録

⑦-2
⑧-2
⑦-3
⑧-3

- (2) 品質マネジメントシステムの文書の保安規定上の位置付けを、次の事項により明確にする。
- a) 一次文書及び二次文書と保安規定の条項との関係を表 3-1 に示す。
 - b) 三次文書と一次文書及び二次文書との関係を「品質管理要項」に定める。
 - c) 一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書は、それぞれ関係する一次文書、二次文書及び三次文書に定める。
 - d) 外部文書は、それぞれ関係する一次文書、二次文書及び三次文書に定める。
- (3) 品質マネジメントシステムの文書体系を図 3-2 に示す。

4.2.2 品質マニュアル
組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び「品質保証規程」を作成し、維持する。なお、「品質保証規程」の作成にあたっては、本品質保証計画及び工事計画認可申請の品質保証計画との整合をとる。

- a) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- b) 品質マネジメントシステムについて確立された「文書化された手順」又はそれらを参照できる情報
- c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述

- 4.2.3 文書管理
- (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の種類ではあるが、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。
- (2) 次の活動を必要な事項を「文書取扱要項」に定め、管理する。
- a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
 - b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
 - c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。
 - d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
 - e) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
 - f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
 - g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

関連事項 項目	実施部門		監査部門		
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者
5.5.4 組織の内部 の情報の伝 達		内部コミュニ ケーション基 本要項 (第 3 条、第 6 条、 第 7 条)	原子力安全 管理監督課 課長	原子力安全 管理監督課 課長	原子力安全 管理監督課 課長
5.6 マネジメント レビュー		マネジメント レビュー基本 要項 (第 3 条)	原子力安全 管理監督課 課長	原子力安全 管理監督課 課長	内部監査部門 課長 (原子力 監査)
6.1 資源の確保		力および物 資訓練基本 要項 (第 3 条、 第 11 条、第 11 条)	原子力安全 管理監督課 課長		
6.2 要員の力量 の確保およ び教育訓練					
7.1 個別業務に 必要なプロ セスの計画	原子 力品質 保証 規程	電源事業本部 保安業務要項 (第 78 条、第 81 条、第 84 条の 2、第 86 条)	原子力安全 管理監督課 課長		
		原子力施設の 定期的な評価 基本要項 (第 106 条の 6)	原子力安全 管理監督課 課長		
		運転管理要項 (第 11 条から 第 77 条)	島根原子 力発電所 所長		
		燃料管理要項 (第 78 条か ら第 84 条の 2)	島根原子 力発電所 所長		
		放射性廃棄物 管理要項 (第 85 条から第 89 条)	島根原子 力発電所 所長		

⑦-2
⑧-2

⑦-3
⑧-3

(比較のため順序入れ替え)

別紙4-2 (17/19)

⑦-2, ⑧-2

表3-1 品質マネジメントシステムの文書

(1) 一次文書				
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
	-	品質保証計画	安全室	第3条
4.2.1	QM共通:4-2	品質保証規程	安全室	

(2) JEACH111が要求する“文書化された手順書”である二次文書				
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.2.3	QM共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第3条
4.2.4	QM共通:4-2-2	品質記録管理要項	発電管理室	第3,120条
8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条
8.3	QM共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第3,107条
8.5.2				
8.5.3				
8.5.2	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条
8.5.3				

(3) 二次文書				
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.1	QM共通:4-1-1	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第3,107条
	QM共通:4-1-2	品質管理要項	安全室	第3,4,5条
5.4.1	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条
5.5.3	QM共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室	
5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	
6.2.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第3,118,119条
	QM東Ⅱ:6-2-2	運転責任者の合否判定等業務等に関する要項	発電管理室	第3条
	QM東Ⅱ:6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第3,8,9条
6.3	QM東Ⅱ:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第3,107条,107条の2
6.4	QM共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第3条
7.1	QM東Ⅱ:7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第3,11-78条
	QM東Ⅱ:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室	第3,79-86条
	QM東Ⅱ:7-1-4	燃料管理業務要項	発電管理室	
	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第3,87-91条
	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3,92-106条
	QM東Ⅱ:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第3,107条,107条の2
	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3,108-117条
	QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2,第2条の3,第3条

別紙4-2 (10/29)

関連事項・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名	二次文書名(関連条文)	一次文書名(関連条文)	二次文書名(関連条文)
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画(つづき)		放射線管理要項(第90条から第104条)長 施設管理要項(第106条から第109条の5)長 異常事態発生時の対応要項(第17条,第17条の2,第107条から第116条,第120条)長	島根原子力発電所長 島根原子力発電所長	
原子力品質保証規程	原子力品質保証規程	原子力安全文化醸成基本要項(第2条の2)	電源事業本部長	原子力安全管理監査要項(第2条の2)
	原子力品質保証規程	原子力安全文化醸成基本要項(第2条の3)	電源事業本部長	内部監査部門部長(原子力監査)
7.2.3 組織の外部との情報の伝達等		外部コミュニケーション基本要項(第3条)	電源事業本部長	
7.3 設計開発		設計・開発管理基本要項(第3条)文書・記録管理基本要項(第3条)	電源事業本部長	
7.4 調達 7.5.5 調達物品の管理		調達管理基本要項(第3条)	電源事業本部長	

⑦-3
⑧-3

・文書体系の相違【東海第二】

(比較のため順序入替)

別紙4-2 (18/19)
⑦-2, ⑧-2

第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条
	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室	
7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第3, 6, 7条
7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	第3条
	QM共通:7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室	第3, 5, 121条
7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第3, 107条
7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	発電管理室	
	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室	第3条
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室	
8.2.1	QM共通:7-2-1	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室	第3, 107条
8.3	QM共通:8-3-2	原子炉施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	発電管理室	第3条
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3, 10条

別紙4-2 (11/29)

関連事項 項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名 (関連条文)	二次文書名 (関連条文)
8.2.1 組織の外部 の者の意見		外部コミュニ ケーション基 本要項 (第3条)	電源事業 本部長	
8.2.3 プロセスの 監視測定	原子 力 監 査 規 程	監視測定およ び分析基本要 項(第3条) 不適合等管理 基本要項(第3 条)	電源事業 本部長	
8.2.4 機器等の検 査等	原子 力 監 査 規 程	検査管理要項 (第3条)	島根原子 力発電所 長	
8.4 データの分 析および評 価	原子 力 監 査 規 程	監視測定およ び分析基本要 項(第3条) 原子炉施設の 定期的な評価 基本要項(第 10条)	電源事業 本部長 電源事業 本部長	原子力安全 管理監査要 項(第3条) 内部監査部門 部長(原子力 監査)

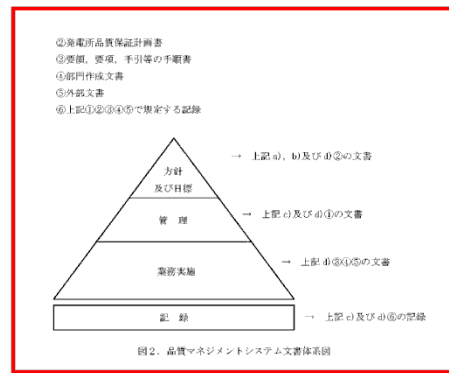
⑦-2
⑧-2

⑦-3
⑧-3

・文書体系の相違
【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																							
		<p style="text-align: right;">別紙4-2 (12/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>(4) 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連条項・項目</th> <th colspan="3">実施部門</th> <th colspan="3">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td></td> <td>文書・記録管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.2 内部監査</td> <td>原子力品質管理規程</td> <td></td> <td></td> <td>原子力安全管理基本規則</td> <td>原子力安全管理監査要領 (第3条)</td> <td>内部監査部門 部長(原子力監査)</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td></td> <td>不適合等管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 差正処置等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">⑦-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p>	関連条項・項目	実施部門			監査部門			一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	4.2.3 文書の管理		文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業 本部長				4.2.4 記録の管理							8.2.2 内部監査	原子力品質管理規程			原子力安全管理基本規則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	内部監査部門 部長(原子力監査)	8.3 不適合の管理		不適合等管理基本要領 (第3条)	電源事業 本部長				8.5.2 差正処置等							8.5.3 未然防止処置							<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>
関連条項・項目	実施部門			監査部門																																																						
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																																																				
4.2.3 文書の管理		文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業 本部長																																																							
4.2.4 記録の管理																																																										
8.2.2 内部監査	原子力品質管理規程			原子力安全管理基本規則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	内部監査部門 部長(原子力監査)																																																				
8.3 不適合の管理		不適合等管理基本要領 (第3条)	電源事業 本部長																																																							
8.5.2 差正処置等																																																										
8.5.3 未然防止処置																																																										

別紙4-2 (7/21)



4.2.2 品質マニュアル
組織は、品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「2-21 原子力品質保証要項」を作成し、維持する。更新・改訂権限者は社長とする。

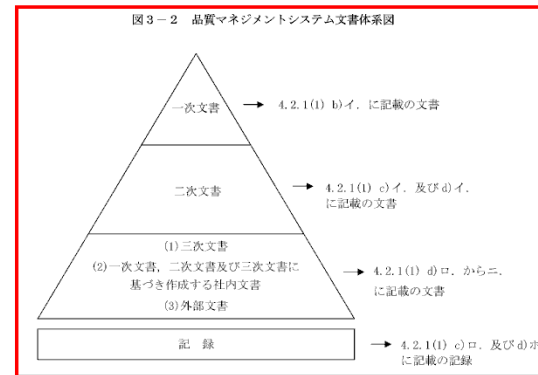
4.2.3 文書管理
(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を維持するために、「11-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、階層最上級の位置付けを明確にするとともに、優先度の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4 に規定する発生事項に即ち管理する。
(2) 次の所係に必要な管理を「11-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。
a) 発行時に、適切な点検から文書をレビューし、承認する。
b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を実施する。
d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確認する。

⑦-2
⑧-2
⑦-3
⑧-3

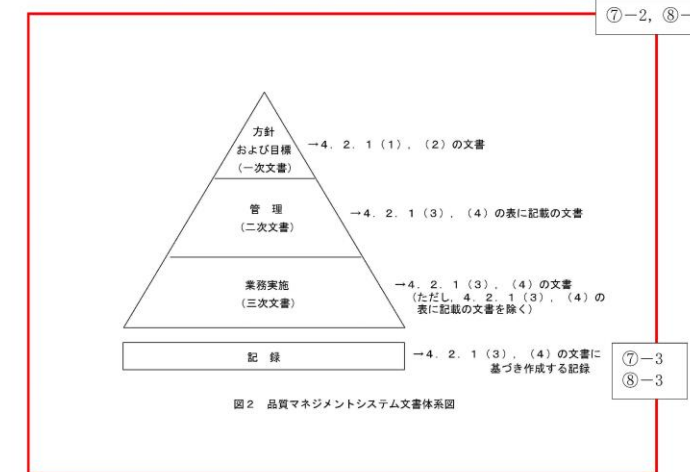
(比較のため順序入替)

別紙4-2 (19/19)

⑦-2, ⑧-2 ⑦-3, ⑧-3



別紙4-2 (13/29)



・文書体系の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/21)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な事項を「品質記録管理要項」に定め、管理する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに資するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標を設定されることを確保にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 ⑦-8, ⑧-8</p> <p>e) 資源が使用できることを確保にされる。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確保にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)参照)を設定されていることを確保にされる。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (5/19)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。 ⑦-3, ⑧-3</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な事項を「品質記録管理要項」に定め、管理する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに資するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。 ⑦-5, ⑧-5</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標を設定されることを確保にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 ⑦-8, ⑧-8</p> <p>e) 資源が使用できることを確保にされる。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確保にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 ⑦-5, ⑧-5</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)参照)を設定されていることを確保にされる。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/29)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」および「原子力安全管理監査細則」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係</p> <p>(「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照)</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む。品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a. 組織として承認されていない文書の使用または適切ではない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき課じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように(文書改訂等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるように含む。)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた4.2.1(4)の表の4.2.3項に係る文書を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(aと同様に改訂の妥当性を審査し、承認することを含む。)こと。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントに規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性を保証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができる。かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保管、保護、検索および廃棄に関して、所要の管理の方法を定めた4.2.1(4)の表の4.2.4項に係る文書を作成する。 ⑦-3, ⑧-3</p>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-2 (8/21)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な事項を「品質記録管理要項」に定め、管理する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標を設定されることを確実にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 ⑦-8, ⑧-8</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にされる。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3) a)参照)を設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-2 (5/19)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な事項を「品質記録管理要項」に定め、管理する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標を設定されることを確実にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 ⑦-8, ⑧-8</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にされる。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3) a)参照)を設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-2 (15/29)</p> <p>5. 経営責任等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることを含む。)</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに關するもの(この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a. 実施事項</p> <p>b. 必要な資源</p> <p>c. 責任者</p> <p>d. 実施事項の完了時期</p> <p>e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (9/21)</p> <p>⑦-5 ⑧-5</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (6/19)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/29)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p>別紙4-2 (9/21)</p> <p>⑦-5 ⑧-5</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p>	<p>(比較のため再掲)</p> <p>別紙4-2 (6/19)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p>	<p>別紙4-2 (17/29)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-9, ⑧-9</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (10/21)</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p> <p>⑦-9 ⑧-9</p> <p>⑦-10 ⑧-10</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (7/19)</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/29)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-9, ⑧-9</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙 4-2 (10/21)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-7 8-7</p> <p>7-8 8-8</p> <p>5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、再発する業務に関して、次に準ずる責任及び権限を与えることを確実にする。 a) プロセスが確立され、実施されることにも、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む実施状況について評価する (5.4.1 及び 8.2.3 参照)。 d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-9 8-9</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、マネジメントレビューや原子力発電施設委員会等を通じて、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-10 8-10</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。 a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 c) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。) 並びに検査及び試験の結果 d) 予防処置及び是正処置の状況 e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案</p> </div>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙 4-2 (7/19)</p> <p>5.5.3 内部コミュニケーション 社長は、「品質保証規程」に基づき組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-8 8-8</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確保するために、「マネジメントレビュー要項」に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-7 8-7</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットに次の情報を含める。 a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 c) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。) 並びに検査及び試験の結果 d) 予防処置及び是正処置の状況 e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-8 8-8</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットに、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。 a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施にかかわる改善 c) 資源の必要性</p> </div> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般</p>	<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (18/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-7, 8-7</p> <p>む。)の結果 (外部監査を受けた場合に限り。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見 (3) プロセスの運用状況 (JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。) (4) 使用前事業者検査および定期事業者検査 (以下「使用前事業者検査等」という。) ならびに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。(以下、本編において同じ。) (5) 品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成および維持の状況 (内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な進歩により得られたものを含む。) ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11) 部門または要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) の実効性</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>7-9, 8-9</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。) b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの有効性の維持および継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e. 関係法令の遵守に関する改善 (2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、(1) の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (11/21)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>の結果</p> <p>d) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>i) 改善のための提案</p> </div> <p>⑦-10 ⑧-10</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>c) 資源の必要性</p> </div> <p>⑦-9 ⑧-9</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>組織は、人的資源、原子炉施設、作業環境を含め、原子炉安全に必要な資源を提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>原子炉安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>組織は、次の事項を「第20 教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。</p> <p>a) 原子炉安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を確保する。</p> <p>b) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 組織の要員が、自らの活動の持つ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>6.3 原子炉業務</p> <p>組織は、原子炉安全の達成のために必要な原子炉業務を「第05 保守管理基本マニュアル</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (7/19)</p> <p>5.5.3 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、「品質保証規程」に基づき組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確保するために、「マネジメントレビュー要項」に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> </div> <p>⑦-8 ⑧-8</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットに次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) 原子炉安全の達成に関する外部の受けとめ方</p> <p>c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果</p> <p>d) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>i) 改善のための提案</p> </div> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>社長は、マネジメントレビューからのアウトプットに、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>c) 資源の必要性</p> </div> <p>⑦-8 ⑧-8</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>組織は、原子炉安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (18/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子炉規制委員会の意見等を含む。組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況(JIS 9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果</p> <p>ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほか自主的に行う、適合判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。(以下、本編において同じ。)</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすその他の変更</p> <p>(11) 部門または委員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みごとを含む。)の実効性</p> </div> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> </div> <p>⑦-9, ⑧-9</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: center;">別紙4-2 (19/29)</p> <p>6. 資源の管理 6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を4.2.1(3)の表の6.1項、6.2項および7.1項に係る文書において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS 09001の「インフラストラクチャ」をいう。) (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、湿度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。) (4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4.2.1(3)の表の5.4.1項および6.2項に係る文書を確認し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/21)</p> <p>4) に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を維持するためのインフラストラクチャーを関連するマニュアル等に明確にし、維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は、放射線に関する作業環境を基本とし、放射線管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を含め、原子力安全の達成のために必要な作業環境も関連するマニュアル等に明確にし、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスを計画し、運転管理、燃料管理、放射線管理、放射線管理、保守管理、緊急時の対応、関係法令の遵守及び安全文化醸成活動の各基本マニュアル等に定める。また、各基本マニュアル等に基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。</p> <p>(3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の独立性の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照) ⑦-3 ⑧-3</p> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「N-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/19)</p> <p>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有すること。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 組織は、次の事項を「力量設定管理要項」に定め、実施する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らができるように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー 組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を「保守管理業務要項」に定め、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供し、維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を業務の計画(7.1参照)にかかわる関連する文書、及び「作業環境測定管理要項」に定め、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、一次文書、二次文書、三次文書に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていること(4.1参照)。</p> <p>(3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の独立性の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照) ⑦-3 ⑧-3</p> <p>(4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を業務の計画(7.1参照)において、明確にする。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/29)</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、4.2.1(4)の表の4.2.3項および4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)e.を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(業務的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を担保するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 ⑦-3, ⑧-3</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>(1) 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 関係法令</p> <p>c. a., b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長(原子力管理)を主とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</p> <p>なお、電源事業本部長(原子力管理)は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長(原子力管理)へ指示する。</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/21)</p> <p>対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確認する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力を持っている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されていない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確認する。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「M-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、原子炉施設を対象として、「NE-16 設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の要項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適用したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限</p> <p>(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確保するために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを適宜管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用される法令・規制要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (9/19)</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確認する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力を持っている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確認する。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定め、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、次の事項を「設計管理要項」に定め、実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適用したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限</p> <p>(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確保するために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを適宜管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用される法令・規制要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/29)</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 (1) 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、有効性のある方法を4.2.1(3)の表の7.2.3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</p> <p>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b. 予期せぬ事態における組織の外部の者の時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。</p> <p>7.3 設計開発 組織は、4.2.1(3)の表の7.3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)g.の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、有効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関連する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能および性能に係る要求事項</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/21)</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。 (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。 a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合格判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確認するために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たしていることを確認するために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。 (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。 (3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (10/19)</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。 (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。 a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合格判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確認するために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たしていることを確認するために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。 (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。 (3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (22/29)</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項 (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合格判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。 (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。 (2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。 (2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (15/21)</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、「NE-14 調達管理基本マニュアル」及び「NC-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子炉安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の資格性確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 ⑦-15、⑧-11</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、供給者に依頼する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>⑦-12</p> <p>⑧-12</p> <p>⑦-13</p> <p>⑧-13</p> <p>⑦-16</p> <p>⑧-16</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (11/19)</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、次の事項を「調達管理要項」に定め、実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子炉安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の資格性確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 ⑦-15、⑧-11</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、供給者に依頼する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>⑦-11</p> <p>⑦-13</p> <p>⑦-14</p> <p>⑦-15</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (23/29)</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、4.2.1(3)の表の7.4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判断基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得および当該情報を他の原子炉事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項 ⑦-18</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 ⑧-14</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模倣品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用することにあたっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>⑦-14</p> <p>⑦-15</p>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/21)</p> <p>(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証 (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を進めて、実施する。 ⑦-14 ⑧-14</p> <p>(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。 a) 原子力安全との関わりを述べた情報が開示できる。 b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 c) 適切な設備を使用している。 d) 監視設備及び測定設備が利用できる、使用している。 e) 監視及び測定が実施されている。 f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが困難で、その結果、業務が実施された後でも不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。 (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。 (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続を確立する。 a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 設備の承認及び要員の資格性確認 c) 所定の方法及び手順の適用 d) 監視に関する要求事項(4.2.4参照) e) 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (11/19)</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。 (4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達 組織は、次の事項を「調達管理要項」に定め、実施する。 7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。 (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。 ⑦-12 (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。 (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項 (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。 ⑦-11 a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 b) 要員の資格性確認に関する要求事項 c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 ⑦-15、⑧-11 e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項 (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証 (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を進めて、実施する。 ⑦-13 (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施 組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。 7.5.1 業務の管理 組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/29)</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子炉規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。 (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 ⑦-14 ⑦-15</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証 ⑦-16 (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。 (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理 7.5.1 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。 (1) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。 (5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。 (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。 (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定められた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。 a. 当該プロセスの事象および処置のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保 (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/21)</p> <p>(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提供する。</p> <p>7.4.3 調達製品の検査 (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を実施する。 (2) 組織は、供給者宛て検査を実施することにした場合には、組織は、その検査の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。 a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。 b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 c) 適切な設備を使用している。 d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 e) 監視及び測定が実施されている。 f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。 (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。 (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。 a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 設備の承認及び要員の適格性確認 c) 所定の方法及び手順の適用 d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照) e) 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。 (2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。 (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存 組織は、調達製品の検査後、受入から梱付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/19)</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。 b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 c) 適切な設備を使用している。 d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 e) 監視及び測定が実施されている。 f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。 (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。 (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。 a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 設備の承認及び要員の適格性確認 c) 所定の方法及び手順の適用 d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照) e) 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。 (2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。 (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存 組織は、調達製品の検査後、受入から梱付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品(JIS 09001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。 (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4.2.1(3)の表の7.5.5項に係る文書を確立する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において確立し、実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔(7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正または検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の精度がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">-第2章- 22 -</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/21)</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の実務事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を監視する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.5 標準製品の保存 組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から梱付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、原形品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機能及び測定機器の管理 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を保証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の実務事項との適合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確保するプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、組織は、業務機器に関し、「第55 保管管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>b) 機器の調整をする。又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。</p> <p>組織は、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を保証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保する。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 調査・品質監査室は、客観的な評価を行う組織として、次の事項を「内部監査要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEA0411の要求事</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/19)</p> <p>測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の実務事項との適合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確保するプロセスを確立する。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>b) 機器の調整をする。又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。</p> <p>組織は、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を保証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保する。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 調査・品質監査室は、客観的な評価を行う組織として、次の事項を「内部監査要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEA0411の要求事</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所定を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7. 5. 4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品(JIS 09001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1(3)の表の7. 5. 5項に係る文書を確立する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の検証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4. 2. 1(3)の表の7. 1項に係る文書において明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と適合性のとれた方法を、4. 2. 1(3)の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) あらかじめ定められた間隔(7. 1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。</p> <p>b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c) 所定の調整がなされていること。</p> <p>d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (18/21)</p> <p>この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を継続的に改善する。 c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「9-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「9-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。 a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画 (7.1 参照) に適合しているか、JBAC111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 (2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の成熟性及び複雑性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。 (3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「9-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。 (4) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。 (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確保する。フォロー</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/19)</p> <p>測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。 (2) 組織は、監視及び測定の実施と要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確保するプロセスを確立する。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に關し、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する (4.2.4 参照)。 b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する (4.2.4 参照)。 組織は、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。 (4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保する。 c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「9-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 調査・品質監査室は、客観的な評価を行う組織として、次の事項を「内部監査要項」に定め、実施する。 (1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。 a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画 (7.1 参照) に適合しているか、JBAC111 の要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (26/29)</p> <p>8. 評価および改善 8.1 監視測定、分析、評価および改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取りむべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。 (2) 組織は、要員が（1）の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</p> <p>8.2 監視および測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、（1）の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を 4.2.1（3）の表の 8.2.1 項に係る文書に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。 a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施および有効性の維持 (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。 (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。 (5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4.2.1（4）の表の 8.2.2 項に係る文書に定める。 (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8) 組織は、不適合が発見された場合には、（7）の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての観点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 監視測定の方法には次の事項を含む。 a. 監視測定の実施時期</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (19/21)</p> <p>アップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「既17 セーフシステム実装基本マニュアル」(第10条「原子炉施設等の定期的な評価」を含む)に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の検査事項が満たされていることを検証するために、「既13 検査及び試験基本マニュアル4」及び「既54 運転管理基本マニュアル」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験委員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を記録する (4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状態が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「既11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 抽出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が抽出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再評価を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する (4.2.4参照)。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/19)</p> <p>項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基調、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の測定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を規定する。</p> <p>(4) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「試験・検査管理要項」に従って、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験委員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を、記録する (4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状態が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要項」に定める。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 抽出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が抽出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (27/29)</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要性に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが、4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録 (必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支援なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要性に応じて、使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること (使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第9条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。))その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと (使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要性に応じて、自主検査等の独立性 (自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること (自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第9条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。))その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと (自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する (不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。))。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理 (不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならびにそれに関連する責任および権限を、4.2.1(4)の表の8.3項に係る文書</p>	<p>・不適合管理プロセスの相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

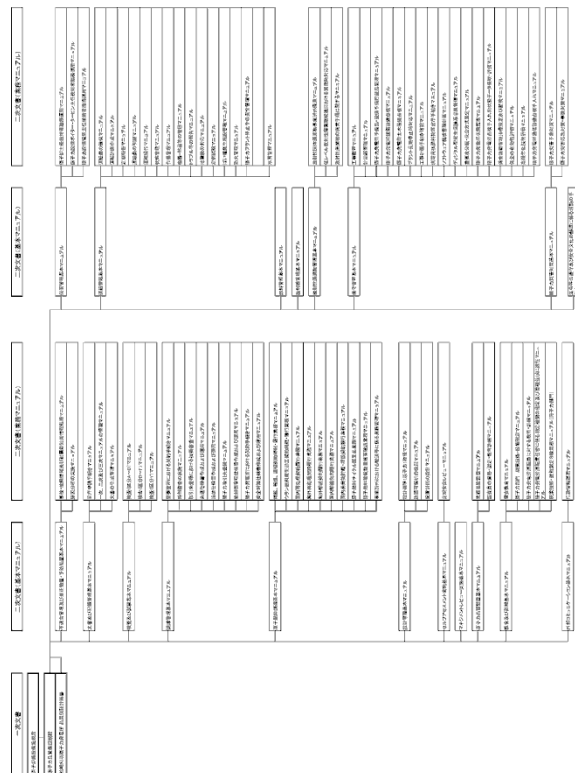
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (19/21)</p> <p>アッパには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「N1-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」(第1.0条「原子炉施設の定期的な評価」を含む)に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「N1-13 検査及び試験基本マニュアル」及び「N1-51 運転管理基本マニュアル」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1 参照) に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験委員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を記録する (4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 業務の計画 (7.1 参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確保する。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「N1-19 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は是正処置又は是正処置に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む知識の記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p style="text-align: right;">⑦-15 ⑧-15</p>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/19)</p> <p>項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状況及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を規定する。</p> <p>(4) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2 参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「試験・検査管理要項」に従って、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1 参照) に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験委員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を、記録する (4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 業務の計画 (7.1 参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確保する。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要項」に定める。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は是正処置又は是正処置に対して適切な処置をとる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-14 ⑧-14</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (28/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-17, ⑧-13</p> <p>に定める。</p> <p>(3) 発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a) 発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長 (品質保証) に提出する。</p> <p>b) 課長 (品質保証) は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。</p> <p>c) 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主要として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。</p> <p>(4) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という。)</p> <p>c) 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d) 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または是正処置の影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(5) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、(4) a) の措置を講じた場合には、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(7) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立つ観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析および評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが有効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの有効性の改善 (品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改善、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。) の必要性を評価するために、4.2.1(3)の表の8.4項に係る文書において、適切なデータ (監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報からのデータを含む。) を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c) 機器等およびプロセスの特性および傾向 (是正処置を行う継続 (不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。) となるものを含む。)</p> <p>d) 関連物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善 (品質マネジメントシステムの有効性を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然</p> <p style="text-align: center;">-第2章- 25 -</p>	<p>・不適合管理プロセスの相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/21)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「N1-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、「N1-17 セルプロセス管理基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8.2.1 参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7.4 参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>組織は、再発防止のため、「N1-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEA4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「N1-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 不適合のレビュー</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見 (BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (15/19)</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「不適合管理要項」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために「データ分析要項」を定め、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8.2.1 参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7.4 参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEA4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。</p> <p>a) 不適合のレビュー</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見 (BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (29/29)</p> <p>防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>⑦-17, ⑧-13</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、是正処置その他の事項が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げる場所により、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事項の分析 (情報の収集並びに整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。) および当該不適合の原因の明確化 (必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の観点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事項の有無または当該類似の不適合その他の事項が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) を変更する。</p> <p>e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合 (単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手続きを、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる ((1) のうち、必要なものについて実施することを行う。)。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見 (BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。) を収集し、自らの組織で起こり得る不適合 (原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。) の重要性に応じて、次に掲げる場所により、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.3項に係る文書に定める。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/21)</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（保安活動協議会及び保安活動協議会及びニューシニア登録情報を含む。）の活用を含む、「N-11 不適合管理及び是正措置・予防措置基本マニュアル」に基づき、その期間も除去する措置を含める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子力発電所と共有することを含む。</p> <p>(2) 予防措置は、起こり得る不適合の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための措置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な措置の決定及び実施</p> <p>d) とった措置の結果の記録（4.2.4 参照）</p> <p>e) とった予防措置の有効性のレビュー</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/19)</p> <p>情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する措置を決める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子力発電所と共有することを含む。</p> <p>(2) 予防措置は、起こり得る不適合の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための措置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な措置の決定及び実施</p> <p>d) とった措置の結果の記録（4.2.4 参照）</p> <p>e) とった予防措置の有効性のレビュー</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-2 (29/29)</p> <p>防止措置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-17, ⑧-13</p> <p>8. 5. 2 是正措置等</p> <p>(1) 組織は、種々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正措置を講じる。</p> <p>a. 是正措置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の観点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正措置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正措置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手続きを、4. 2. 1 (4) の表の 8. 5. 2 項および 8. 5. 3 項に係る文書に確立し、実施する。</p> <p>e. 講じたすべての是正措置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1) に掲げる事項について、4. 2. 1 (4) の表の 8. 5. 2 項および 8. 5. 3 項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1) のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</p> <p>8. 5. 3 未然防止措置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転記録等の知見（BWR事業者協議会を取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止措置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止措置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止措置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止措置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止措置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1) に掲げる事項について、4. 2. 1 (4) の表の 8. 5. 3 項に係る文書に定める。</p>	

別紙4-3 (1/1)

品質マネジメントシステム文書体系

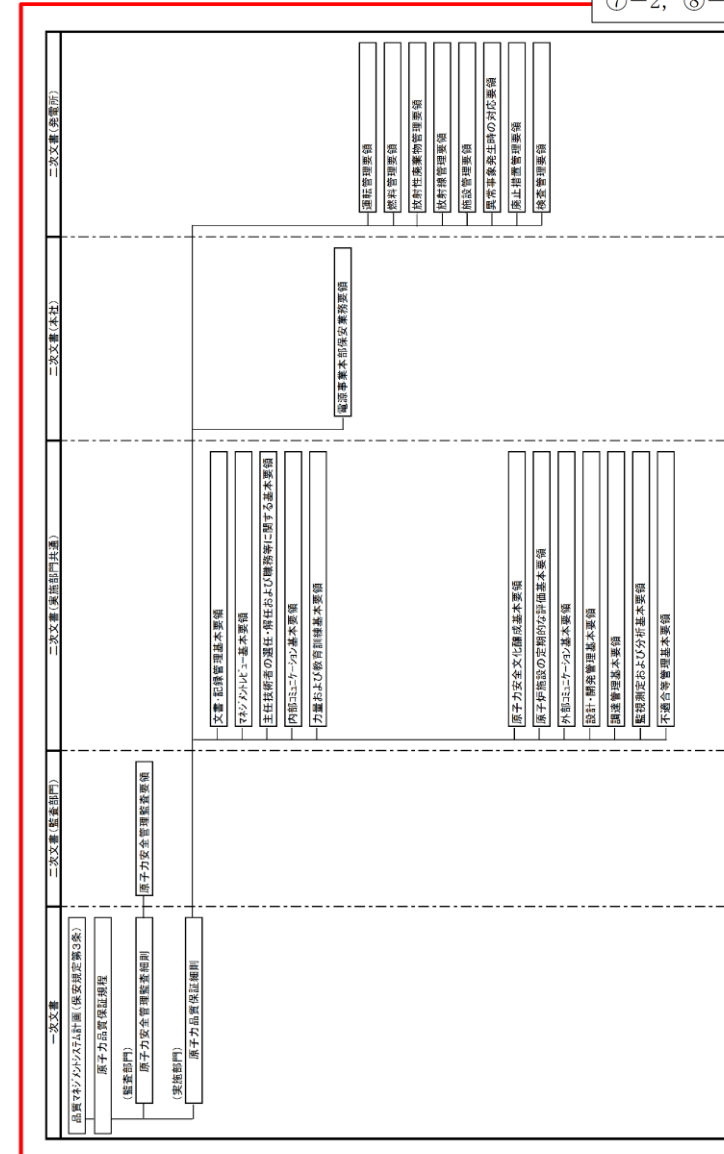


新規制基準として申請している文書体系を示す

別紙4-3 (1/1)

品質マネジメントシステム文書体系

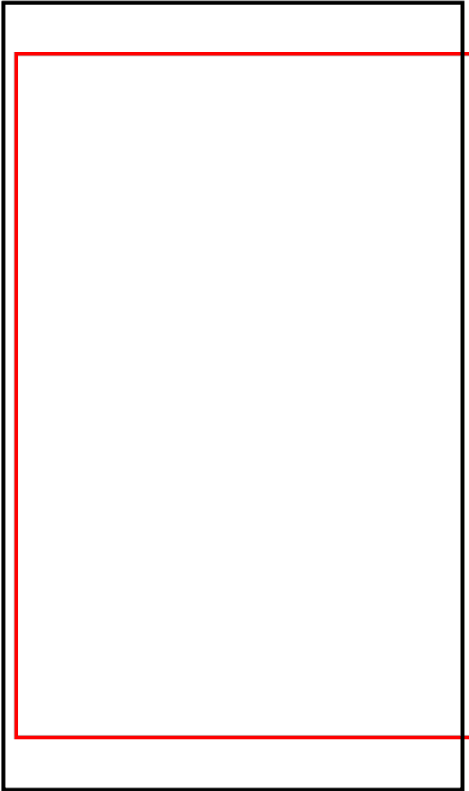
⑦-2, ⑧-2



- ・文書体系の相違【柏崎6/7】
- ・記載方針の相違【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考													
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (1/21)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">文書名</td> <td style="text-align: center;">共通規程類</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">原子力品質保証規程</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">Z-21 改20</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">〔 抜 粋 〕</p> <p style="text-align: center;">2003年 1月27日施行 2016年 12月19日 (改訂20)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">原子力・立地本部 原子力安全・統括部 (主管部)</td> </tr> <tr> <td>福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部 (主管部)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	共通規程類		原子力品質保証規程		Z-21 改20	原子力・立地本部 原子力安全・統括部 (主管部)	福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部 (主管部)	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (1/14)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">品質マネジメントシステム規程管理番号</td> </tr> <tr> <td>QM共通: 4-2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">品質保証規程</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">制定 平成4年 6月29日 社規第590号</td> </tr> <tr> <td>最終改正 平成29年 4月19日 社規第1223号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所 本店 安全室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p> <p style="text-align: center;">.....</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通: 4-2	制定 平成4年 6月29日 社規第590号	最終改正 平成29年 4月19日 社規第1223号	主管箇所 本店 安全室		<p>・表紙の有無 【柏崎6/7, 東海第二】</p>
文書名	共通規程類															
	原子力品質保証規程															
	Z-21 改20															
原子力・立地本部 原子力安全・統括部 (主管部)																
福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部 (主管部)																
品質マネジメントシステム規程管理番号																
QM共通: 4-2																
制定 平成4年 6月29日 社規第590号																
最終改正 平成29年 4月19日 社規第1223号																
主管箇所 本店 安全室																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 615 795 636" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (2/21)</div> <div data-bbox="278 680 706 1415" style="border: 1px solid black; width: 144px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 611 795 632" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-4 (3/21)</div> <div data-bbox="278 680 715 1419" style="margin-left: auto; margin-right: auto;">  </div> <div data-bbox="765 768 804 810" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>⑦-5 ⑧-5</p> </div>			<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 613 795 634" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (4/21)</div> <div data-bbox="278 680 715 1415" style="border: 1px solid black; width: 147px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>

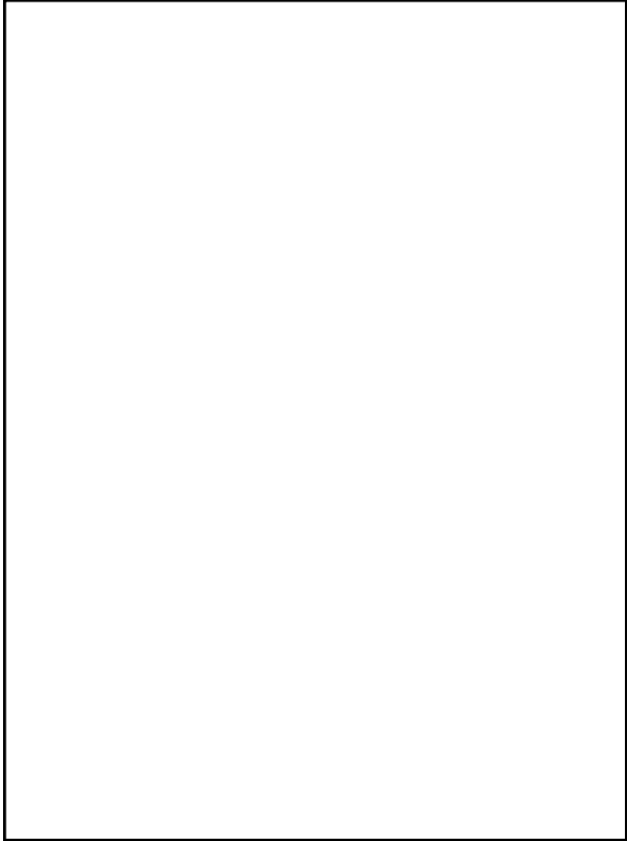
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 611 795 632" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (5/21)</div> <div data-bbox="278 680 715 1415" style="border: 1px solid black; width: 147px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 611 795 632" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (6/21)</div> <div data-bbox="278 680 694 1415" style="border: 1px solid black; width: 140px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 619 795 640" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (7/21)</div> <div data-bbox="278 688 706 1423" style="border: 1px solid black; width: 144px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 613 795 634" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (8/21)</div> <div data-bbox="278 680 706 1415" style="border: 1px solid black; width: 144px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (9/21)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 350px; margin: 0 auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);"> <p>⑦-4</p> <p>⑧-4</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">原子力品質保証規程</p> <p style="text-align: right;">制 定 社規 1,669:2004. 3. 1 一部改正 社規 1,917:2018. 10. 1</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、原子力安全を達成、維持、向上させるため、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 この規程は、社長、電源事業本部、上関原子力立地プロジェクト、調達本部および審査部門（以下別紙 1, 別紙 2 および別紙 3 を除き「組織」と総称する。）が行う、島根原子力発電所の保安活動、原子力発電所の建設活動、海外再処理廃棄物の返還に関する活動およびこれらの活動に係る原子力安全文化醸成活動に適用する。</p> <p>(適用規格等)</p> <p>第 3 条 前条に規定する各活動に対し、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）および「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成 25 年原子力規制委員会規則第 8 号）（以下「工事計画品質管理基準」という。）を適用または準用する。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 4 条 この規程で使用する用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子力安全 適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、業務に従事する者、公衆および環境を、放射線による過度の危険性から守ること。</p> <p>(2) 原子力安全文化 「平成 17 年版原子力安全白書」の「安全文化」に対する以下の定義と同じ。 原子力の安全問題には、その重要性にふさわしい注意が最優先で払われなければならない。安全文化とは、そうした組織や個人の特性と姿勢の総体である。</p> <p>(3) 業務 第 2 条に規定する各活動を構成する個々のプロセスを実施すること。</p> <p>(4) 原子炉施設 原子力発電所を構成する構造物、系統および機器等の総称のことをいう。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステム</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-4 (1/6)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 400px; margin: 0 auto;"></div>	<p>・ 組織体制の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>・ 文書体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1196 569 1457 600">(比較のため順序入替)</p> <p data-bbox="1495 636 1623 655">別紙4-3 (13/14)</p> 		<p data-bbox="2534 548 2742 621">・文書体系の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 617 792 638" style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">別紙4-4 (10/21)</div> <div data-bbox="278 684 709 1423" style="border: 1px solid black; width: 145px; height: 352px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1489 617 1611 638" style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">別紙4-3 (3/14)</div> <div data-bbox="1065 642 1626 1444" style="border: 1px solid black; width: 189px; height: 382px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2231 590 2395 611" style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">別紙4-4 (2/6)</div> <div data-bbox="1822 672 2404 1495" style="border: 1px solid black; width: 196px; height: 392px; margin: 0 auto;"></div>	<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>

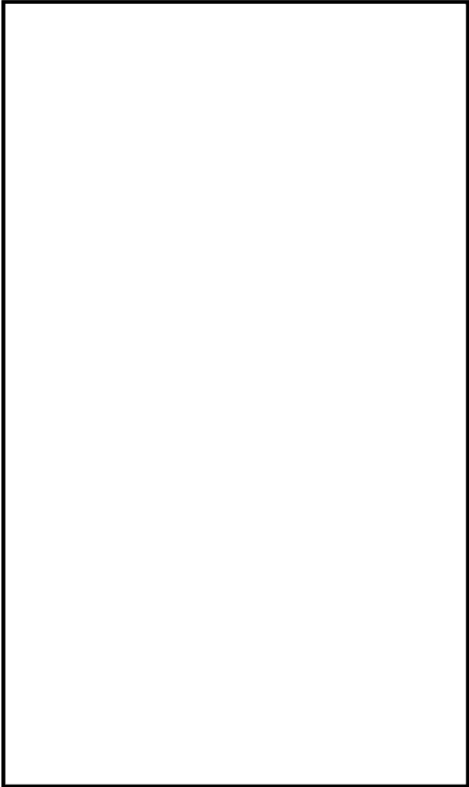
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 613 795 638" style="text-align: center;">別紙4-4 (11/21)</div> <div data-bbox="273 680 706 1415" style="border: 1px solid black; width: 146px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>	<div data-bbox="1489 617 1614 642" style="text-align: center;">別紙4-3 (4/14)</div> <div data-bbox="1062 638 1626 1428" style="border: 1px solid black; width: 190px; height: 376px; margin: 20px auto;"></div>		<p data-bbox="2534 550 2742 625">・文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 617 795 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (12/21)</div> <div data-bbox="278 684 780 1339" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 150px; height: 300px;"> <div data-bbox="736 751 774 793" style="position: absolute; top: 5px; right: 5px;">②-4</div> <div data-bbox="736 777 774 798" style="position: absolute; top: 15px; right: 5px;">③-4</div> </div>			

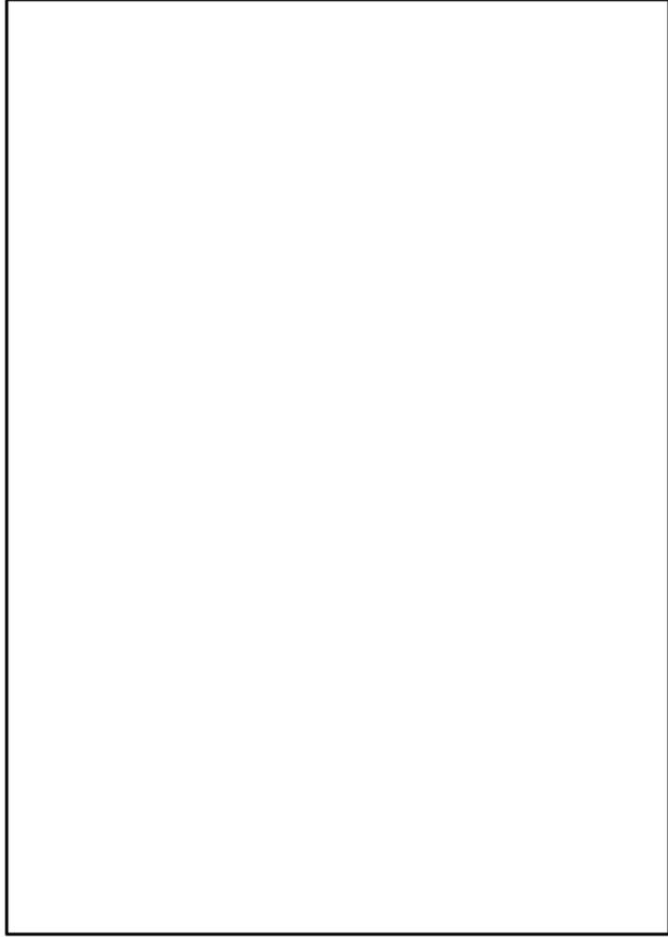
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="626 611 795 636" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (13/21)</div> <div data-bbox="278 680 783 1354" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 150px; height: 300px;"> <div data-bbox="323 709 742 1339" style="border: 2px solid red; width: 130px; height: 290px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="736 737 771 779" style="font-size: 8px; position: absolute; top: 5px; right: 5px;">①-4 ②-4</div> </div>			

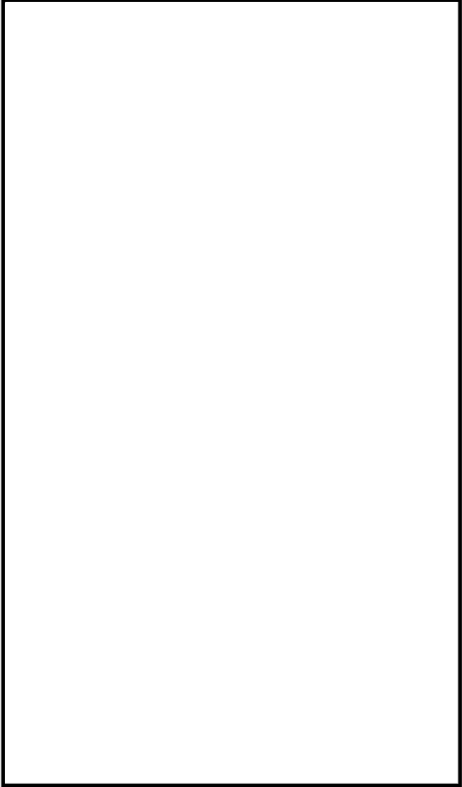
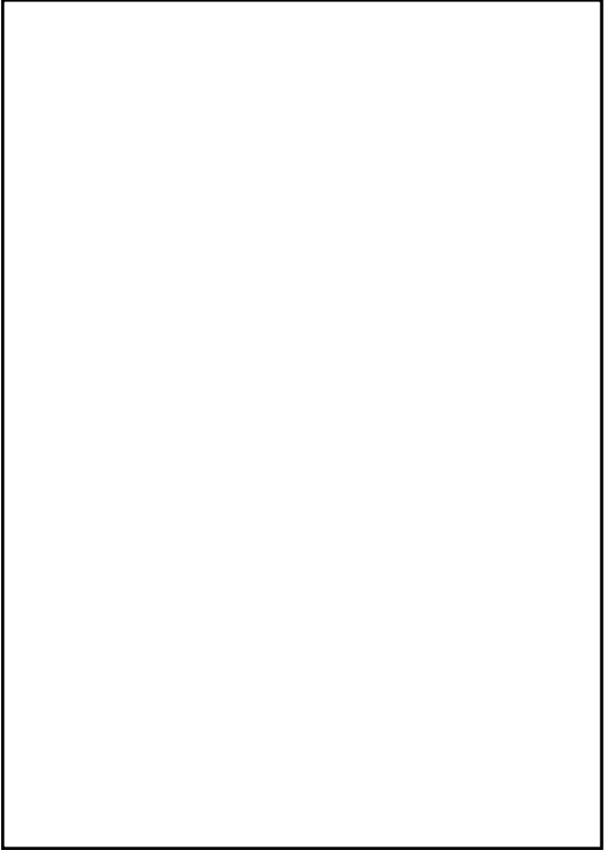
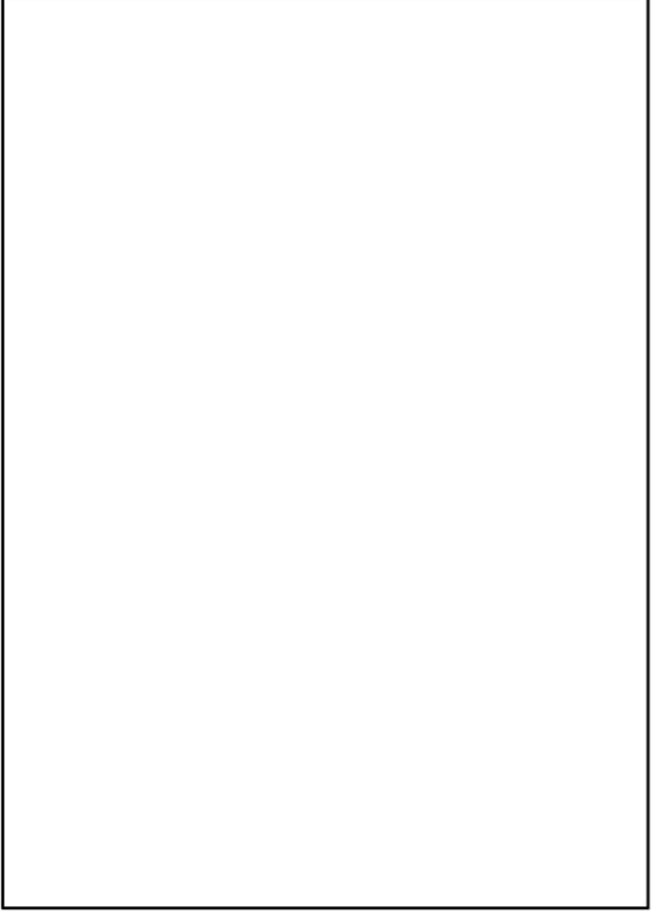
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="626 617 795 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (14/21)</div> <div data-bbox="278 705 789 1398" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 150px;"> <div data-bbox="329 716 647 1373" style="border: 2px solid red; height: 313px; width: 107px;"></div> <div data-bbox="664 747 700 789" style="font-size: small;">㊦-4</div> <div data-bbox="664 768 700 789" style="font-size: small;">㊧-4</div> </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 615 792 636" style="text-align: center;">別紙4-4 (15/21)</div> <div data-bbox="278 682 715 1417" style="border: 1px solid black; width: 147px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>	<div data-bbox="1199 590 1457 621" style="text-align: center;">(比較のため順序入替)</div> <div data-bbox="1492 655 1614 676" style="text-align: right;">別紙4-3 (14/14)</div> <div data-bbox="1041 674 1611 1461" style="border: 1px solid black; width: 192px; height: 375px; margin: 20px auto;"></div>		

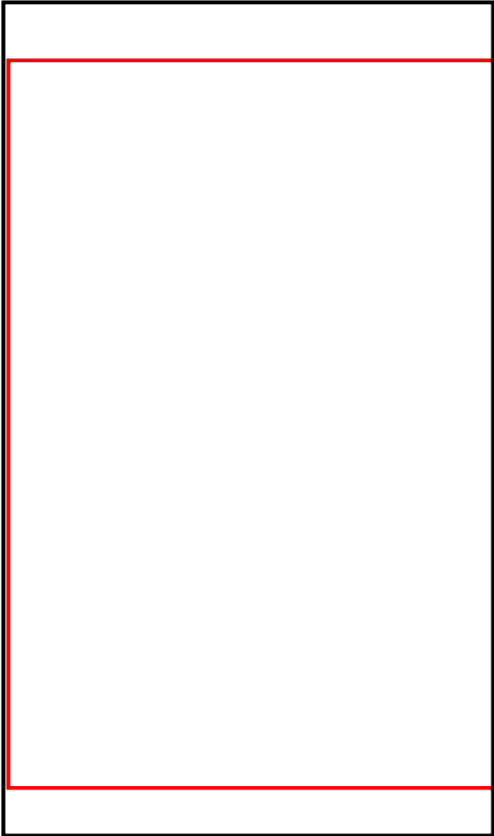
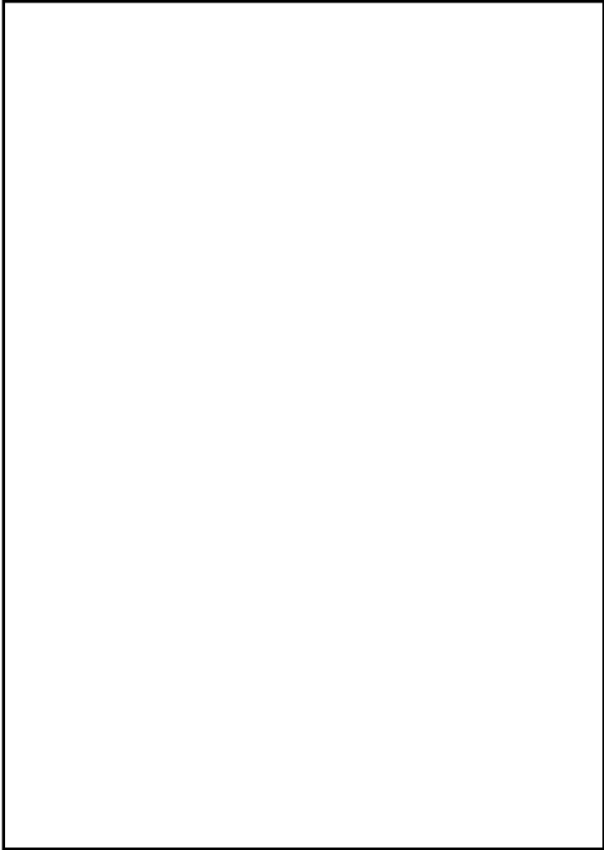
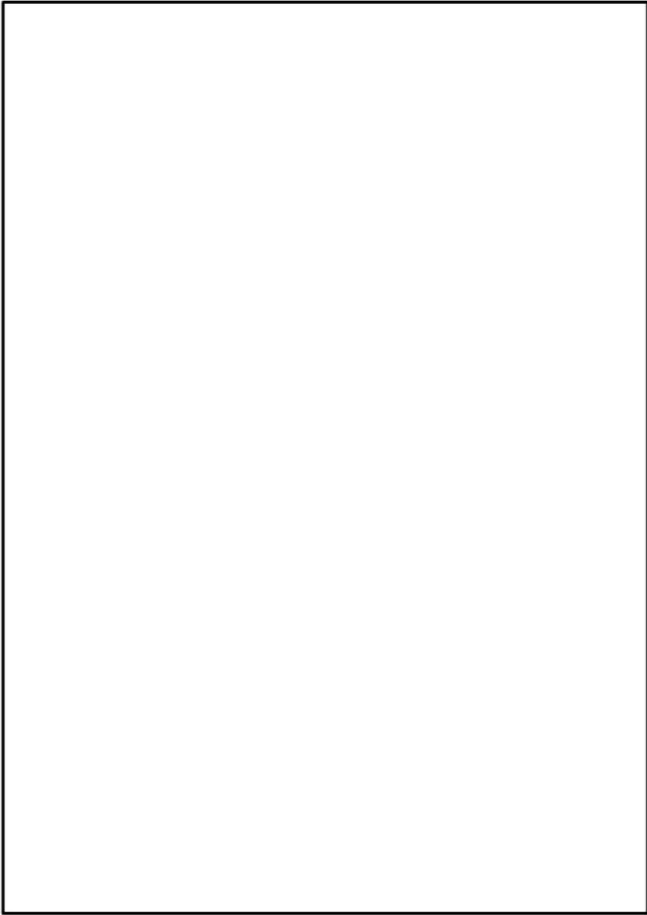
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="632 625 795 646">別紙4-4 (16/21)</p> 			

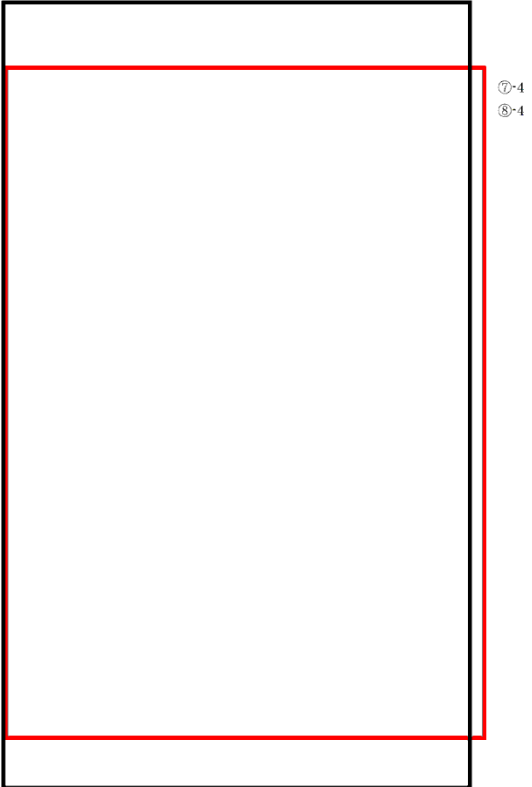
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 615 792 638" data-label="Text">別紙4-4 (17/21)</div> <div data-bbox="276 680 706 1419" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="1486 615 1614 638" data-label="Text">別紙4-3 (5/14)</div> <div data-bbox="1059 644 1623 1440" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="2246 594 2421 621" data-label="Text">別紙4-4 (3/6)</div> <div data-bbox="1831 680 2424 1518" data-label="Image"> </div>	

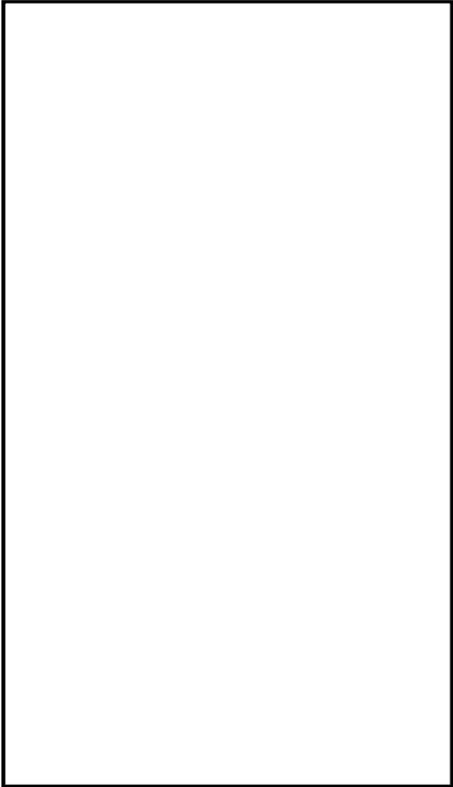
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2249 352 2427 382">別紙4-4 (4/6)</p> 	

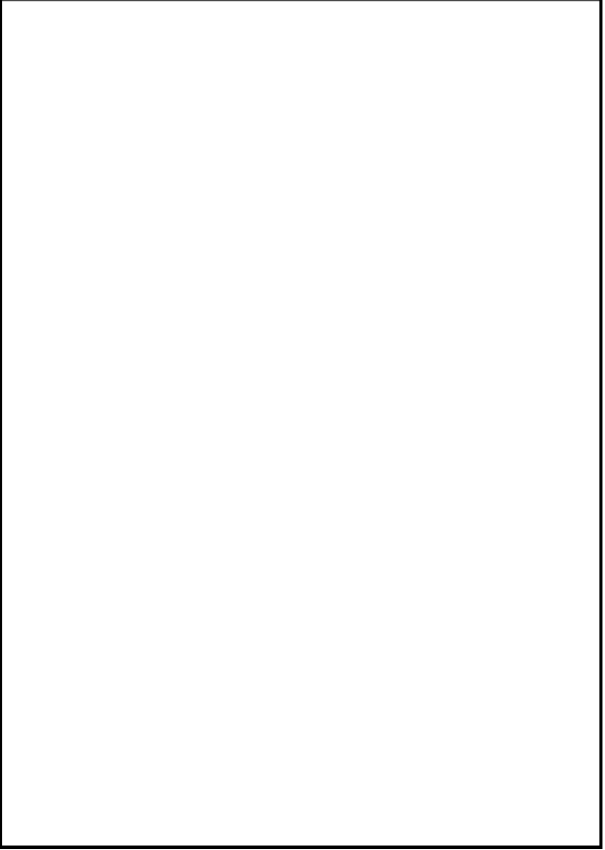
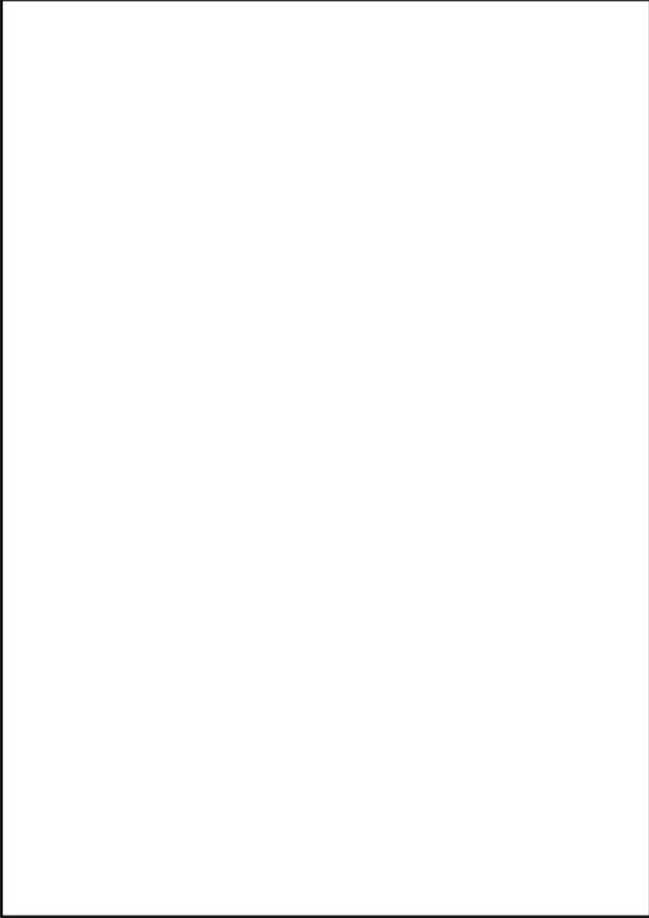
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (17/21)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (5/14)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (5/6)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 613 795 634" style="text-align: center;">別紙4-4 (18/21)</div> <div data-bbox="278 680 700 1415" style="border: 1px solid black; width: 142px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>	<div data-bbox="1489 617 1614 638" style="text-align: center;">別紙4-3 (6/14)</div> <div data-bbox="1062 638 1620 1428" style="border: 1px solid black; width: 188px; height: 376px; margin: 20px auto;"></div>		

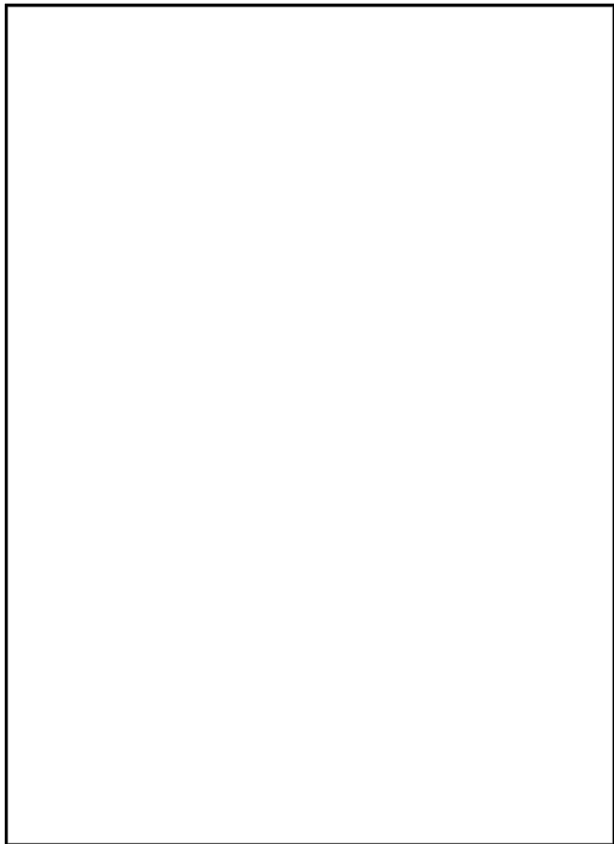
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙4-4 (19/21)</p>  <p style="text-align: right;">㉔-4 ㉕-4</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (7/14)</p> 	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (5/6)</p> 	<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="632 615 795 636">別紙4-4 (20/21)</p> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="632 615 795 636">別紙4-4 (21/21)</p> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1219 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1486 638 1605 659">別紙4-3 (7/14)</p> 	<p data-bbox="2249 600 2427 621">別紙4-4 (6/6)</p> 	<p data-bbox="2534 764 2742 837">・文書体系の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1484 619 1617 640" data-label="Text">別紙4-3(8/14)</div> <div data-bbox="1062 640 1626 1428" data-label="Image"> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1484 619 1617 640">別紙4-3(9/14)</p> 		


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1484 619 1617 640" data-label="Text">別紙4-3 (10/14)</div> <div data-bbox="1062 640 1623 1438" data-label="Image"> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1495 617 1620 638" data-label="Text">別紙4-3 (11/14)</div> <div data-bbox="1065 646 1620 1419" data-label="Image"> </div>		

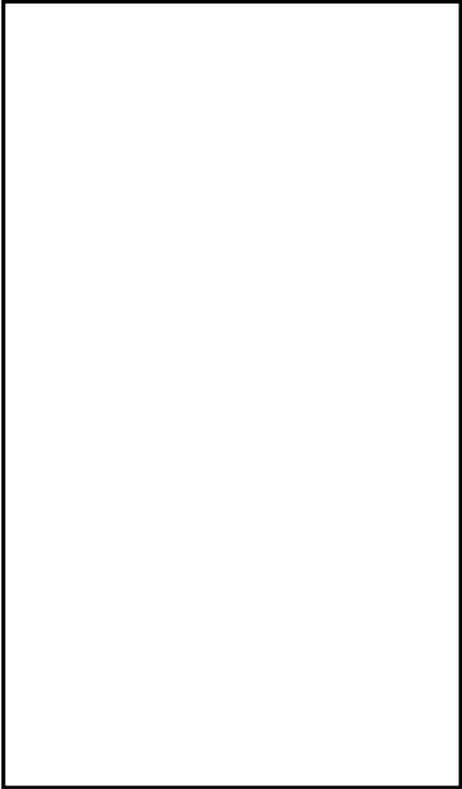
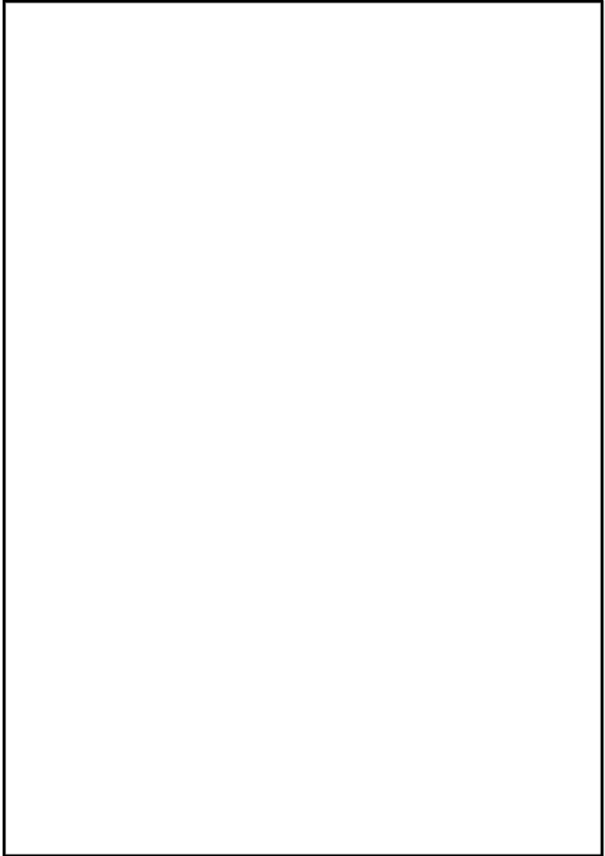
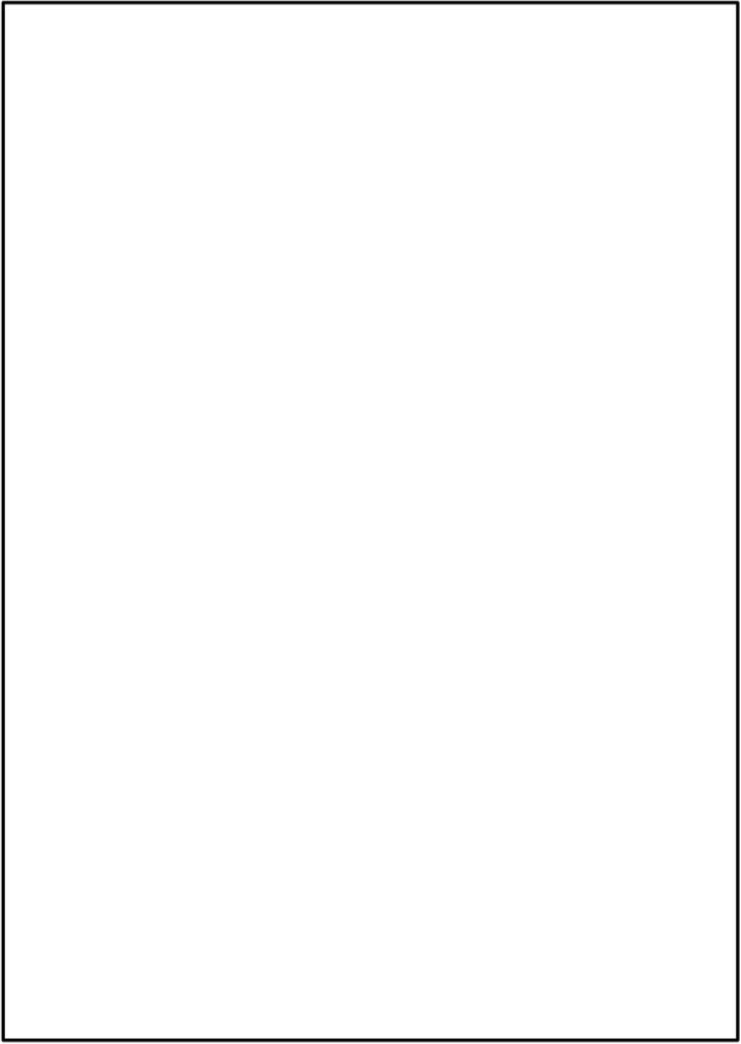
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1484 619 1617 640" data-label="Text">別紙4-3 (12/14)</div> <div data-bbox="1053 640 1617 1432" data-label="Image"> </div>		

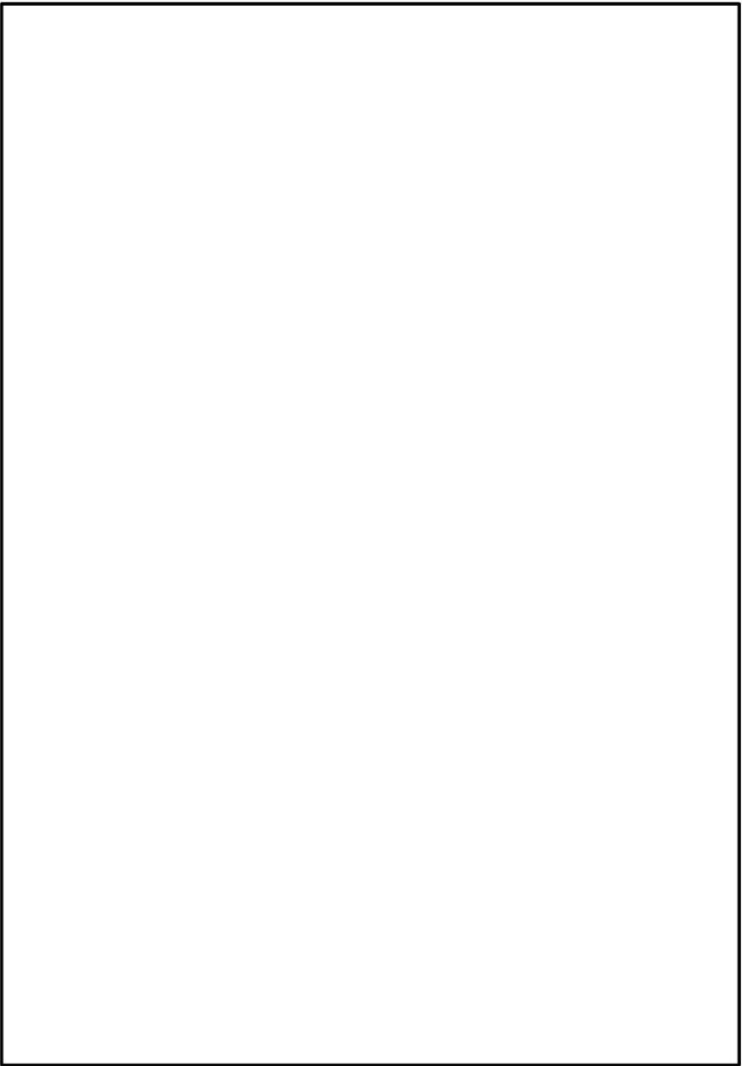
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/9)</p> <p style="text-align: center;">〔 抜 粋 〕</p> <p style="text-align: right;">⑦-4 ⑧-4</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;"></td> <td style="text-align: center;">第一線業務取扱文書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">表紙</td> <td style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所 品質保証計画書</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">Z-21・KK-D1-1 改3839</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">2003年 8月 1日 (施 行) 2016年12月19日 (改訂3839)</p> <p style="text-align: center;">安全総括部 (主管部)</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>		第一線業務取扱文書	表紙	柏崎刈羽原子力発電所 品質保証計画書		Z-21・KK-D1-1 改3839	<p style="text-align: center;">別紙4-4 (1/7)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">品質マネジメントシステム規程管理番号 QM共通: 4-1-2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">品質管理要項</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">制定</td> <td>平成26年 6月30日 安室規則第 2号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成29年 6月29日 安室規則第68号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td>本店 安全室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p> <p style="text-align: center;">安 全 室</p> <p style="text-align: center;">----</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号 QM共通: 4-1-2	制定	平成26年 6月30日 安室規則第 2号	最終改正	平成29年 6月29日 安室規則第68号	主管箇所	本店 安全室	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/44)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2019. 9. 17</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020. 9. 25</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; color: red;">原子力品質保証細則</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	制定日	2008. 2. 1	承認日	2019. 9. 17	施行日	2020. 9. 25	
	第一線業務取扱文書																					
表紙	柏崎刈羽原子力発電所 品質保証計画書																					
	Z-21・KK-D1-1 改3839																					
品質マネジメントシステム規程管理番号 QM共通: 4-1-2																						
制定	平成26年 6月30日 安室規則第 2号																					
最終改正	平成29年 6月29日 安室規則第68号																					
主管箇所	本店 安全室																					
制定日	2008. 2. 1																					
承認日	2019. 9. 17																					
施行日	2020. 9. 25																					

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2249 514 2466 541" style="text-align: right;">別紙4-5 (2/44)</div> <div data-bbox="1789 569 2466 1528" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2249 386 2466 415">別紙4-5 (3/44)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2240 493 2457 525" style="text-align: right;">別紙4-5 (4/44)</div> <div data-bbox="1771 548 2457 1518" style="border: 1px solid black; height: 462px; margin-top: 10px;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (10/21)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (3/14)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (5/44)</p> 	

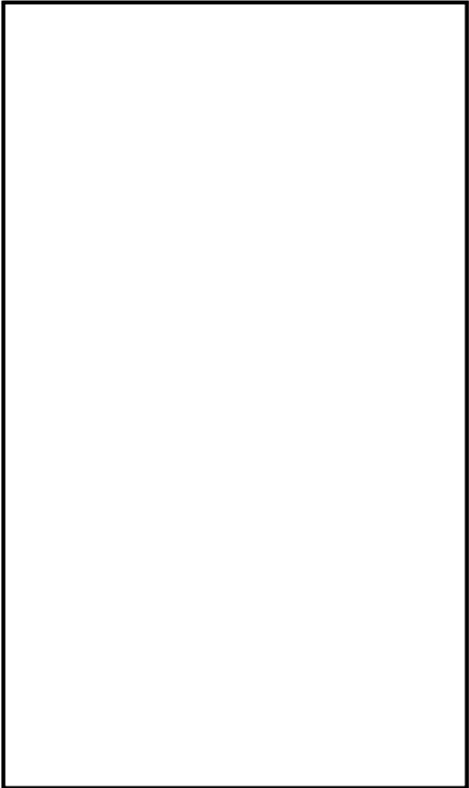
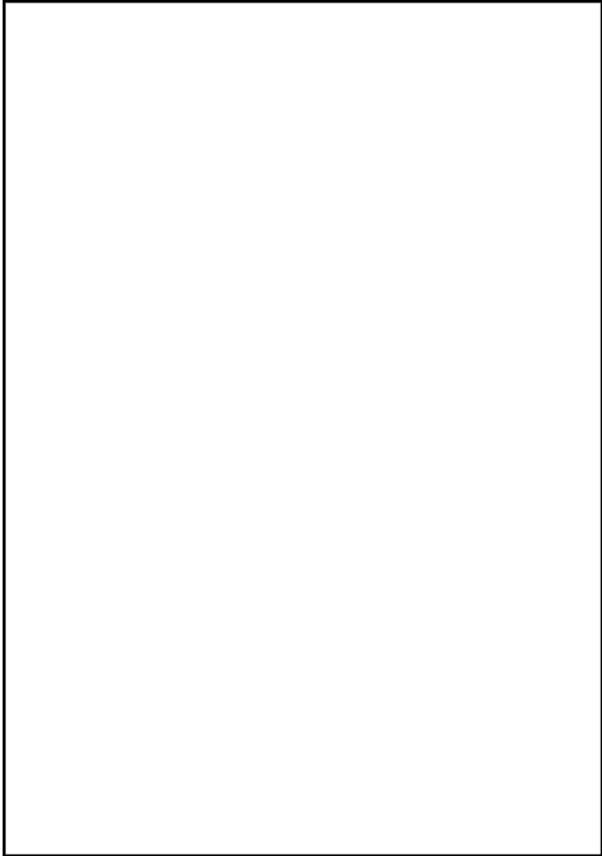

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2249 449 2466 478">別紙4-5 (6/44)</p> 	

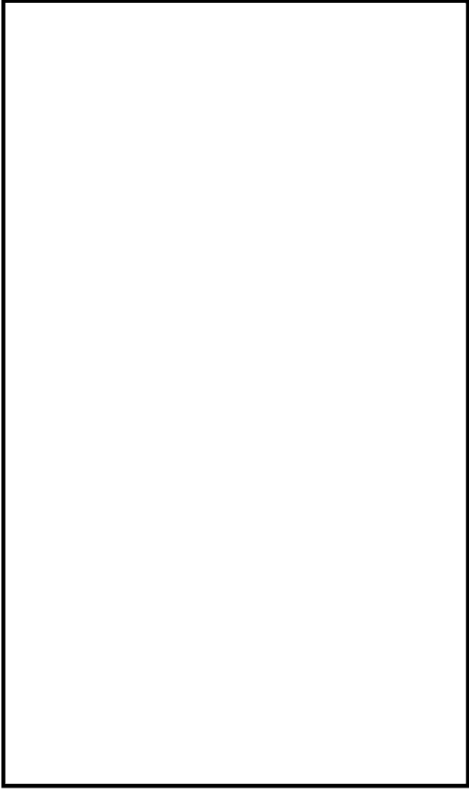
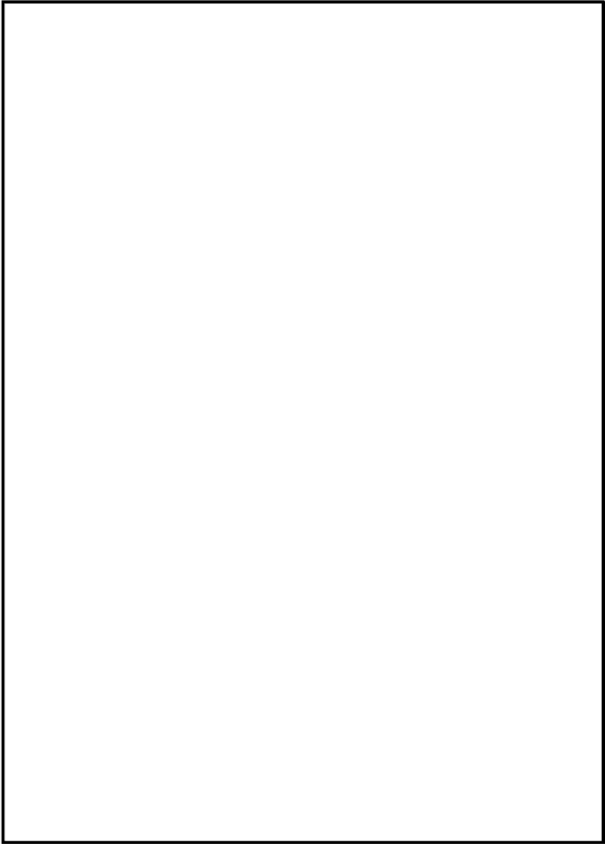
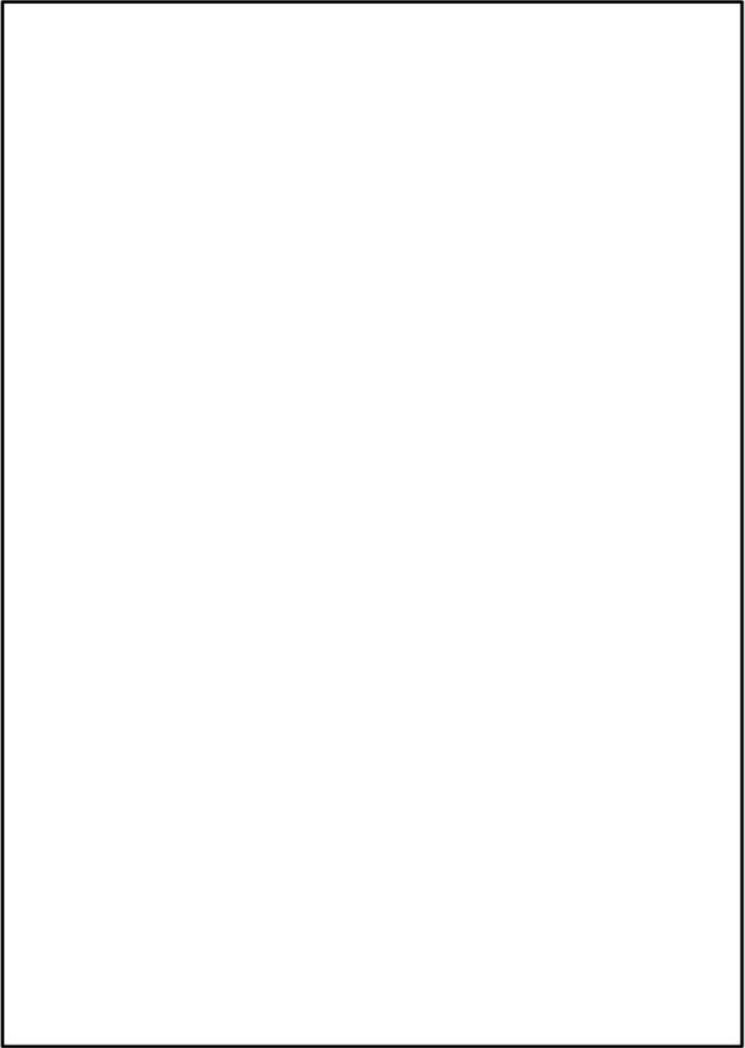
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 611 795 632" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (2/9)</div> <div data-bbox="281 661 795 1396" style="border: 1px solid black; height: 350px; margin: 10px auto;"></div>		<div data-bbox="2249 562 2466 583" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (7/44)</div> <div data-bbox="1760 619 2472 1623" style="border: 1px solid black; height: 478px; margin: 10px auto;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の相違 【柏崎 6/7】 ・記載方針の相違 【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 611 795 632" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-5 (3/9)</div> <div data-bbox="278 695 792 1432" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 20px auto;"></div>		<div data-bbox="2249 625 2460 646" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-5 (8/44)</div> <div data-bbox="1774 674 2469 1656" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 20px auto;"></div>	<p data-bbox="2534 594 2739 663">・記載方針の相違 【東海第二】</p>


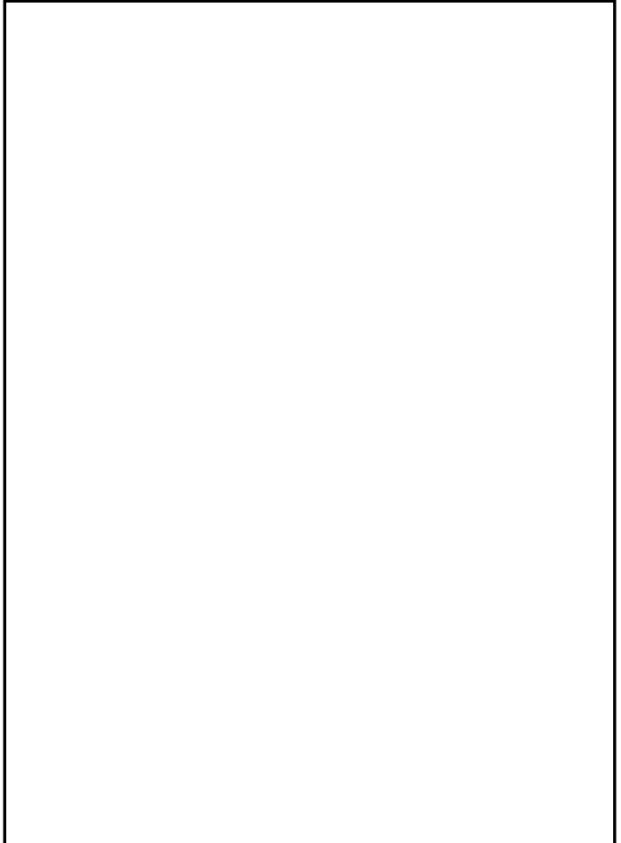
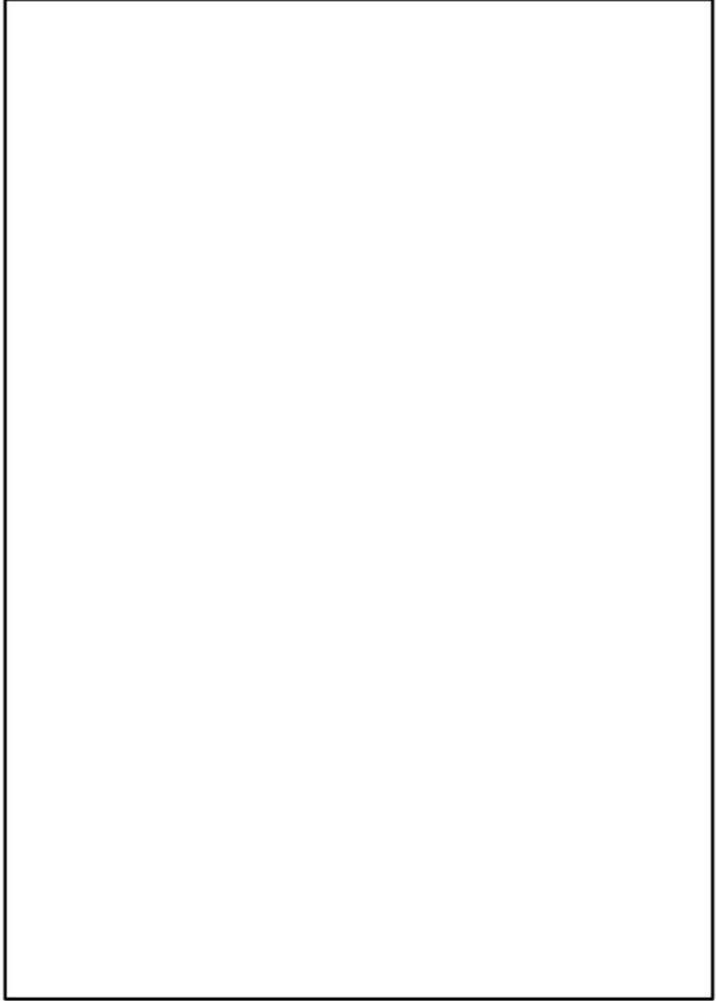
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 617 795 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-5 (4/9)</div> <div data-bbox="278 684 795 1423" style="border: 1px solid black; width: 174px; height: 352px; margin: 20px auto;"></div>			


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2240 535 2457 562" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4-5 (9/44)</div> <div data-bbox="1774 588 2457 1564" style="border: 1px solid black; height: 465px; margin-top: 10px;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【東海第二】 ・記載方針の相違 【柏崎6/7】

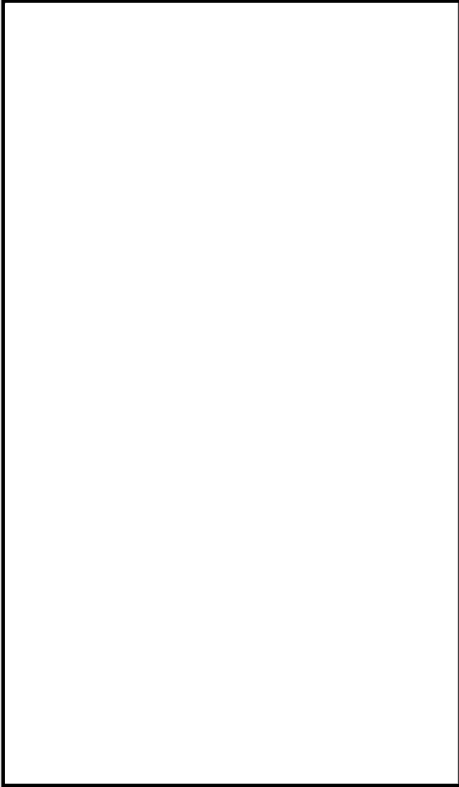
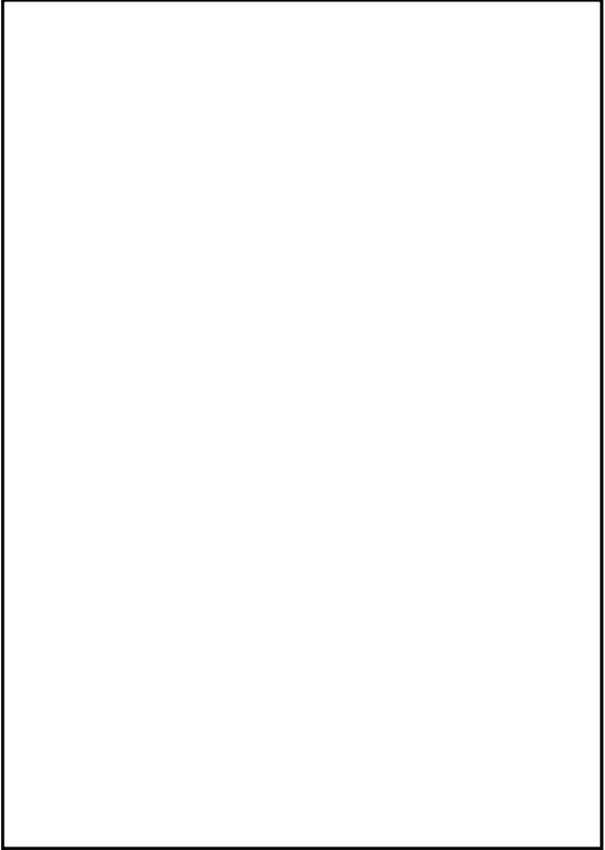

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (15/21)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (3/14)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (10/44)</p> 	<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (16/21)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (4/14)</p>  <p style="text-align: center;">.....</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (11/44)</p> 	<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2228 352 2457 380" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4-5 (12/44)</div> <div data-bbox="1777 405 2457 1377" style="border: 1px solid black; height: 463px; margin-top: 10px;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (16/21)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (14/14)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (13/44)</p> 	<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2237 344 2457 369">別紙4-5 (14/44)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (17/21)</p>  <p style="text-align: center;">...</p>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (5/14)</p>  <p style="text-align: center;">...</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (15/44)</p> 	<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2237 369 2451 394" style="text-align: right;">別紙4-5 (16/44)</div> <div data-bbox="1804 420 2457 1339" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2228 380 2451 405" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-5 (17/44)</div> <div data-bbox="1792 428 2457 1371" style="border: 1px solid black; height: 449px; margin: 10px auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2228 369 2457 401" style="text-align: right;">別紙4-5 (18/44)</div> <div data-bbox="1783 422 2457 1377" style="border: 1px solid black; height: 455px; margin: 10px auto;"></div>	

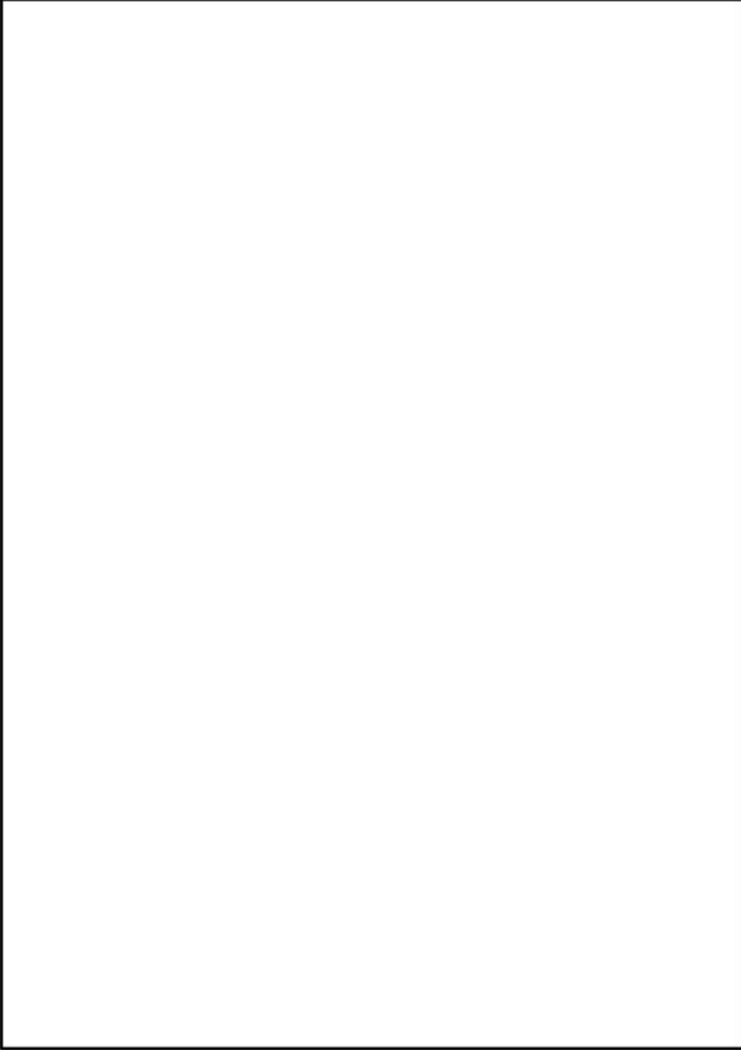
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 621 792 642" style="text-align: right;">別紙4-5 (5/9)</div> <div data-bbox="278 684 715 1421" style="border: 1px solid black; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>	<div data-bbox="1501 621 1614 642" style="text-align: right;">別紙4-4 (2/7)</div> <div data-bbox="1050 648 1614 1438" style="border: 1px solid black; height: 375px; margin: 20px auto;"></div>	<div data-bbox="2220 590 2427 617" style="text-align: right;">別紙4-5 (19/44)</div> <div data-bbox="1813 638 2436 1520" style="border: 1px solid black; height: 420px; margin: 20px auto;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】

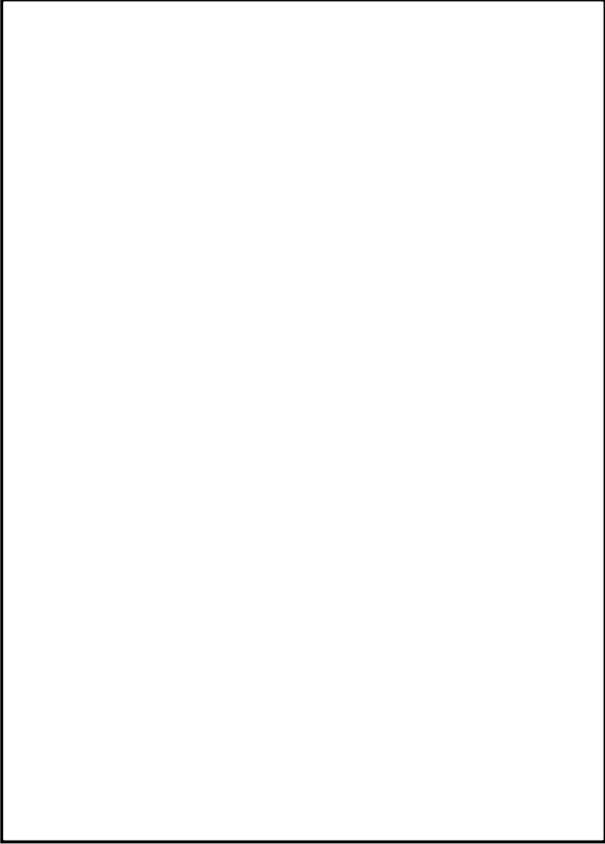
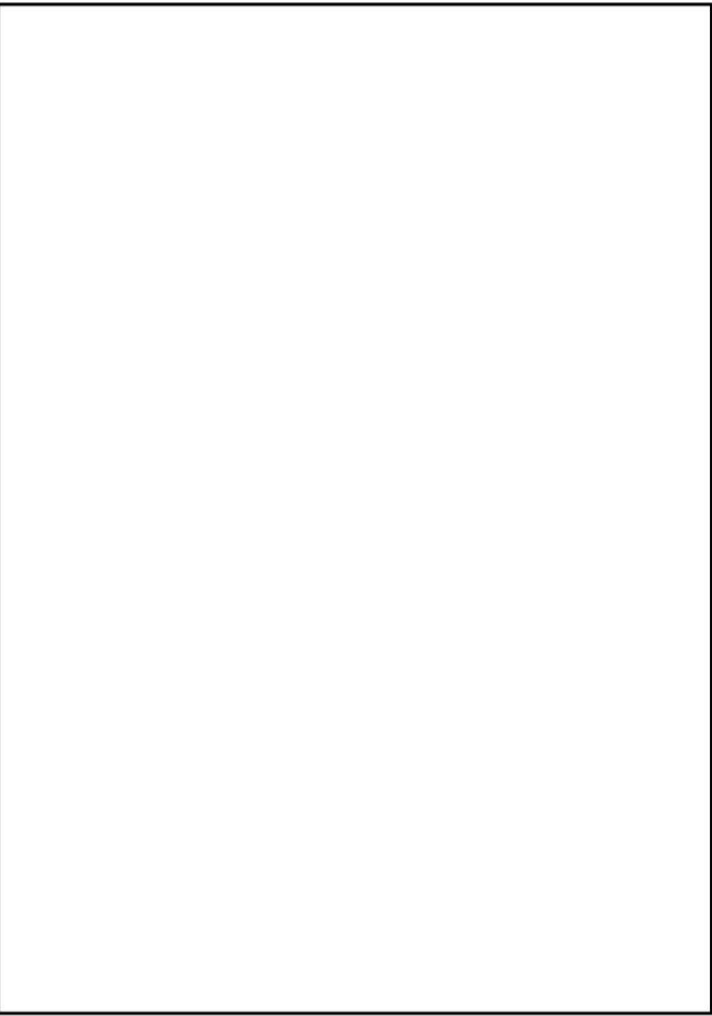
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 617 792 638" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-5 (6/9)</div> <div data-bbox="278 684 709 1423" style="border: 1px solid black; width: 145px; height: 352px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1501 611 1614 632" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-4 (3/7)</div> <div data-bbox="1062 634 1623 1453" style="border: 1px solid black; width: 189px; height: 390px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2208 579 2436 600" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-5 (20/44)</div> <div data-bbox="1768 632 2439 1579" style="border: 1px solid black; width: 226px; height: 451px; margin: 0 auto;"></div>	<p data-bbox="2534 636 2801 705">・文書体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

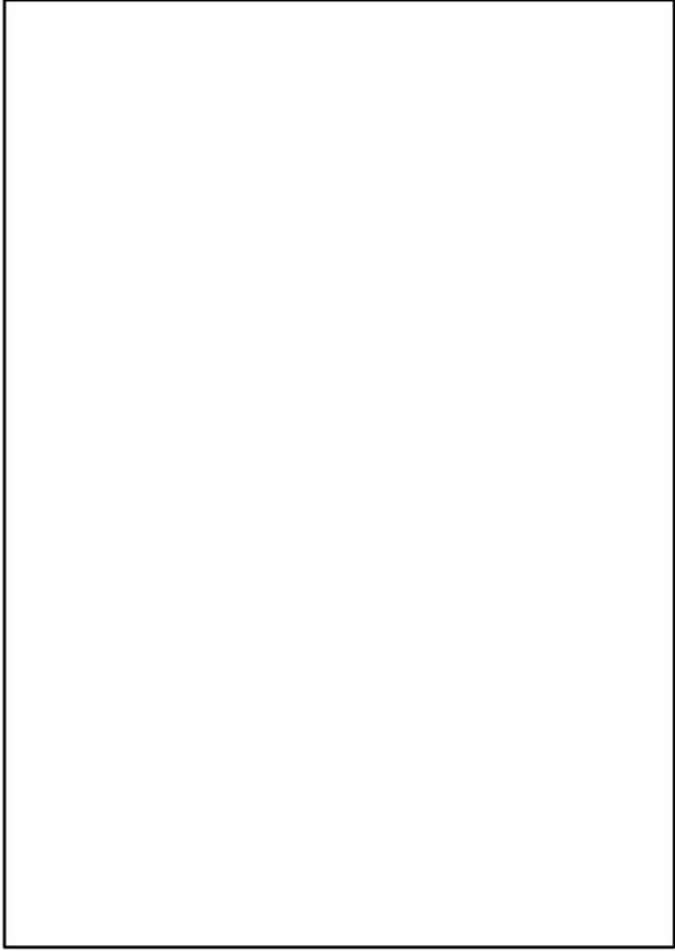
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1507 613 1614 632" data-label="Text">別紙4-4(1/7)</div> <div data-bbox="1062 638 1608 1444" data-label="Image"> </div>		<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1050 642 1611 1436" style="border: 1px solid black; width: 189px; height: 378px; margin: auto;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">別紙4-4(5/7)</p>		<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2220 386 2451 415" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4-5 (21/44)</div> <div data-bbox="1783 436 2457 1388" style="border: 1px solid black; height: 453px; margin-top: 10px;"></div>	

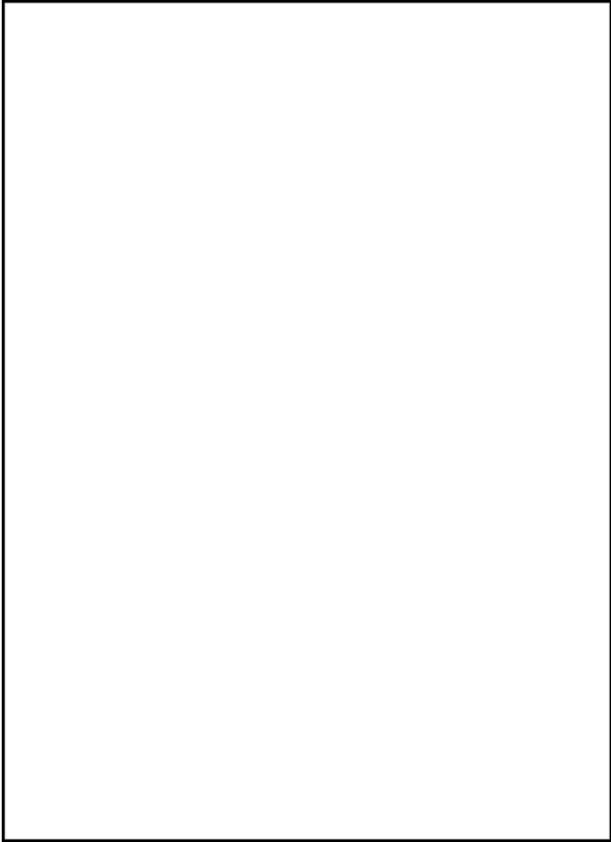
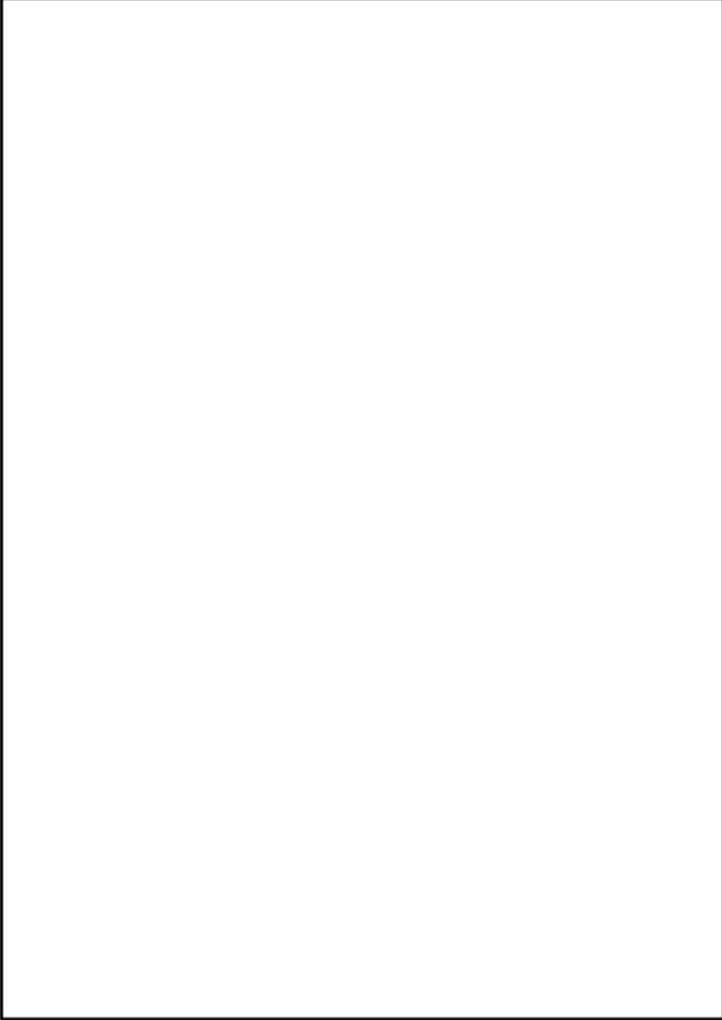
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2243 394 2475 424">別紙4-5 (22/44)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1222 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1486 638 1605 659">別紙4-3 (8/14)</p> 	<p data-bbox="2220 617 2442 638">別紙4-5 (23/44)</p> 	<p data-bbox="2537 548 2742 621">・記載方針の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2220 415 2427 445">別紙4-5 (24/44)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2220 380 2445 407" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (25/44)</div> <div data-bbox="1783 432 2445 1367" style="border: 1px solid black; height: 445px; margin-top: 10px;"></div>	

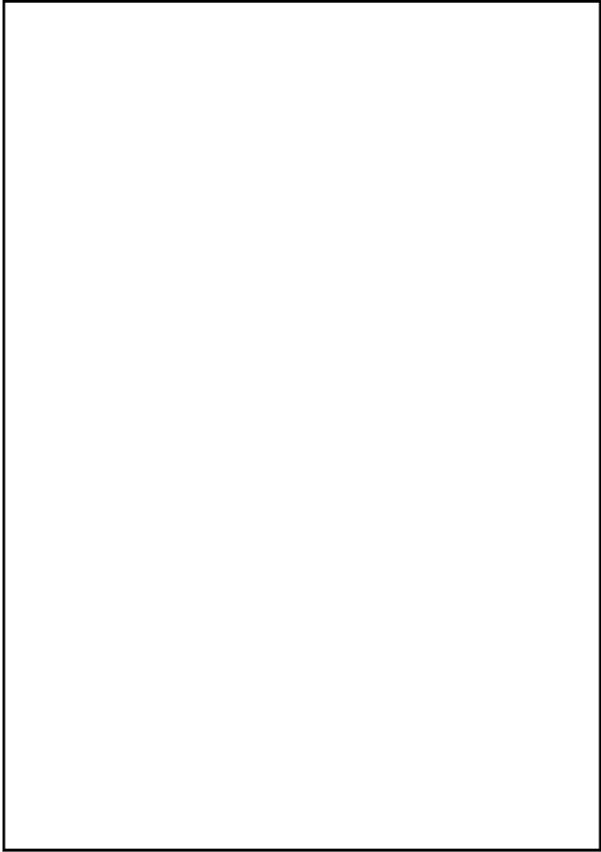

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2234 415 2457 445">別紙4-5 (26/44)</p> 	

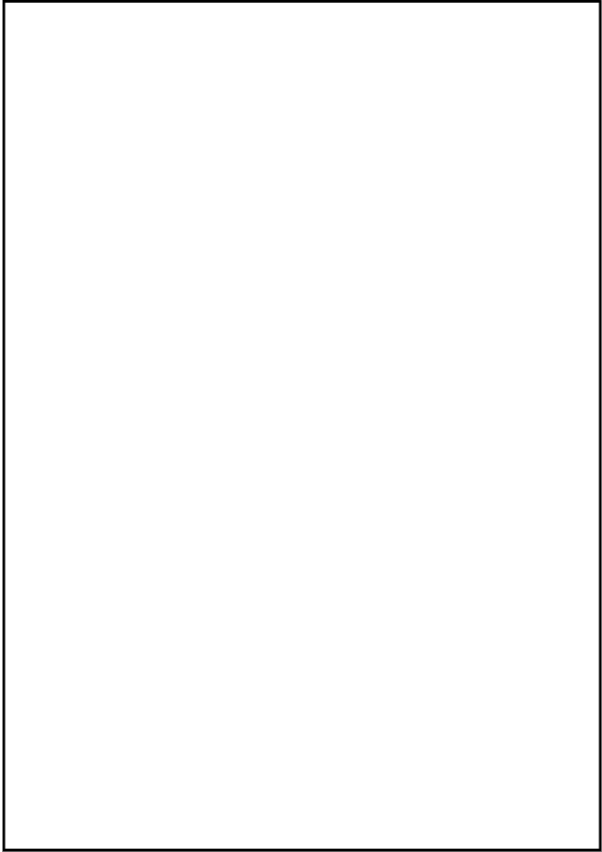
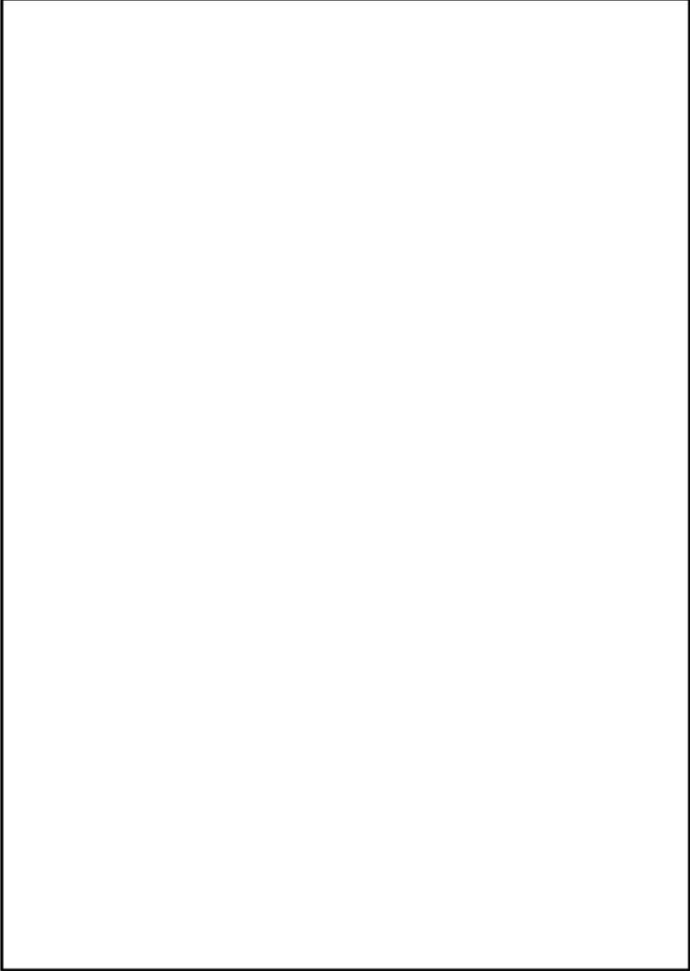
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1219 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1486 638 1605 659">別紙4-3 (9/14)</p> 	<p data-bbox="2228 600 2451 621">別紙4-5 (27/44)</p> 	<p data-bbox="2534 848 2742 921">・記載方針の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2228 386 2457 411" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4-5 (28/44)</div> <div data-bbox="1786 436 2463 1388" style="border: 1px solid black; height: 453px; margin-top: 10px;"></div>	

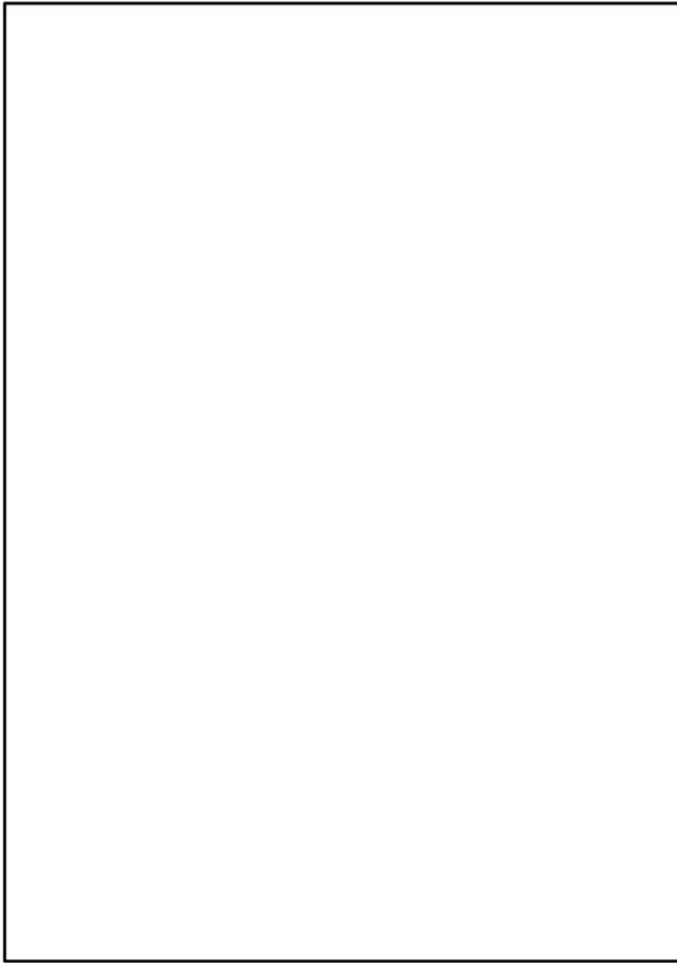
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2220 457 2451 487" style="text-align: right;">別紙4-5 (29/44)</div> <div data-bbox="1792 508 2451 1440" style="border: 1px solid black; height: 444px; margin: 10px auto;"></div>	

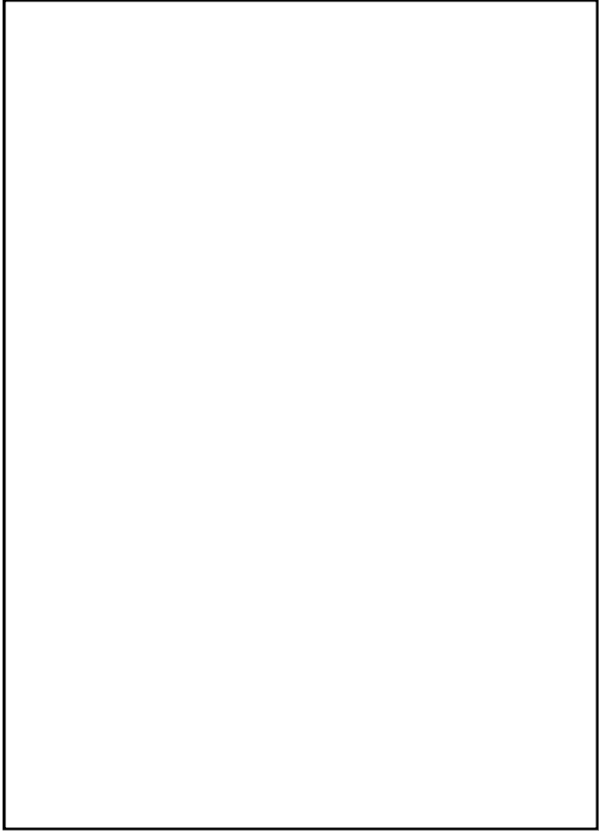
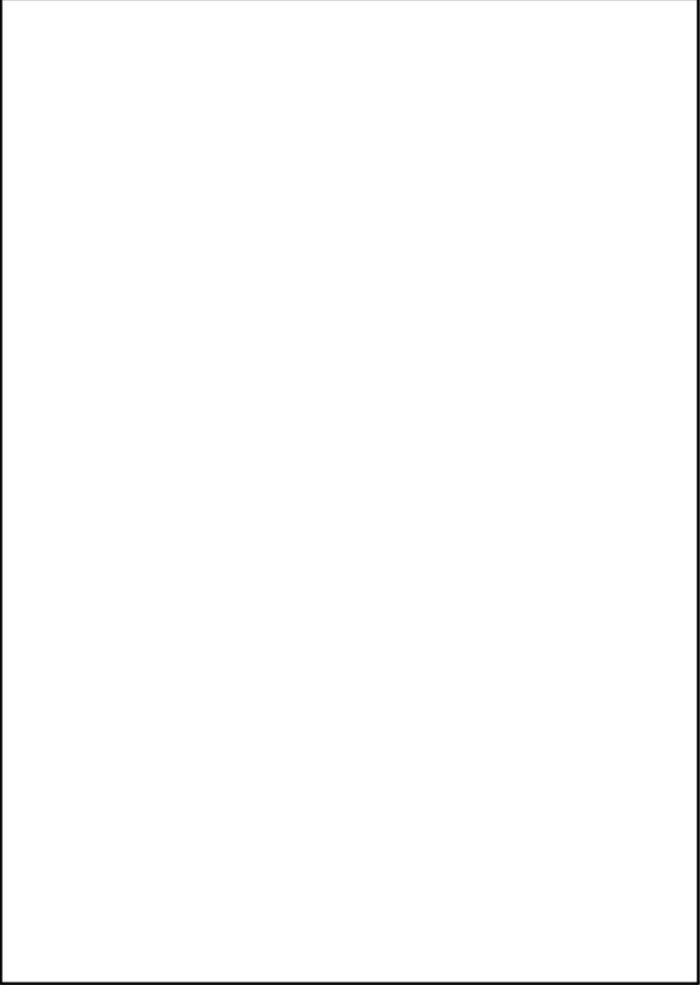
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2228 390 2457 420" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4-5 (30/44)</div> <div data-bbox="1783 443 2463 1396" style="border: 1px solid black; height: 454px; margin-top: 10px;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1222 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1492 640 1614 659">別紙4-3 (10/14)</p> 	<p data-bbox="2214 611 2427 634">別紙4-5 (31/44)</p> 	<p data-bbox="2534 1402 2739 1474">・記載方針の相違 【柏崎6/7】</p>

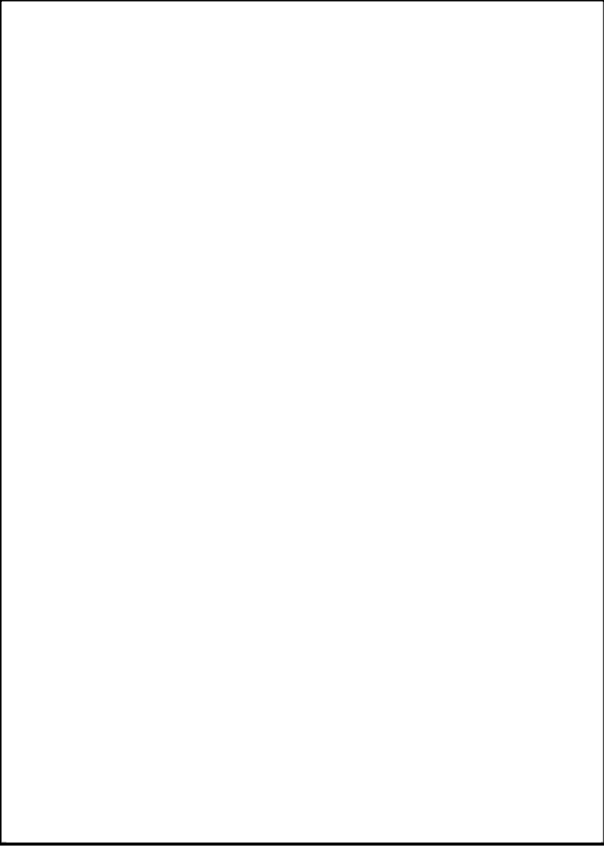
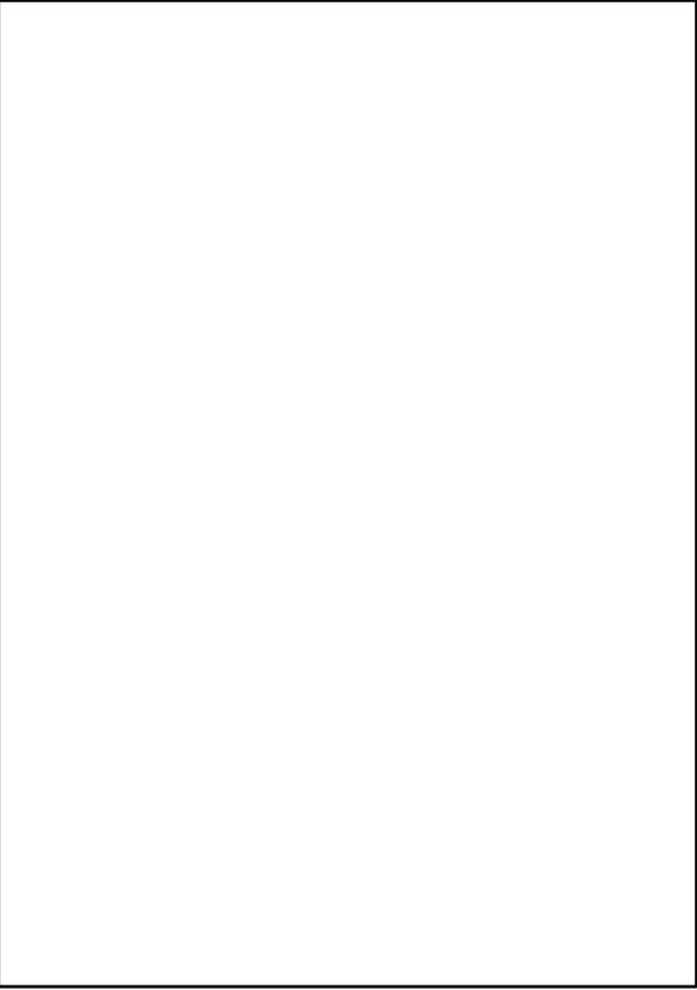
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1222 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1492 640 1614 659">別紙4-3 (10/14)</p> 	<p data-bbox="2208 600 2418 625">別紙4-5 (32/44)</p> 	<p data-bbox="2534 678 2739 751">・記載方針の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2220 403 2439 430" style="text-align: right;">別紙4-5 (33/44)</div> <div data-bbox="1792 453 2445 1373" style="border: 1px solid black; height: 438px; margin: 10px auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2220 411 2436 436">別紙4-5 (34/44)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1222 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1486 638 1614 659">別紙4-3 (11/14)</p> 	<p data-bbox="2223 617 2439 638">別紙4-5 (35/44)</p> 	<p data-bbox="2534 636 2739 709">・記載方針の相違 【柏崎6/7】</p> <p data-bbox="2534 1318 2807 1434">・不適合管理プロセスの相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2211 373 2427 401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4-5 (36/44)</div> <div data-bbox="1795 422 2433 1323" style="border: 1px solid black; height: 429px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="2534 590 2807 709"> ・不適合管理プロセスの 相違 【東海第二】 </p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1222 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1492 640 1614 659">別紙4-3 (12/14)</p> 	<p data-bbox="2220 611 2436 634">別紙4-5 (37/44)</p> 	<p data-bbox="2534 722 2739 793">・記載方針の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2220 464 2427 485" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (38/44)</div> <div data-bbox="1804 510 2433 1398" style="border: 1px solid black; height: 423px; margin: 10px auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2220 394 2442 426" style="text-align: right;">別紙4-5 (39/44)</div> <div data-bbox="1804 445 2442 1352" style="border: 1px solid black; height: 432px; margin: 10px auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 615 795 636" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-5 (7/9)</div> <div data-bbox="278 680 750 1415" style="border: 1px solid black; width: 159px; height: 350px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1501 621 1614 642" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-4 (6/7)</div> <div data-bbox="1053 640 1620 1428" style="border: 1px solid black; width: 191px; height: 375px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2220 594 2436 615" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-5 (40/44)</div> <div data-bbox="1801 640 2439 1541" style="border: 1px solid black; width: 215px; height: 429px; margin: 0 auto;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ・組織体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】

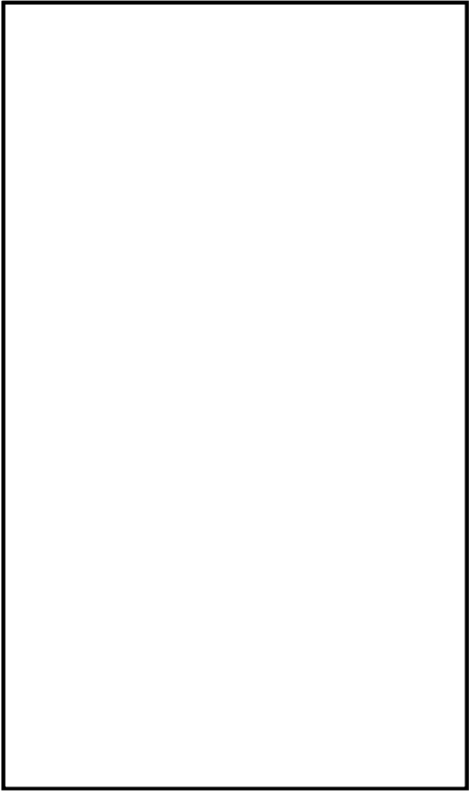
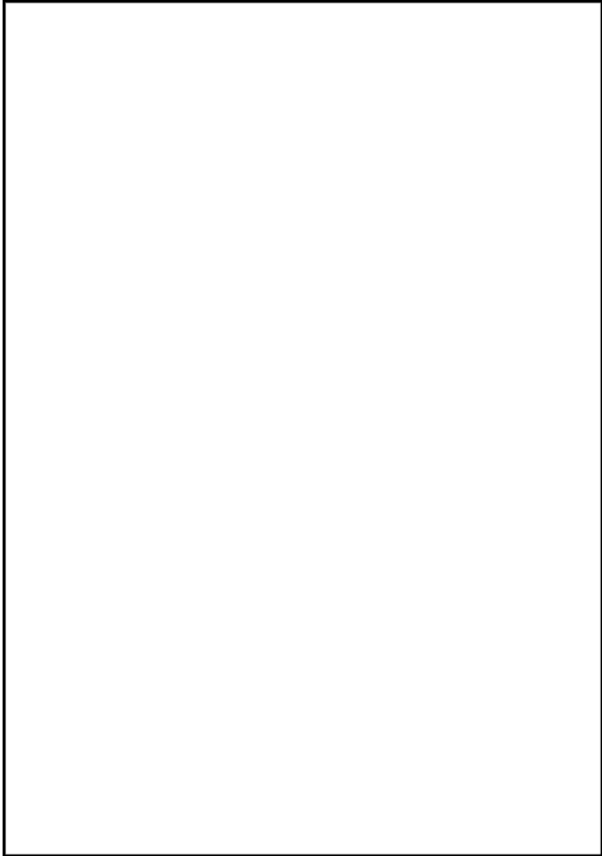
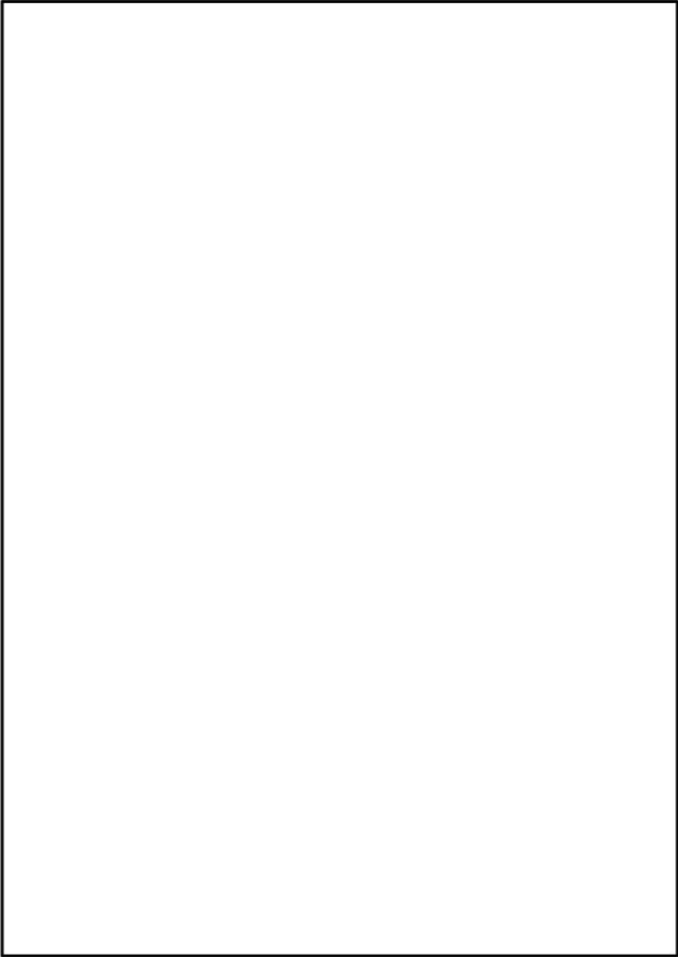
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 615 792 636" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-5 (8 / 9)</div> <div data-bbox="278 684 739 1419" style="border: 1px solid black; width: 155px; height: 350px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1501 623 1614 644" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-4 (7/7)</div> <div data-bbox="1041 646 1620 1419" style="border: 1px solid black; width: 195px; height: 368px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2220 583 2442 604" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-5 (41 / 44)</div> <div data-bbox="1780 632 2445 1575" style="border: 1px solid black; width: 224px; height: 449px; margin: 0 auto;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ・ 組織体制の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】

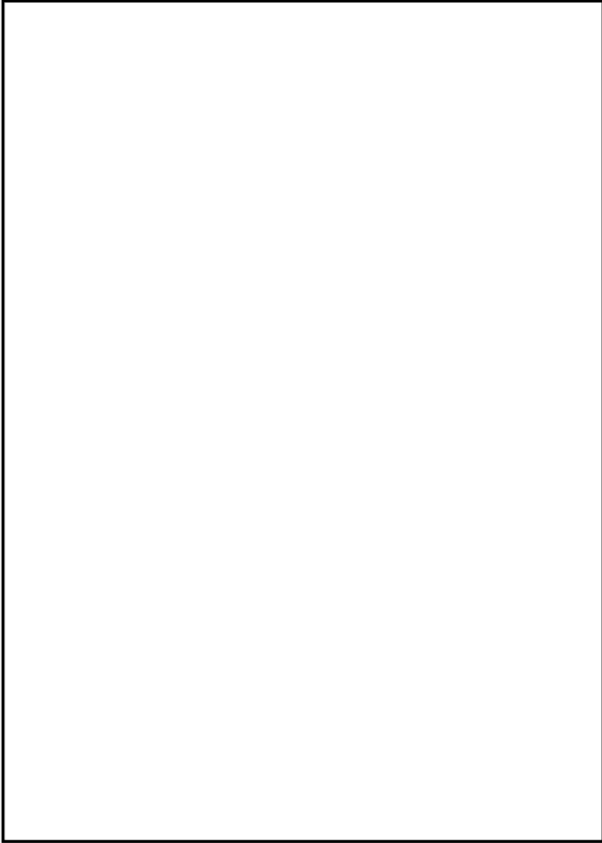

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 615 795 636" style="text-align: center;">別紙4-5 (9 / 9)</div> <div data-bbox="278 682 756 1417" style="border: 1px solid black; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>		<div data-bbox="2214 653 2418 674" style="text-align: center;">別紙4-5 (42 / 44)</div> <div data-bbox="1810 697 2421 1564" style="border: 1px solid black; height: 413px; margin: 20px auto;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ・ 組織体制の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】

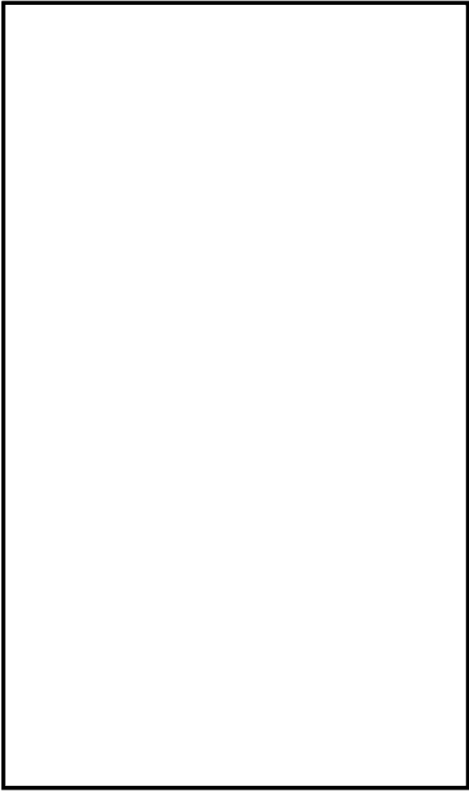
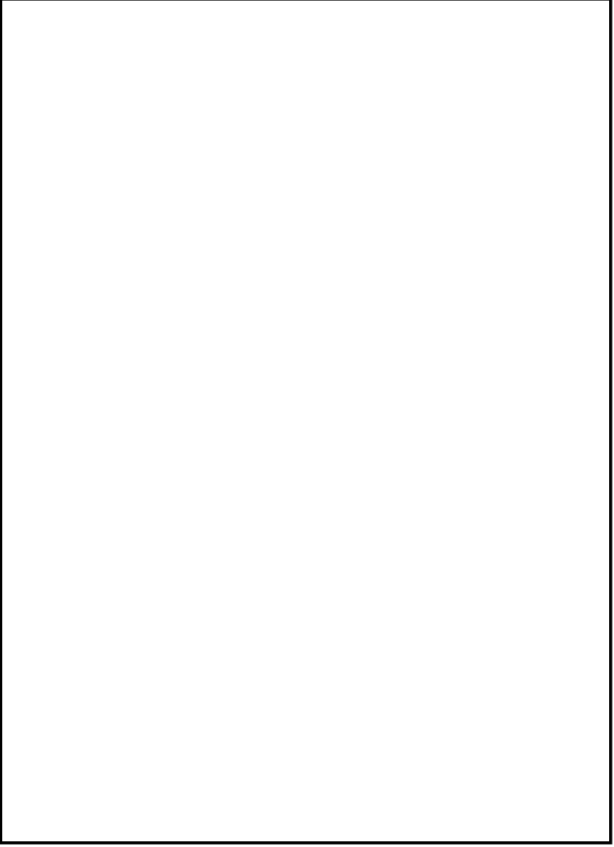

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2220 457 2436 485" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4-5 (43/44)</div> <div data-bbox="1786 510 2436 1432" style="border: 1px solid black; height: 439px; margin-top: 10px;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ・組織体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】

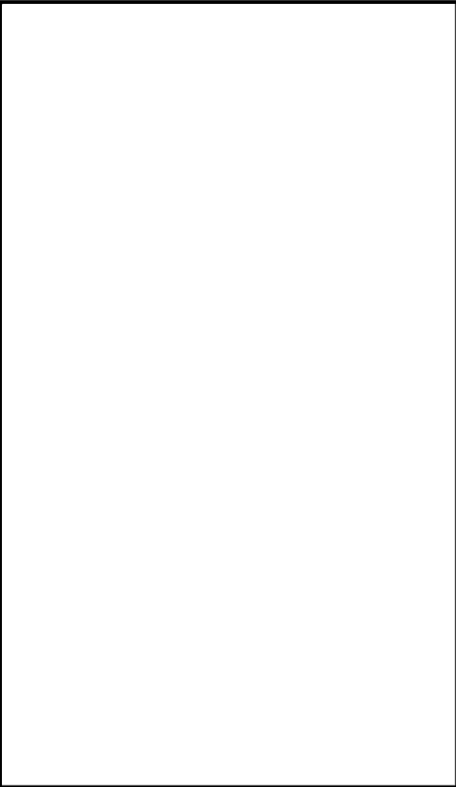
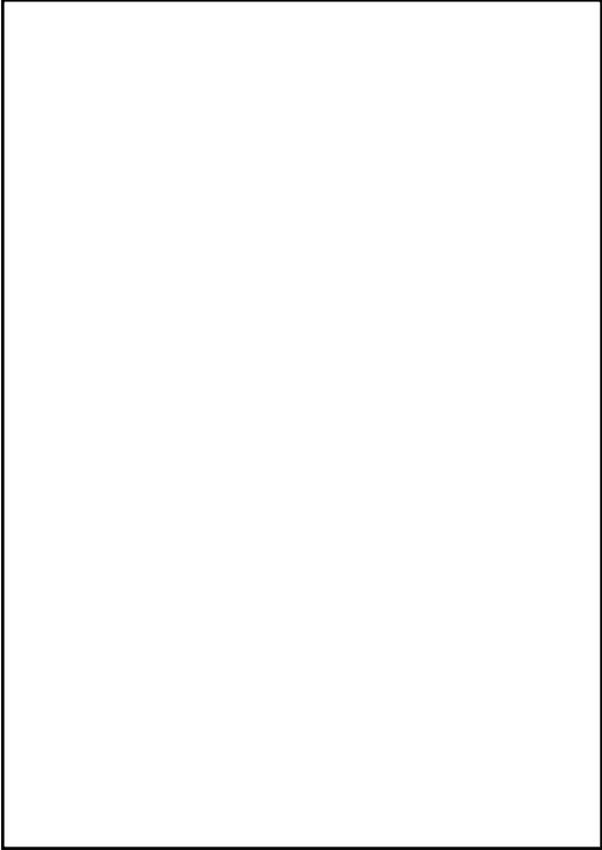

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2220 432 2442 464" style="text-align: right;">別紙4-5 (44/44)</div> <div data-bbox="1792 485 2445 1409" style="border: 1px solid black; height: 440px; margin: 10px auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">〔 抜 粋 〕</p> <table border="1" data-bbox="350 911 718 974"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">文書名</td> <td style="text-align: center;">基本マニュアル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子力品質監査基本マニュアル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">AM-19 改19</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">2004年4月19日施行 2016年12月19日(改訂19)</p> <p style="text-align: center;">内部監査室(主管部)</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	基本マニュアル	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19 改19		<p style="text-align: center;">別紙4-6 (1/13)</p> <table border="1" data-bbox="2181 701 2377 764"> <tr> <td>制定日</td> <td>2004.5.21</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.9.23</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.9.25</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力安全管理監査細則</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 内部監査部門</p>	制定日	2004.5.21	承認日	2020.9.23	施行日	2020.9.25	<p>・記載方針の相違 【東海第二】</p>
文書名		基本マニュアル											
		原子力品質監査基本マニュアル											
	AM-19 改19												
制定日	2004.5.21												
承認日	2020.9.23												
施行日	2020.9.25												



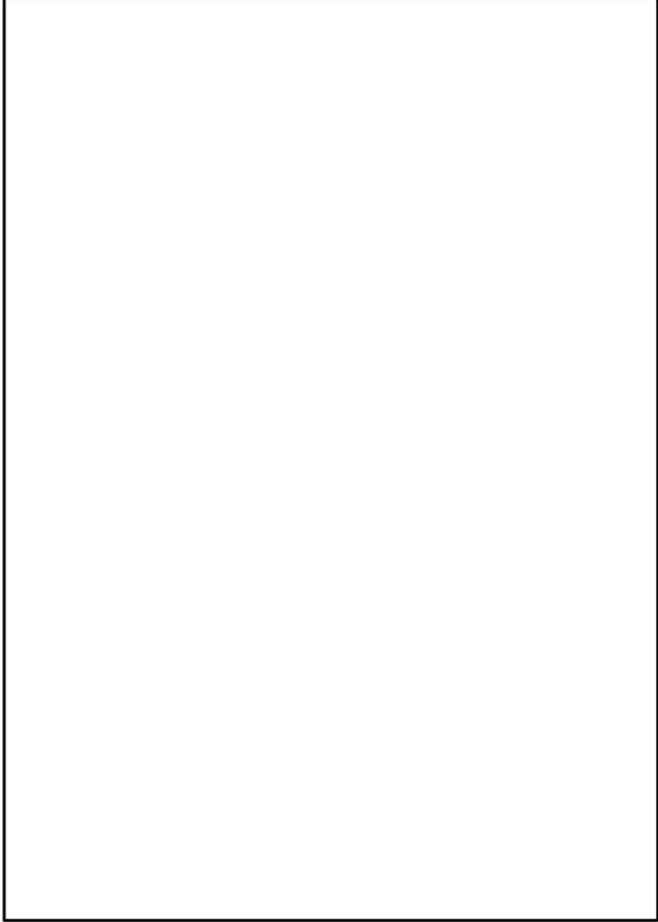
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p data-bbox="430 520 638 552">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="632 636 795 657">別紙 4-4 (15/21)</p> 	<p data-bbox="1222 567 1430 598">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1489 636 1614 657">別紙 4-3 (3/14)</p> 	<p data-bbox="2252 630 2415 651">別紙 4-6 (2/13)</p> 	<p data-bbox="2537 592 2792 663">・文書体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p data-bbox="2537 1360 2739 1432">・文書体系の相違 【東海第二】</p>

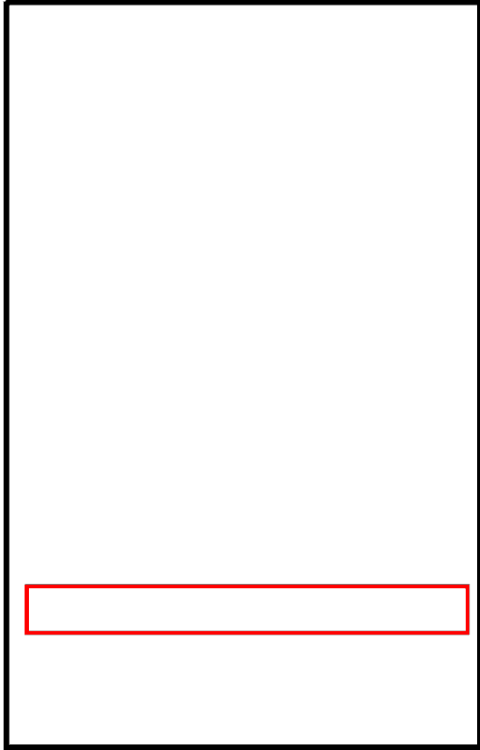
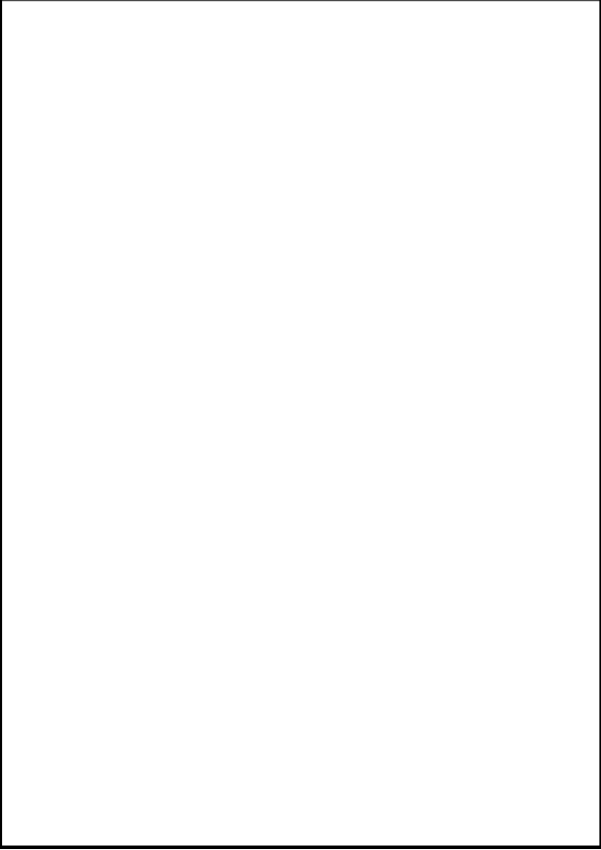
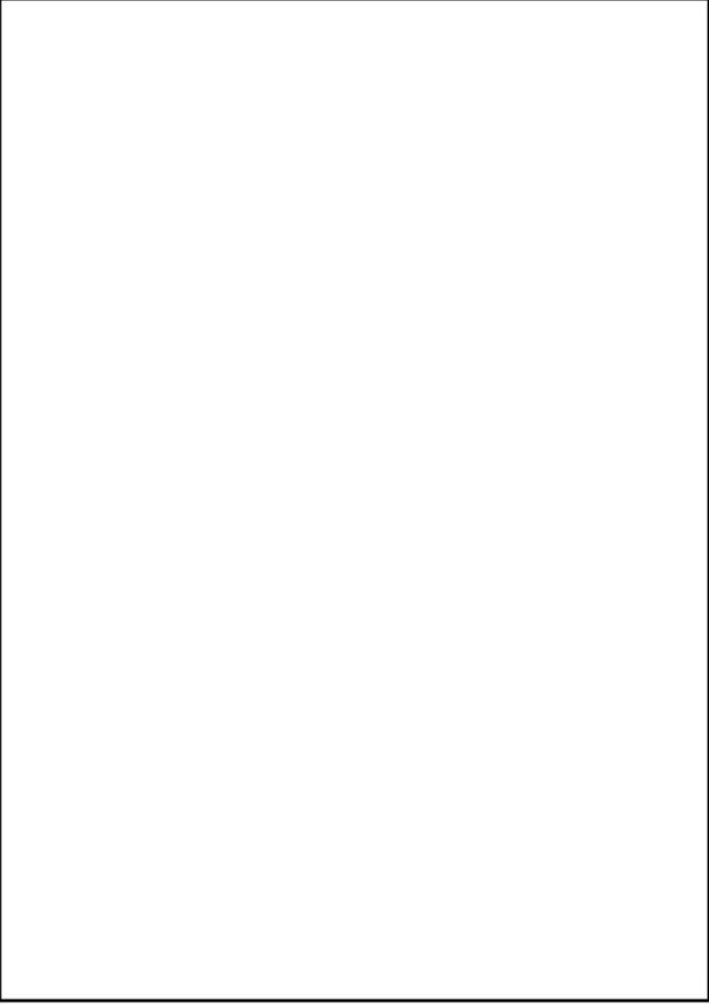
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1222 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1486 638 1605 659">別紙4-3 (4/14)</p> 	<p data-bbox="2012 470 2217 501">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="2258 621 2421 642">別紙4-6 (2/13)</p> 	<p data-bbox="2534 592 2798 665">・文書体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

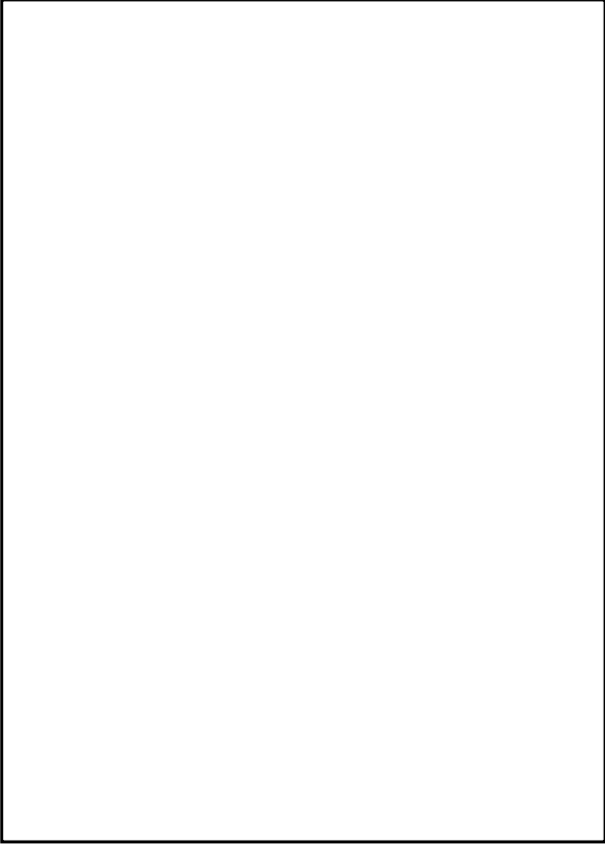
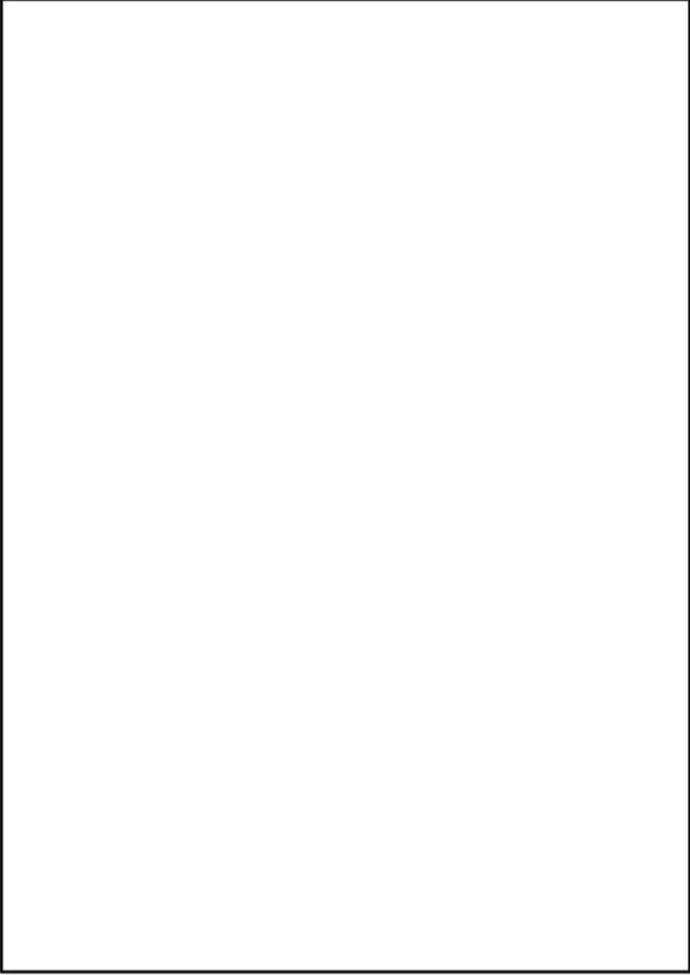
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (16/21)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (14/14)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-6 (2/13)</p> 	<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

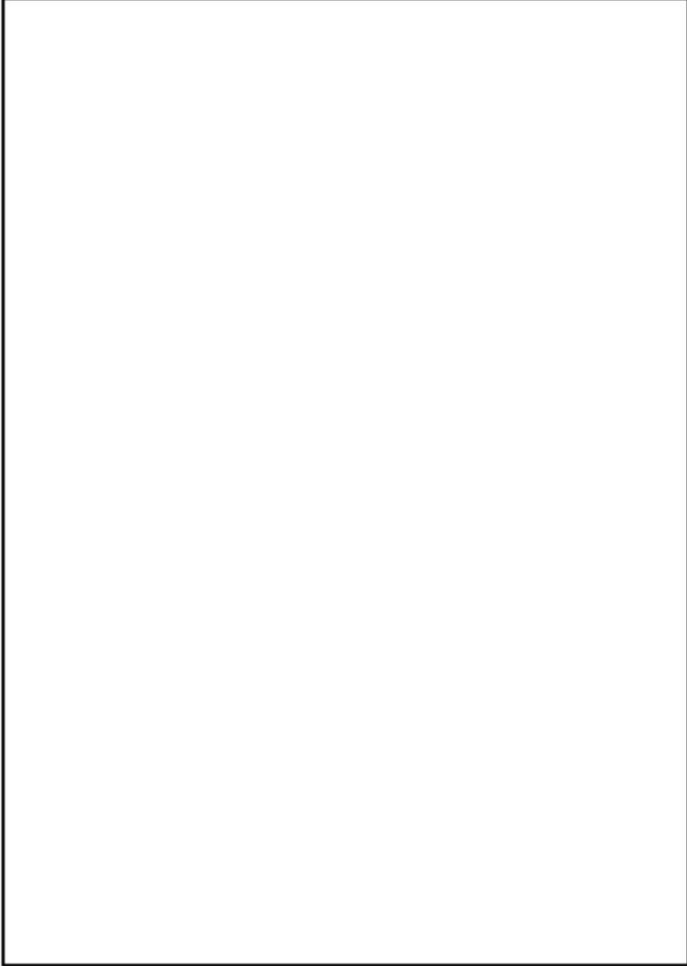
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (17/21)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (5/14)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-6 (3/13)</p> 	<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2267 390 2436 415" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-6 (4/13)</div> <div data-bbox="1783 443 2442 1373" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px auto;"></div>	

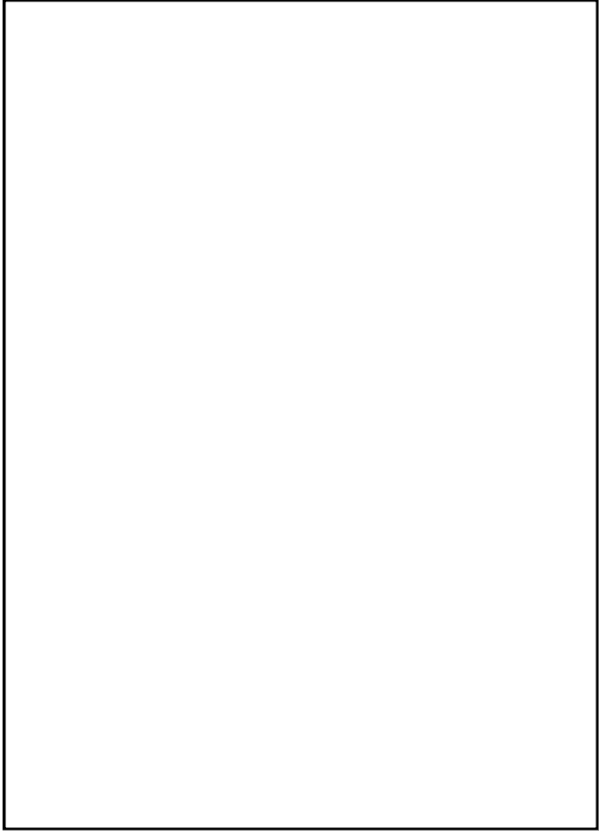
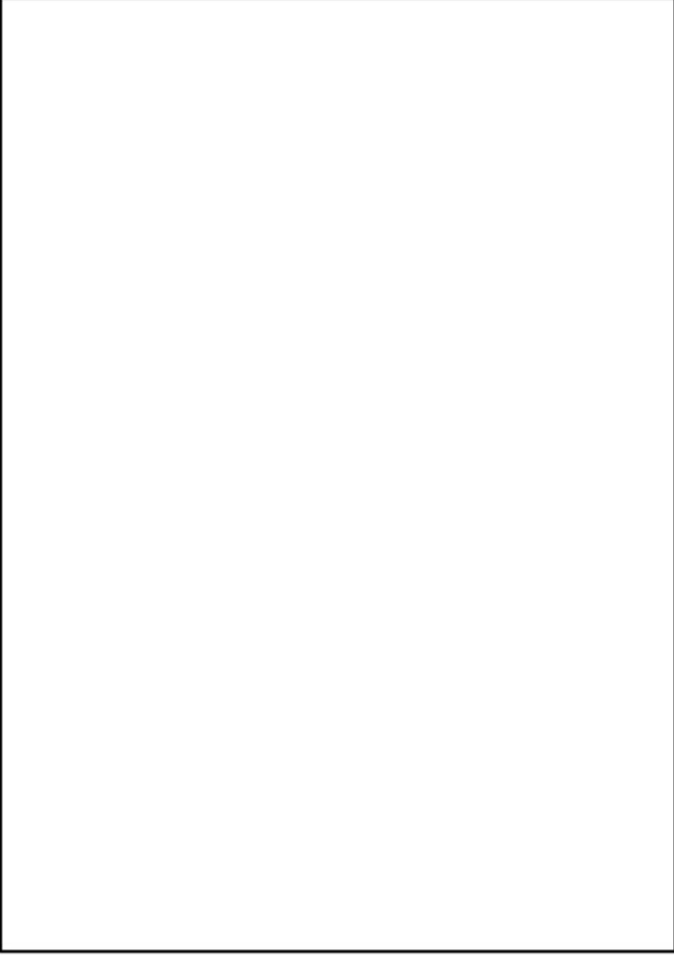
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-5 (5/9)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (6/14)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-6 (5/13)</p> 	<p>・組織体制の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="655 617 795 638">別紙4-7 (2/2)</p>  <p data-bbox="783 1255 816 1293">⑦-8 ⑧-8</p>	<p data-bbox="1222 569 1427 600">(比較のため再掲)</p>  <p data-bbox="1492 638 1614 659">別紙4-3 (7/14)</p> <p data-bbox="1299 1478 1329 1499">----</p>	 <p data-bbox="2273 562 2448 583">別紙4-6 (6/13)</p>	<p data-bbox="2537 594 2798 667">・組織体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p data-bbox="2537 1318 2798 1392">・組織体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

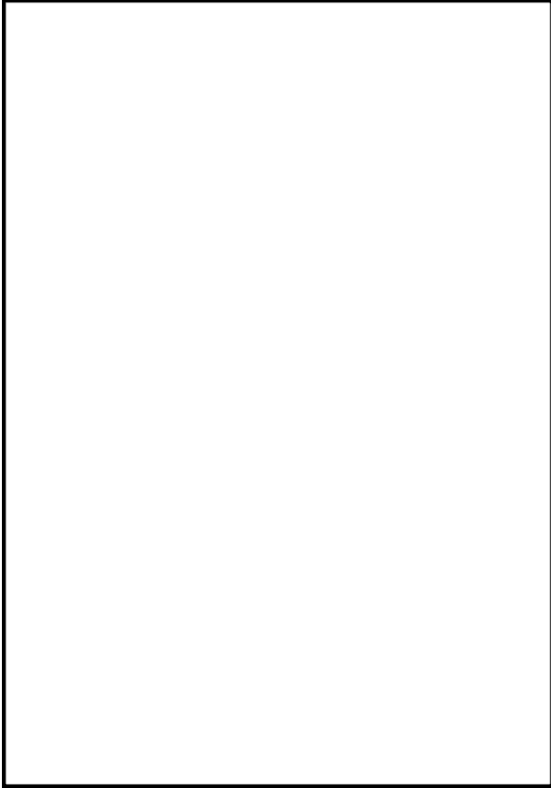
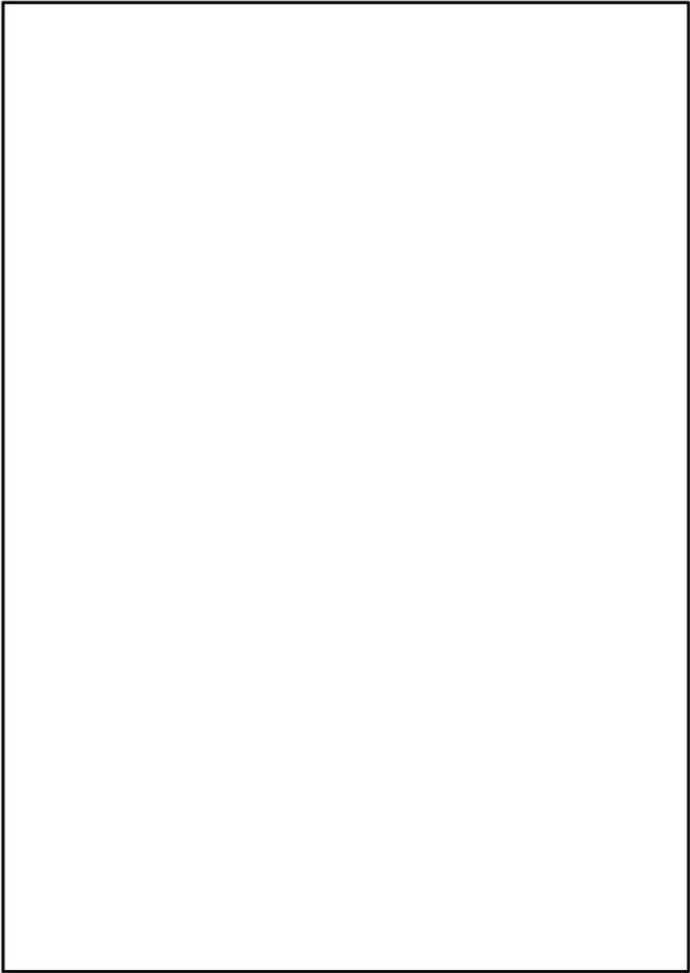
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1222 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1492 640 1611 659">別紙4-3 (8/14)</p> 	<p data-bbox="2249 640 2427 659">別紙4-6 (7/13)</p> 	<p data-bbox="2534 592 2739 663">・記載方針の相違 【柏崎6/7】</p>


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2270 436 2442 464">別紙4-6 (8/13)</p> 	

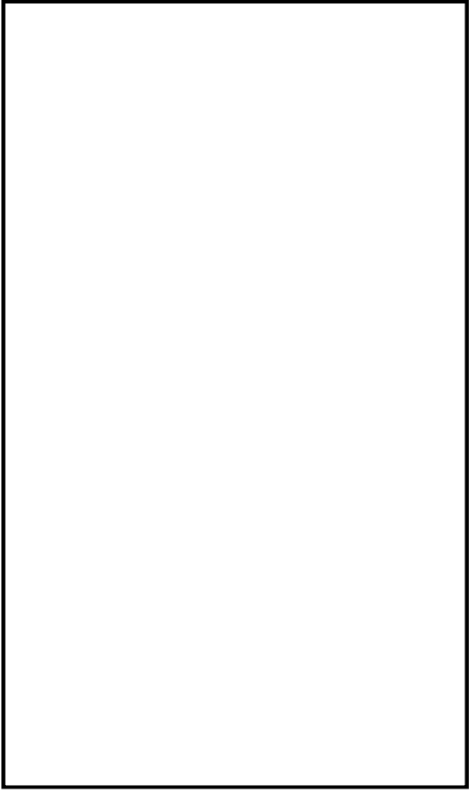
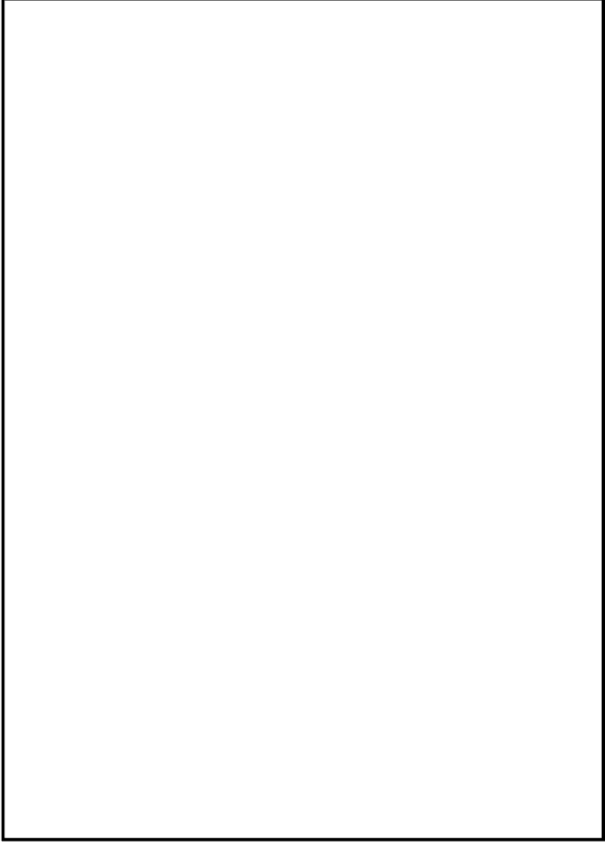
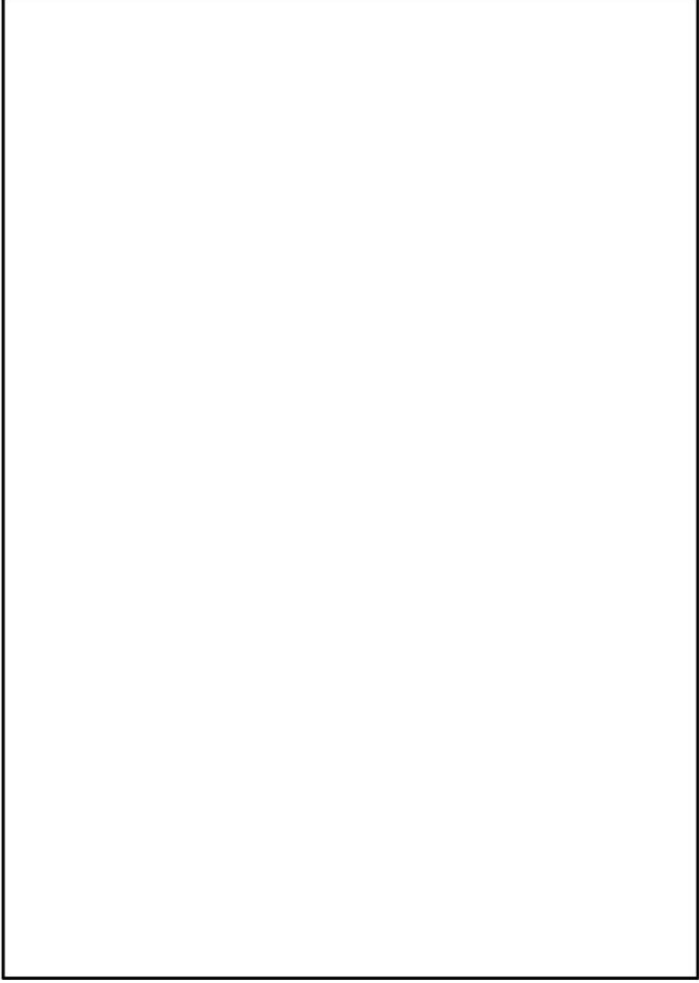
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2270 571 2439 598" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4-6 (9/13)</div> <div data-bbox="1804 625 2445 1524" style="border: 1px solid black; height: 428px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="2537 760 2798 835">・記載方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1219 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1486 642 1620 663">別紙4-3 (11/14)</p> 	<p data-bbox="2243 642 2421 663">別紙4-6 (10/13)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2267 449 2457 478" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (11/13)</div> <div data-bbox="1792 504 2463 1453" style="border: 1px solid black; height: 452px; margin-top: 10px;"></div>	


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-5 (2/9)</p> 		<p style="text-align: right;">別紙4-6 (12/13)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の相違 【柏崎 6/7】 ・記載方針の相違 【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;"><small>別紙4-5 (4/9)</small></p> 			<p>・組織体制の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (15/21)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (4/14)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-6 (13/13)</p> 	<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (1/21)</p> <table border="1" data-bbox="305 804 715 909"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">文書名</td> <td style="text-align: center;">共通規程類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子力品質保証規程</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Z-21 改20</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">〔 抜 粋 〕</p> <p>2003年 1月27日施行 2016年 12月19日 (改訂20)</p> <table border="1" data-bbox="305 1102 715 1171"> <tr> <td style="text-align: center;">原子力・立地本部 原子力安全・統括部 (主管部)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部 (主管部)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	共通規程類	原子力品質保証規程	Z-21 改20	原子力・立地本部 原子力安全・統括部 (主管部)	福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部 (主管部)		<p style="text-align: right;">品質方針 (抜粋) 別紙4-7 (1/5) ⑦-5, ⑧-5</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">社 達 第122号 2020年4月1日</p> <p style="text-align: center;">社 長</p> <p style="text-align: center;">「原子力品質方針」「原子力安全文化醸成方針」および 「保守管理の実施方針」の見直しについて</p> <p>当社は、原子力安全を最優先とした品質保証活動および原子力安全文化醸成活動ならびに原子力発電所の保守管理の高度化に取り組むため、「原子力品質方針」、「原子力安全文化醸成方針」および「保守管理の実施方針」を制定し、原子力発電所の建設・運営・廃止措置に取り組んでまいりました。</p> <p>こうした中、2020年4月1日から、原子力規制当局による新たな検査制度が開始されます。この検査制度では、従来、国が実施してきた検査を事業者が主体的に実施することが定められるなど、「原子力安全の一義的な責任は事業者が担う」という考え方がより明確に示されており、事業者が自ら原子力の安全性を向上させる制度となっています。</p> <p>これを受け、当社としても、これまでより一層、主体的に原子力安全の向上を目指す必要があると考え、「原子力品質方針」および「原子力安全文化醸成方針」を見直すこととしました。</p> <p>また、このたびの法令改正を受け、従来から取り組んでいる保守管理に加え、保安のために行う設計なども含めた施設管理に係る保安活動の確実な実施のため、「保守管理の実施方針」を「施設管理の実施方針」に見直すこととしました。</p> <p>社員の皆さんには、今回の各方針の見直しの趣旨を十分に理解し、一人ひとりが原子力の安全性向上の一翼を担っているという自覚と誇りを持ち、さらなる努力をされるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(添付資料) ・原子力品質方針 ・原子力安全文化醸成方針 ・施設管理の実施方針</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質方針の公布方法の相違 【柏崎6/7】 ・記載方針の相違 【東海第二】
文書名		共通規程類							
		原子力品質保証規程							
	Z-21 改20								
原子力・立地本部 原子力安全・統括部 (主管部)									
福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部 (主管部)									

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (3/21)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: right;">⑦-5 ⑧-5</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/1) ⑦-5 ⑧-5</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">品質方針</p> <p>原子力施設のリスクを強く認識し、公衆と環境に対して放射線による有害な影響を及ぼすような事故を起こさないという強い決意のもと、</p> <p style="text-align: center;">○安全の確保 ○品質の向上 ○企業倫理の浸透 ○透明性の確保</p> <p>を基本として、原子力発電に従事する者としての責任と誇りをもって、社会から信頼され、安心される原子力発電事業を目指し、積極的に知見や経験を蓄積・活用しながら、以下の方針に基づいて活動する。</p> <p>全てにおいて「安全第一」を最優先に、</p> <p>(1) 原子力発電のハイオニアとして期待される役割を十分認識し、以下の業務において品質の高い業務を遂行すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海第二発電所、敦賀発電所2号機においては、安全運転の達成に向けた運転・保守を行うこと。東海第二発電所、敦賀発電所2号機においては、長期保守管理方針を反映した保守を行うこと。 ・東海発電所、敦賀発電所1号機においては、廃止措置を安全・着実に推進するための、工事の計画・実施、廃棄物の処理処分及び維持施設の運転・保守を行うこと。 ・敦賀発電所3、4号機においては、安全性及び信頼性を確保した発電所を建設するための設計・施工を行うこと。 <p>(2) 法令・保安規定及び安全協定を遵守すること。また、社内規程については、業務の実態と整合をとりつつ、適切に定め、維持管理し、遵守すること。</p> <p>(3) 常に問いかける姿勢を意識し、安全性向上活動に自主的、先取的、継続的に取り組むこと。</p> <p>(4) 社会の声に耳を傾け、開かれた会社を目指し、積極的に情報を社会に発信するとともに、情報を共有し報告・連絡・相談できる風通しの良い職場をつくること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。</p> <p>また、(2)をコンプライアンス活動の方針、(3)及び(4)を安全文化醸成活動の方針、並びに東海発電所、東海第二発電所、敦賀発電所1、2号機においては、(1)の保守に係る方針を保守管理の実施方針とする。</p> <p>本品質方針を組織の第一線まで周知・徹底し、本品質方針に沿った品質目標の設定、実施及びその結果のレビューを実施し、これらの活動が適切であることを確認する。</p> <p style="text-align: right;">平成29年4月20日 日本原子力発電株式会社 社 長</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙4-7 (2/5) ⑦-5, ⑧-5</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">原子力品質方針</p> <p>原子力安全の一義的な責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、法令・規制要求等のルールを遵守することはもとより、現場、現物、現実を重視する3現主義を念頭に、確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指すとともに、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの理解と信頼の獲得を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な資源を確保し、自らの役割と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。 2. 原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク評価を行い、必要な対策を実施して、原子力安全の向上を目指す。 3. 常に問いかける姿勢を持って、品質マネジメントシステムを継続的に改善する。 4. 教育・訓練を確実に実施して、個人および組織全体の建設、運転・保守、廃止措置、緊急時における技術の継承を図るとともに、対応能力の向上を目指す。 <p style="text-align: right;">2020年 4月 1日 中国電力株式会社 社長</p> </div>	<p>・品質方針の構成の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>・品質方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-4 (4/21)</p> 			<p>・品質方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

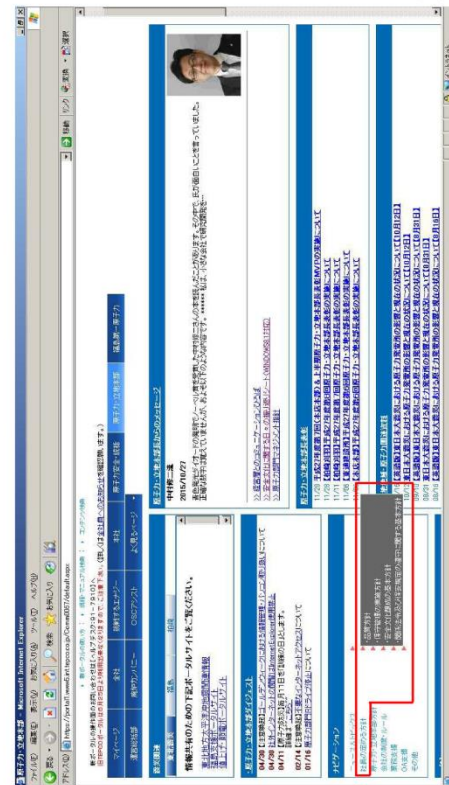
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (7/21)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>		<p style="text-align: right;">別紙4-7 (3/5)</p> <p style="text-align: right;">⑦-5, ⑧-5</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto;"> <p style="text-align: center;">原子力安全文化醸成方針</p> <p>原子力発電所の建設・運営・廃止措置における活動の基礎となる原子力安全文化の醸成に主体的に取り組むことで、より高い水準の原子力安全を目指す。</p> <p>特に、これまでの点検不備問題等の経験を教訓とし、「常に問いかける姿勢」および「報告する文化」の改善に重点的に取り組み、更なる自主的安全性向上に向けて、社員一人ひとりに原子力安全を最優先とする文化の浸透を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全最優先の組織風土 安全最優先の価値観を共有した組織風土を創ります。 2. 継続的な改善活動 組織が一体となって、原子力安全文化醸成に係る改善活動に継続的に取り組みます。 3. コミュニケーションの充実 良好なコミュニケーションを保ち、風通しが良い職場を創ります。 <p style="text-align: right;">2020年 4月 1日 中国電力株式会社 社長</p> </div>	<p>・品質方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">別紙 4-7 (4/5)</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">⑦-5, ⑧-5</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">社 長</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">コンプライアンス経営の推進に向けて</div> <p>当社は、「お客さまの信頼を喜びとします」を経営理念として掲げ、お客さまや地域の皆さまからの信頼を基盤とした業務運営を行ってきました。平成15年には、より信頼される企業となることを目指し、企業倫理綱領の制定や企業倫理委員会の設置など、コンプライアンスの一層の推進を図りました。</p> <p>しかし、一連の不適切事案により、これまでの取り組みが、問題を自ら明らかにし、積極的に解決にあたるといった役員・社員の実際の行動に結びついていなかったことが浮き彫りとなりました。その根底には、コンプライアンスとは単に法令を守るだけでなく、倫理や道徳を含めた社会的な規範を大切に守ることであり、その取り組みは企業が社会の中で存続していくために不可欠なものであるという認識が全社に浸透していなかったことがあると考えられます。</p> <p>こうした反省を踏まえ、今後、当社は、電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等の社会的な要請に応じていくために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、社内の仕組みやルールなどの抜本的な見直しを行うとともに、役員の率先垂範のもと、社員一人ひとりの意識や企業風土に「コンプライアンス最優先」の考え方が根付くよう全社を挙げて取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、仕組み面で、経営機構の改革やコンプライアンス推進体制の強化等を実施していきます。また、意識・行動面では、企業倫理綱領における行動規範をしっかり守ることを徹底します。中でも、留意すべき行動として、「良識に照らします」、「率直に話します」、「積極的に正します」の3つの行動を、一人ひとりが日々の業務の中で実践することとします。役員および各組織の責任者においては、これに率先して取り組むとともに、社員への積極的な働きかけを行います。</p> <p>そして、こうした当社の決意・姿勢を「コンプライアンス経営推進宣言」として表明し、その取り組みをお客さまや地域の皆さまにお約束します。</p> <p>現在、当社は、長年築き上げてきた信頼を損なうという、かつてない厳しい状況にありますが、コンプライアンス経営を一步一步着実に推進することにより、皆さまから信頼され、選択される、また、社員にとって風通しがよく、働きがいのある、より良い会社に再生していくものと確信しています。</p> <p>皆さんの真摯な取り組みをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(添付書類) コンプライアンス経営推進宣言</p>	<p>・品質方針の公布方法の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (6/21)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 20px;"></div>		<p style="text-align: right;">別紙4-7 (5/5)</p> <p style="text-align: right;">⑦-5, ⑧-5</p> <p style="text-align: center;">平成19年6月 中国電力株式会社</p> <p style="text-align: center;"><u>コンプライアンス経営推進宣言</u></p> <p>中国電力株式会社は、コンプライアンス経営の推進に、役員の率先垂範のもと、全社を挙げて取り組んでいきます。</p> <p>○ 私たちは、「コンプライアンス」とは「倫理や道徳を含めた社会的な規範を大切に守ること」であり、その取り組みは企業が社会の中で存続していくために不可欠なものであると認識します。</p> <p>○ 私たちは、こうした認識のもと、電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等の社会的な要請に応じていくために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを基本とした経営の推進に全力で取り組みます。</p> <p>○ 私たちは、「コンプライアンス最優先」を実現するために、中国電力企業倫理綱領における行動規範をしっかりと守り、中でも、留意すべき行動として、次の「3つの行動」を日々実践していきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1. 良識に照らします</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自らの行動と社会的な良識とを意識して照らし合わせます。 ◆ 業務に疑問を感じたときには、必ずルールを確認します。 <p>2. 率直に話します</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 疑問や問題を抱え込まず、職場内や組織間で話し合います。 ◆ お客さまや社会に対して、自発的に、適切にご説明します。 <p>3. 積極的に正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 不適切な取り扱いを先送りせず、積極的に正します。 ◆ 実態に合わないルールがあれば、見直すよう取り組みます。 </div> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>・品質方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

別紙4-6 (1/3)

品質方針の組織内への伝達方法について
社内イントラネット画面 (1/2) (⑦-6, ⑧-6)



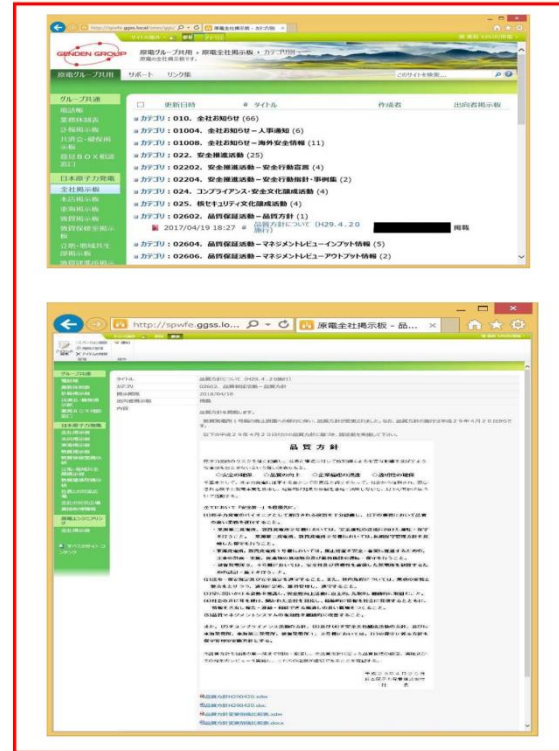
(比較のため順序入替)

品質方針の組織内への伝達方法

別紙4-6 (3/3)

(イントラネット掲載)

⑦-6, ⑧-6



別紙4-8 (1/4)

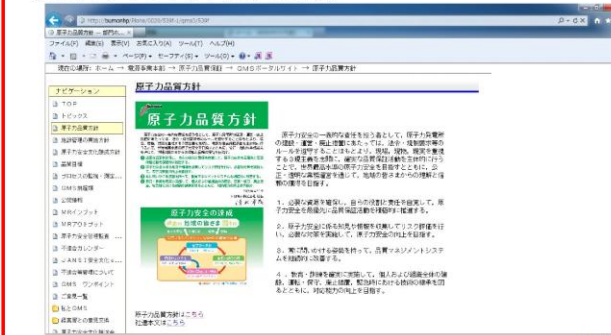
品質方針の組織内への伝達方法について

⑦-6
⑧-6

社内イントラネット画面 (1/6)



社内イントラネット画面 (2/6)



・運用の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

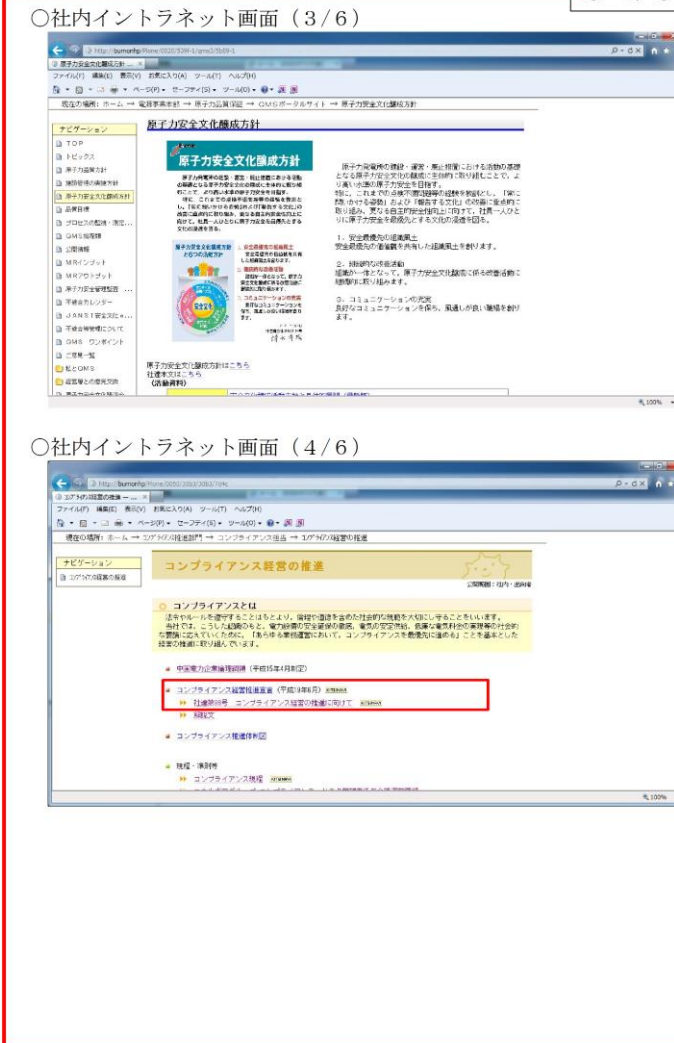
備考

別紙4-6 (2/3)


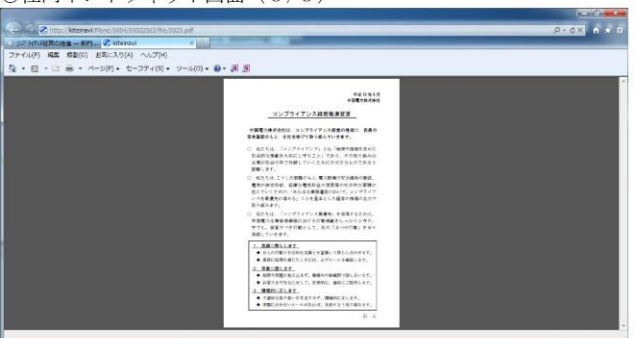


別紙4-8 (2/4)

⑦-6, ⑧-6

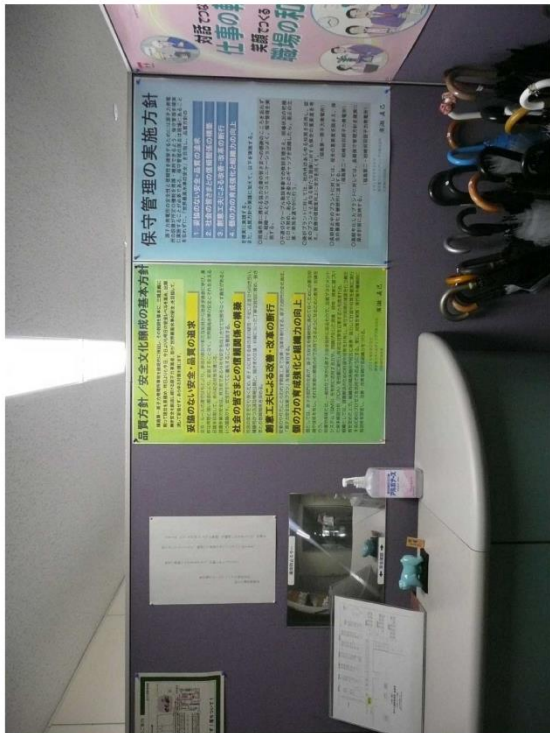


・運用の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">別紙4-8 (3/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6, ⑧-6</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>○社内イントラネット画面 (5/6)</p>  <p>○社内イントラネット画面 (6/6)</p>  </div>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

別紙4-6 (3/3)

○執務室内への掲示

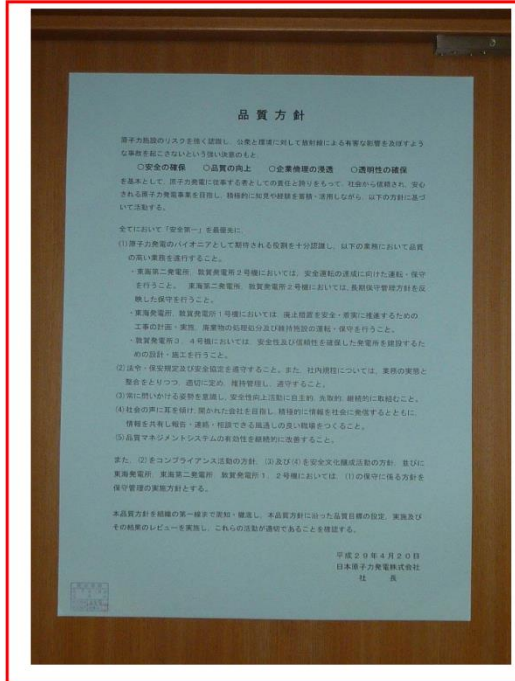


別紙4-6 (1/3)

品質方針の組織内への伝達方法

(執務室掲示: A2サイズ)

⑦-6, ⑧-6



別紙4-8 (4/4)

⑦-6, ⑧-6

○社内事務所掲示状況



○配付しているカード

原子力品質方針

原子力安全の一義的な責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、法令・規制要求等のルールを遵守することはもとより、現場、器物、機材を重視する3個主義を念頭に、確実な品質保証活動を主体的に行うことと、世界最高水準の原子力安全を目指すとともに、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの理解と信頼の獲得を目指す。

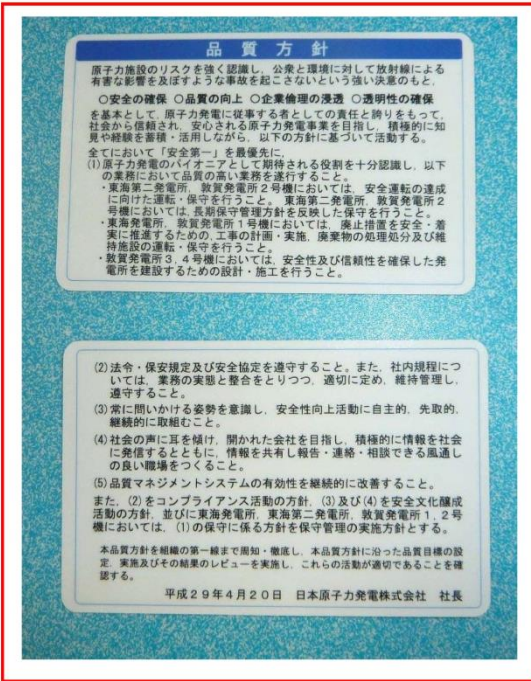

2020年4月1日 中国電力株式会社 社長 清水希茂

原子力安全文化醸成方針

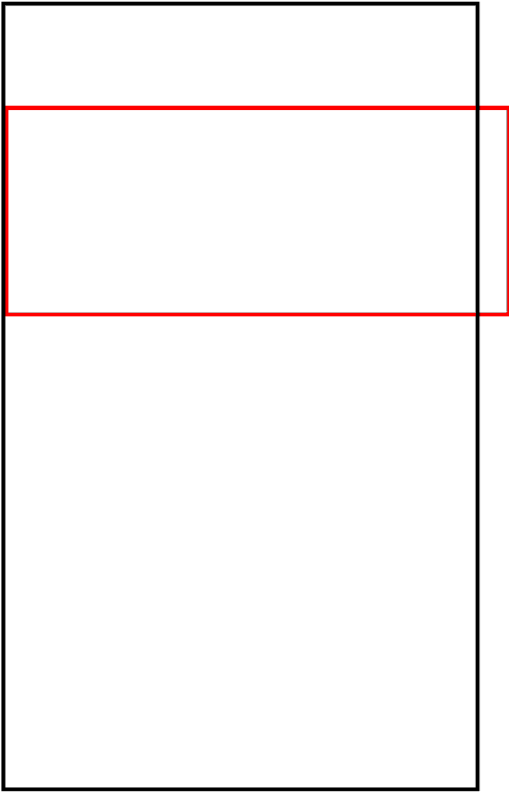
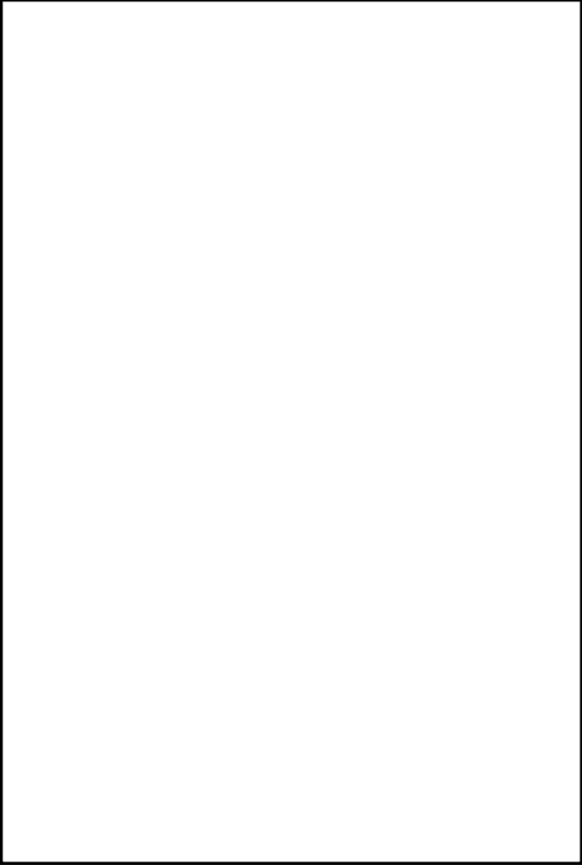
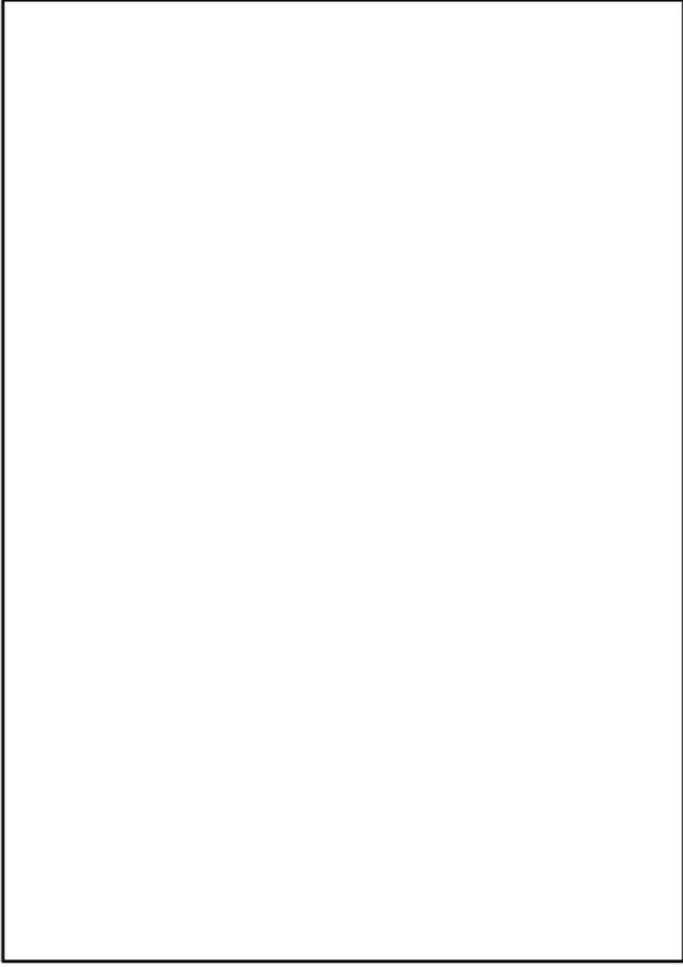
原子力発電所の建設・運営・廃止措置における活動の基礎となる原子力安全文化の醸成に主体的に取り組み、より高い水準の原子力安全を目指す。特に、これまでの点検不備問題等の経験を教訓とし、「常に問いかける姿勢」および「報告する文化」の改善に重点的に取り組み、更なる自主的安全性向上に向けて、社員一人ひとりに原子力安全を最優先とする文化の醸成を図る。



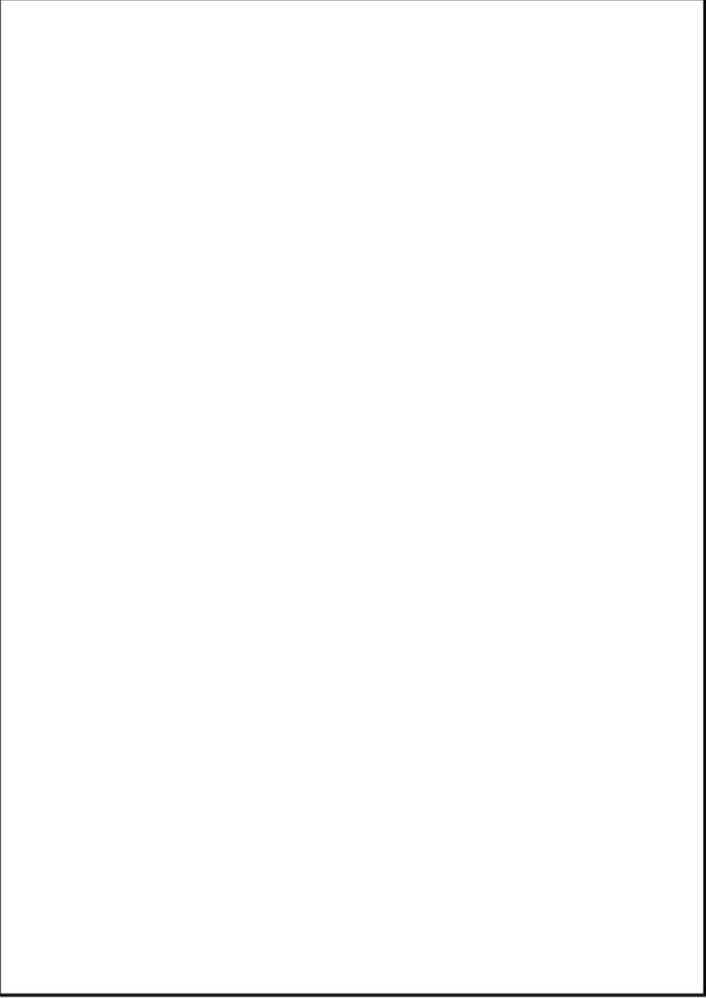
2020年4月1日 中国電力株式会社 社長 清水希茂

- ・運用の相違【柏崎6/7, 東海第二】
- ・運用の相違【柏崎6/7】

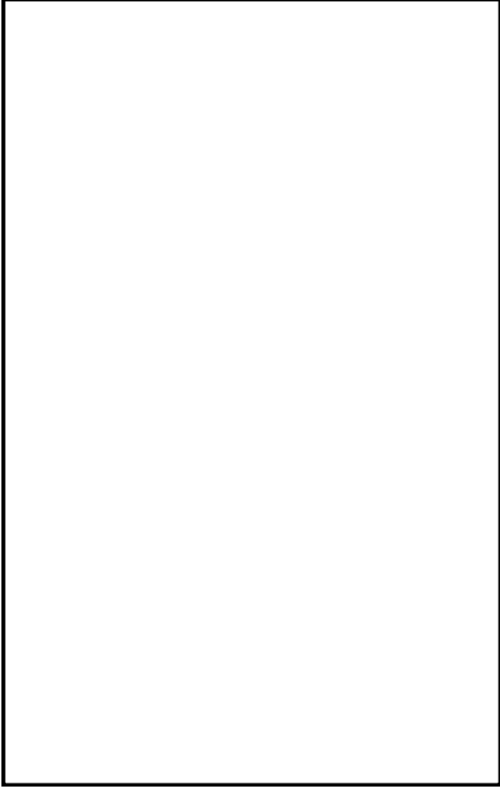
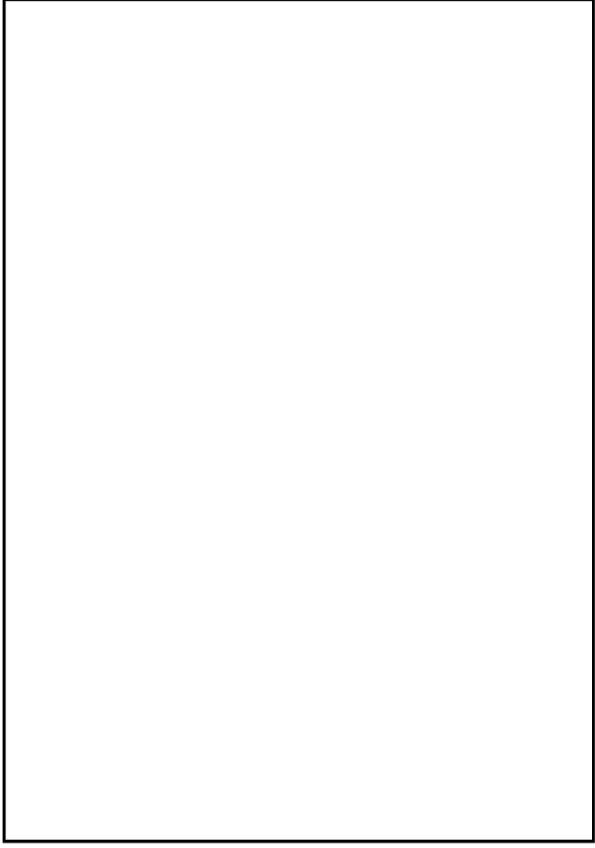
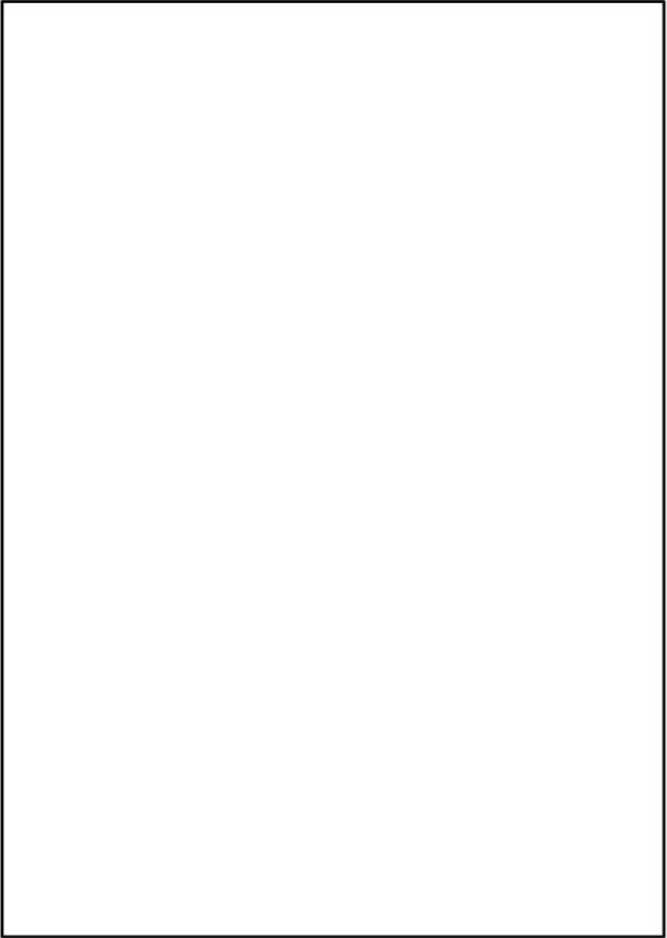
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: center;">別紙 4-6 (2/3)</p> <p style="text-align: center;">品質方針の組織内への伝達方法</p> <p style="text-align: center;">(品質方針 携帯用カードの配布)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6, ⑧-6</p> 	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙 4-8 (4 / 4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6, ⑧-6</p> <p>○社内事務所掲示状況</p>  <p>○配付しているカード</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1816 1102 2092 1501"> <h3>原子力品質方針</h3> <p>原子力安全の一貫的な責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、法令・規制要求等のルールを遵守することはもとより、現場、現物、現実を重視する3現主義を念頭に、確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指すとともに、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの理解と信頼の獲得を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 必要な資源を確保し、自らの役割と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。 原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク評価を行い、必要な対策を実施して、原子力安全の向上を目指す。 常に開いける姿勢を持って、品質マネジメントシステムを継続的に改善する。 教育・訓練を確実に実施して、個人および組織全体の建設、運転・保守、廃止措置、緊急時における技術の継承を図るとともに、対応能力の向上を目指す。 <p style="text-align: right;">2020年4月1日 中国電力株式会社 社長 清水希茂</p> </div> <div data-bbox="2092 1102 2359 1501"> <h3>原子力安全文化醸成方針</h3> <p>原子力発電所の建設・運営・廃止措置における活動の基礎となる原子力安全文化の醸成に主体的に取り組むことで、より高い水準の原子力安全を目指す。</p> <p>特に、これまでの点検不備問題等の経験を教訓とし、「常に開いける姿勢」および「報告する文化」の改善に重点的に取り組み、更なる自主的安全性向上に向けて、社員一人ひとりに原子力安全を最優先とする文化の浸透を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全最優先の組織風土 <ul style="list-style-type: none"> 安全最優先の価値観を共有した組織風土を創ります。 継続的な改善活動 <ul style="list-style-type: none"> 組織が一体となって、原子力安全文化醸成に係る改善活動に継続的に取り組みます。 コミュニケーションの充実 <ul style="list-style-type: none"> 良好なコミュニケーションを築き、風通しが良い職場を創ります。 <p style="text-align: right;">2020年4月1日 中国電力株式会社 社長 清水希茂</p> </div> </div>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

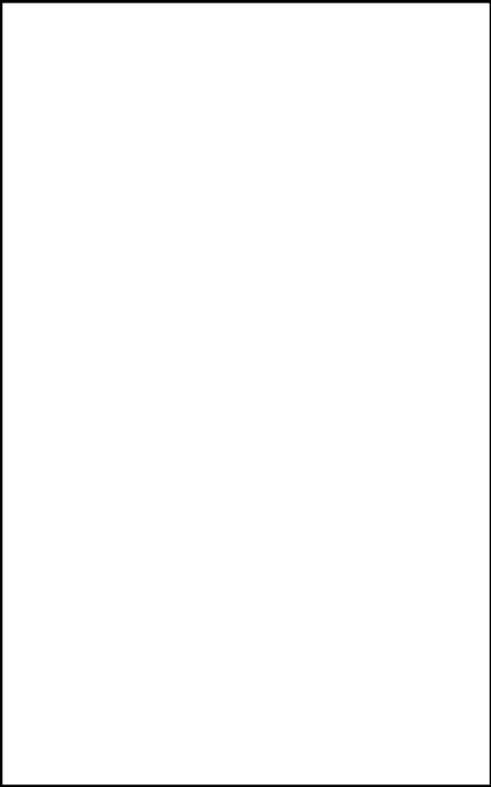
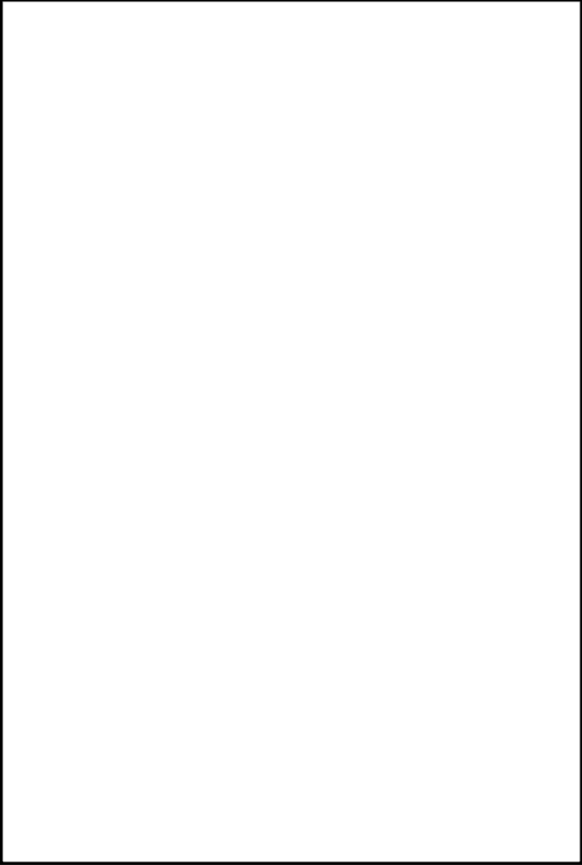
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																									
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (1/9)</p> <p style="text-align: center;">⑦-10 ⑧-10</p> <p style="text-align: center;">〔 抜 粋 〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書名</td> <td>基本マニュアル (基本・業務一体版)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>マネジメントレビュー実施基本マニュアル</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">NI-18 改16</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">2003年 9月 1日施行 2016年 12月19日 (改訂16)</p> <p style="text-align: center;">原子力安全・統括部 (主管部)</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	基本マニュアル (基本・業務一体版)		マネジメントレビュー実施基本マニュアル		NI-18 改16	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/6)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品質マネジメントシステム規程管理番号</td> <td>QM共通: 5-6-1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー要項 (抜 粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定</td> <td>平成26年 6月30日</td> <td>安審規則第 5号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成29年 4月19日</td> <td>安審規則第62号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td>本店</td> <td>安全室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社 安 全 室</p> <p style="text-align: center;">....</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通: 5-6-1	制定	平成26年 6月30日	安審規則第 5号	最終改正	平成29年 4月19日	安審規則第62号	主管箇所	本店	安全室	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (1/8)</p> <p style="text-align: center;">QMS-03-300-29</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS-03-300-29</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020. 9. 17</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020. 9. 25</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; color: red;">マネジメントレビュー基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS-03-300-29	制定日	2008. 2. 1	承認日	2020. 9. 17	施行日	2020. 9. 25	
文書名	基本マニュアル (基本・業務一体版)																											
	マネジメントレビュー実施基本マニュアル																											
	NI-18 改16																											
品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通: 5-6-1																											
制定	平成26年 6月30日	安審規則第 5号																										
最終改正	平成29年 4月19日	安審規則第62号																										
主管箇所	本店	安全室																										
文書番号	QMS-03-300-29																											
制定日	2008. 2. 1																											
承認日	2020. 9. 17																											
施行日	2020. 9. 25																											

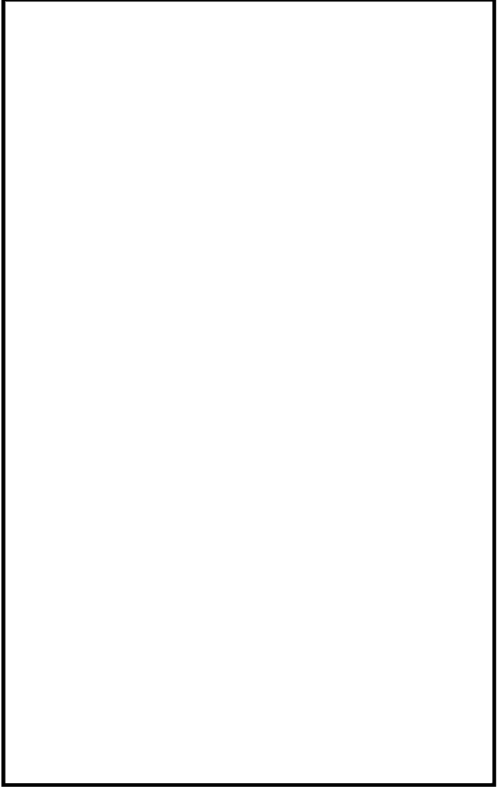
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙4-8 (2/9)</p>  <p style="text-align: right;">⑦-7 ⑧-7 ⑦-8 ⑧-8</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-7 (3/6)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-9 (2/8)</p> 	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-8 (9/9)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-7 (3/6)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-9 (3/8)</p> 	<p>・インプット項目の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2258 432 2436 457" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (4/8)</div> <div data-bbox="1819 480 2436 1356" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-8 (4/9)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-7 (2/6)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-9 (4/8)</p> 	<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;"><small>別紙4-8 (5/9)</small></p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;"><small>別紙4-7 (3/6)</small></p> 		<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

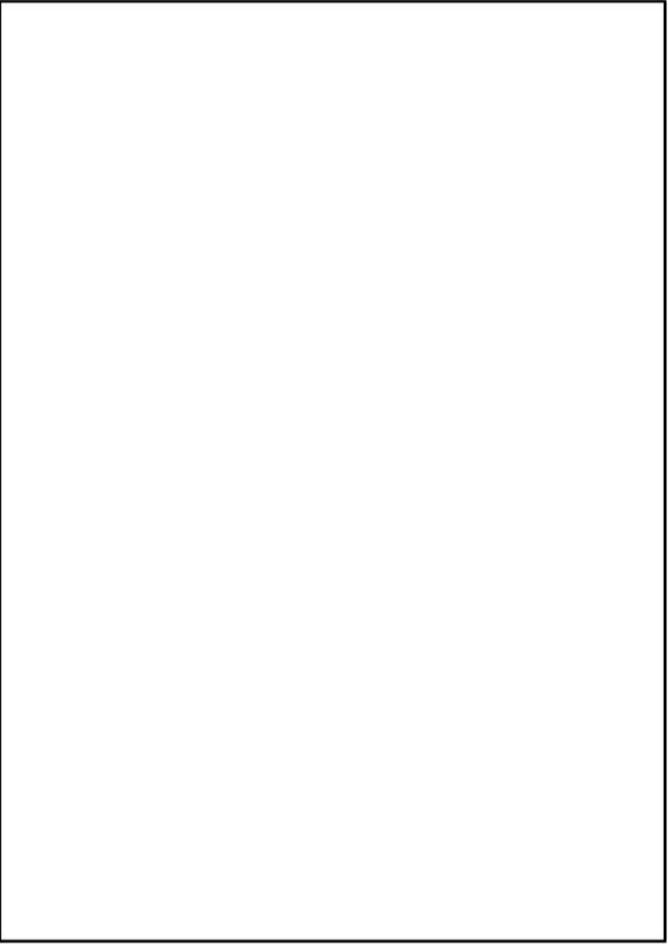
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="655 625 795 646">別紙4-8 (6/9)</p> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 615 795 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-8 (7/9)</div> <div data-bbox="278 680 727 1415" style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-8 (2/9)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 350px; margin-left: 40px; position: relative;"> <div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 80px; position: absolute; top: 10px;"></div> <div style="position: absolute; top: 10px; right: 10px; font-size: 8px;"> ⑦-7 ⑧-7 ⑦-8 ⑧-8 </div> </div>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-7 (3/6)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 180px; height: 380px; margin-left: 40px;"></div>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-9 (4/8)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 420px; margin-left: 40px;"></div>	<p>・マネジメントレビュー の出席者の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>・運用の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 615 792 638" style="text-align: right;">別紙4-8 (3/9)</div> <div data-bbox="276 684 730 1421"> </div>	<div data-bbox="1507 615 1620 638" style="text-align: right;">別紙4-7 (4/6)</div> <div data-bbox="1056 636 1620 1411"> </div>	<div data-bbox="2264 615 2436 638" style="text-align: right;">別紙4-9 (5/8)</div> <div data-bbox="1804 663 2445 1570"> </div>	<p>・組織体制の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 611 792 632" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-8 (8/9)</div> <div data-bbox="278 680 730 1415" style="border: 1px solid black; width: 152px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>	<div data-bbox="1199 569 1457 600" style="text-align: center;">(比較のため順序入替)</div> <div data-bbox="1501 632 1614 653" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-7 (6/6)</div> <div data-bbox="1056 655 1626 1486" style="border: 1px solid black; width: 192px; height: 396px; margin: 20px auto;"></div>	<div data-bbox="2267 617 2445 638" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-9 (6/8)</div> <div data-bbox="1807 667 2454 1579" style="border: 1px solid black; width: 218px; height: 434px; margin: 20px auto;"></div>	<div data-bbox="2534 548 2792 621" style="vertical-align: top;"> <p>・プロセスの相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> </div>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2249 541 2436 573">別紙4-9 (7/8)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1484 619 1617 646" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-7 (5/6)</div> <div data-bbox="1047 646 1620 1444" style="border: 1px solid black; height: 380px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="2255 619 2448 646" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-9 (8/8)</div> <div data-bbox="1792 667 2451 1600" style="border: 1px solid black; height: 444px; margin: 10px auto;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 【柏崎6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
	<p style="text-align: center;">別紙4-8 (1/3)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品質マネジメントシステム規程管理番号</td> </tr> <tr> <td>QM共通：5-5-1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">品質保証委員会及び品質保証検討会 運営要項</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定</td> <td>平成26年 6月30日</td> <td>安室規則第 4号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成28年 3月22日</td> <td>安室規則第42号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td>本店</td> <td>安全室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社 安 全 室</p> <p style="text-align: center;">----</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通：5-5-1	制定	平成26年 6月30日	安室規則第 4号	最終改正	平成28年 3月22日	安室規則第42号	主管箇所	本店	安全室	<p style="text-align: center;">別紙4-10 (1 / 4)</p> <p style="text-align: center;">QMS-02-X00-22</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS-02-X00-22</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020. 3. 27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020. 4. 1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; color: red;">内部コミュニケーション基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS-02-X00-22	制定日	2008. 2. 1	承認日	2020. 3. 27	施行日	2020. 4. 1	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】</p>
品質マネジメントシステム規程管理番号																						
QM共通：5-5-1																						
制定	平成26年 6月30日	安室規則第 4号																				
最終改正	平成28年 3月22日	安室規則第42号																				
主管箇所	本店	安全室																				
文書番号	QMS-02-X00-22																					
制定日	2008. 2. 1																					
承認日	2020. 3. 27																					
施行日	2020. 4. 1																					

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1484 630 1617 661" data-label="Text">別紙4-8 (2/3)</div> <div data-bbox="1053 661 1617 1428" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="2240 630 2418 661" data-label="Text">別紙4-10 (2/4)</div> <div data-bbox="1795 682 2418 1564" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="2522 966 2700 1060" data-label="Text"> <p>・運用の相違 【東海第二】</p> </div>

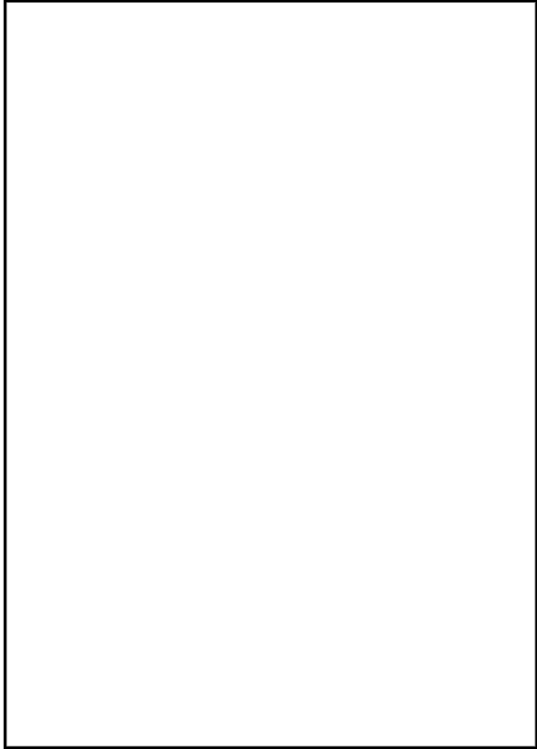
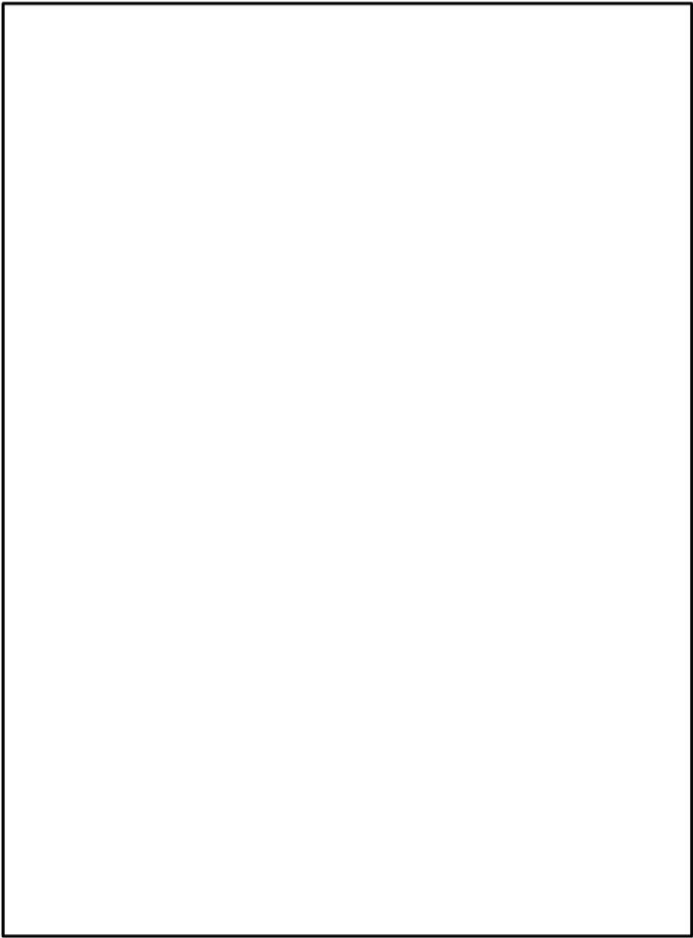
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1495 636 1605 657" data-label="Text">別紙4-8 (3/3)</div> <div data-bbox="1056 659 1605 1438" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="2252 636 2436 657" data-label="Text">別紙4-10 (3/4)</div> <div data-bbox="1801 684 2436 1587" data-label="Image"> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2249 489 2436 516" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (4/4)</div> <div data-bbox="1798 533 2445 1407" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書構成の相違 【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (1/4)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">品質保証プログラムの管理番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">QM東海：5-5-0-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">QM東Ⅱ：5-5-0-2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">品質保証運営委員会運営要領</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">制定</td> <td style="font-size: small;">平成28年 7月 8日</td> <td style="font-size: small;">東海発所則第807号、東二発所則第939号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">最終改正</td> <td style="font-size: small;">平成29年 5月25日</td> <td style="font-size: small;">東海発所則第827号、東二発所則第958号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">主管箇所</td> <td style="font-size: small;">東海第二発電所</td> <td style="font-size: small;">品質保証室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成29年5月</p> <p style="text-align: center;">東海発電所・東海第二発電所 品質保証室</p> <p style="text-align: center;">----</p>	品質保証プログラムの管理番号	QM東海：5-5-0-2	QM東Ⅱ：5-5-0-2	制定	平成28年 7月 8日	東海発所則第807号、東二発所則第939号	最終改正	平成29年 5月25日	東海発所則第827号、東二発所則第958号	主管箇所	東海第二発電所	品質保証室		
品質保証プログラムの管理番号															
QM東海：5-5-0-2															
QM東Ⅱ：5-5-0-2															
制定	平成28年 7月 8日	東海発所則第807号、東二発所則第939号													
最終改正	平成29年 5月25日	東海発所則第827号、東二発所則第958号													
主管箇所	東海第二発電所	品質保証室													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1495 611 1605 632" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-9 (2/4)</div> <div data-bbox="1071 632 1605 1444" style="border: 1px solid black; width: 180px; height: 387px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2012 464 2220 495" style="text-align: center;">(比較のため再掲)</div> <div data-bbox="2267 600 2436 621" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-10 (2/4)</div> <div data-bbox="1813 653 2451 1528" style="border: 1px solid black; width: 215px; height: 417px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2534 890 2689 963" style="vertical-align: middle;"> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 【東海第二】 </div>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1498 604 1608 630" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-9 (3/4)</div> <div data-bbox="1071 627 1605 1358" style="border: 1px solid black; width: 180px; height: 348px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2012 457 2220 493" style="text-align: center;">(比較のため再掲)</div> <div data-bbox="2240 592 2418 617" style="text-align: right; font-size: small;">別紙4-10 (3/4)</div> <div data-bbox="1789 642 2424 1547" style="border: 1px solid black; width: 214px; height: 431px; margin: 0 auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙4-9(4/4)</p> 	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-10(4/4)</p> 	<p>・運用の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

別紙4-9 (1/1)

マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの開催実績

時期 主査	平成26年度		平成27年度		平成28年度
	上期	下期	上期	下期	上期
	トップマネジメント(社長)	—	H27.6.5	—	H28.6.8
管理責任者 (原子力・立地本部長)	H26.11.25	H27.6.1	H27.12.2	H28.5.26	H28.12.6 H28.12.27
管理責任者 (内部監査室長)	H26.11.7	H27.5.15	H27.11.16	H28.5.16	H28.11.11
原子力安全・統括部長	H26.11.10	H27.5.19	H27.11.18	H28.5.18	H28.11.25
原子力運営管理部長	H26.11.6	H27.5.25	H27.11.6	H28.5.13 H28.5.20	H28.11.21
原子力設備管理部長	H26.10.21~ H26.11.13	H27.4.24~ H27.5.14	H27.10.21~ H27.11.27	H28.4.18~ H28.5.26	H28.10.27~ H28.12.9
原子燃料サイクル部長	H26.10.28	H27.5.19	H27.10.15	H28.5.24	H28.11.8
資材部長	H26.11.5	H27.5.13			
原子力資材調達センター所長			H27.11.20	H28.5.13	H28.11.15
柏崎刈羽原子力発電所所長	H26.10.29	H27.5.14	H27.11.27	H28.5.20	H28.11.11

別紙4-10 (1/1)

品質保証委員会及び東海第二発電所 品質保証運営委員会の開催実績

時期	平成28年度		平成29年度
	上期	下期	上期
品質保証委員会	平成28年6月16日	平成28年11月17日	平成29年6月29日
	—	平成29年2月1日	—
	—	平成29年3月15日	—
東海第二発電所 品質保証運営委員会	平成28年4月7日	平成28年10月21日	平成29年4月24日
	平成28年5月10日	平成29年1月16日	平成29年5月18日
	平成28年5月13日	平成29年2月8日	平成29年8月10日
	—	平成29年2月9日	—
	—	平成29年2月27日	—
	—	平成29年3月21日	—

別紙4-11 (1/1)

⑦-12, ⑧-12

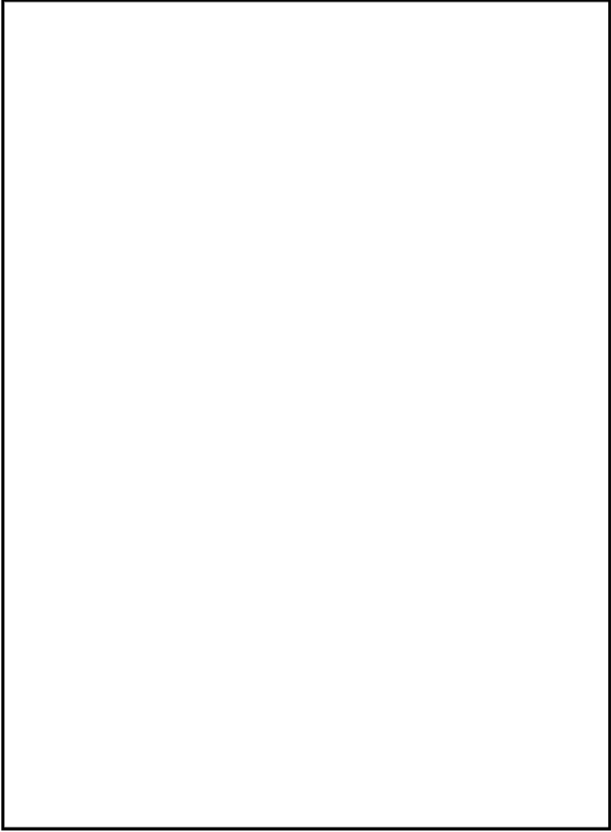
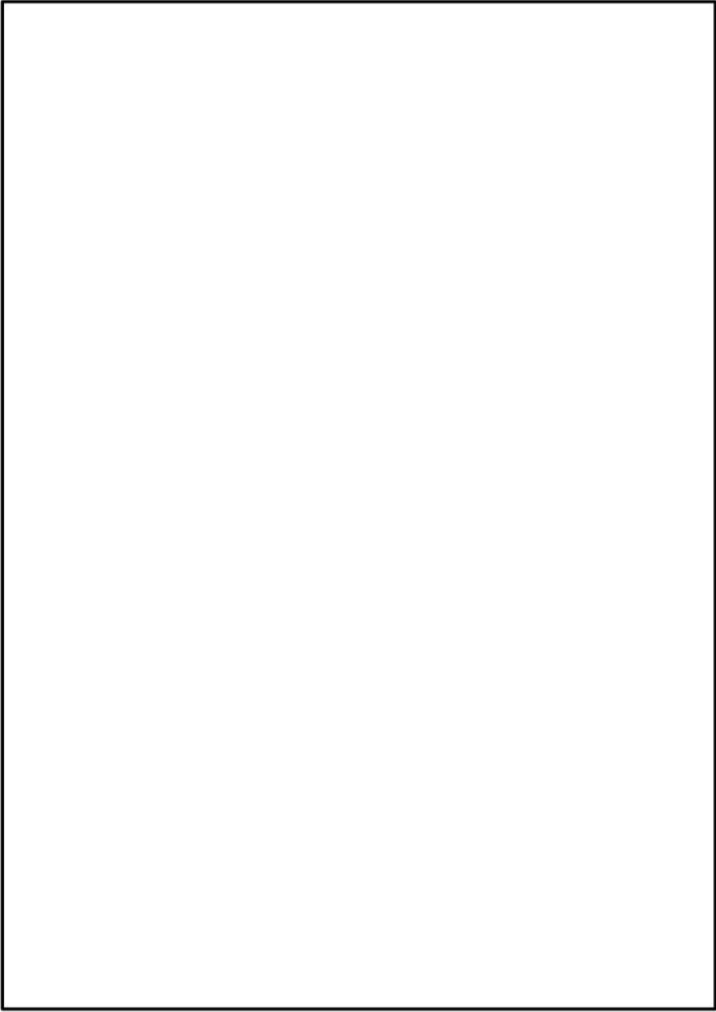
委員会等の開催実績

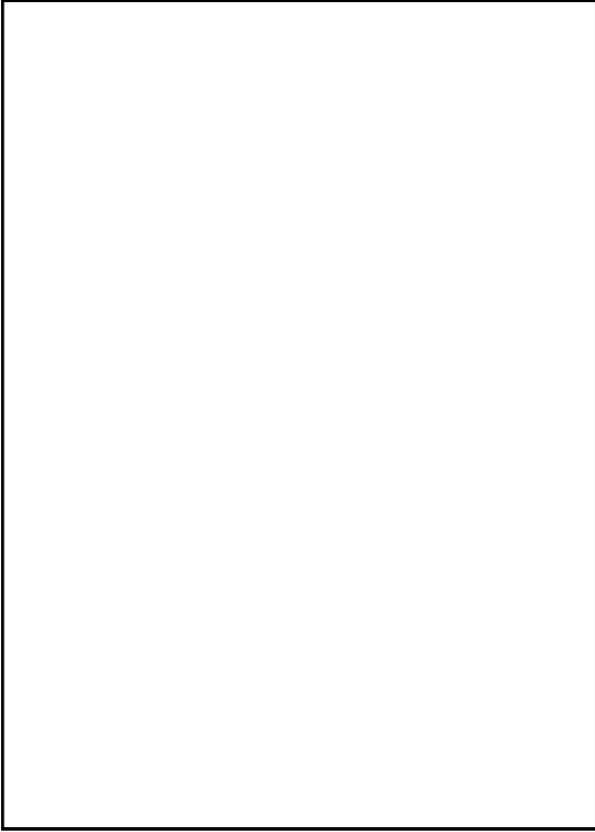
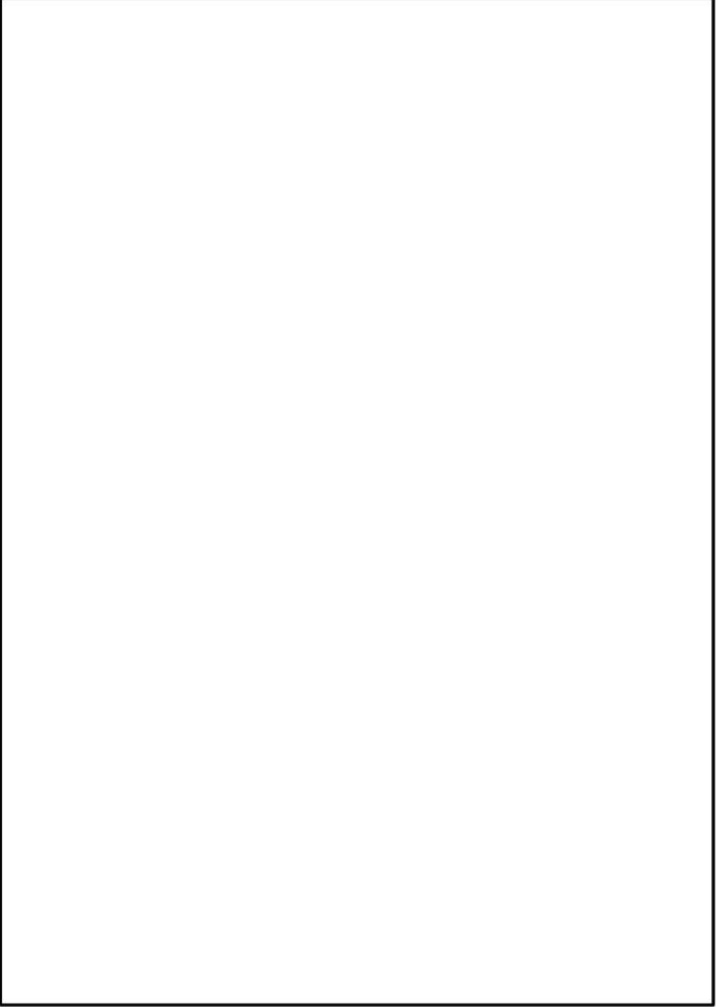
委員会等	令和元年度	
	上期	下期
原子力品質保証委員会	令和元年5月9日	令和元年10月28日
	令和元年6月6日	令和2年2月14日
	令和元年9月25日	令和2年3月16日
QMS推進者会議	令和元年5月7日	令和元年10月23日
	令和元年5月30日	令和2年2月12日
	令和元年9月18日	令和2年3月11日
	—	令和2年3月13日
電源事業本部	令和元年5月15日	令和元年11月11日
原子力品質保証運営委員会	令和元年8月21日	令和2年3月25日
	令和元年9月27日	—
島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会	令和元年5月17日	令和元年12月12日
	令和元年5月30日	令和元年12月27日
	令和元年9月27日	令和2年1月28日
	—	令和2年3月3日
	—	令和2年3月24日
	—	令和2年3月25日
	—	令和2年3月26日
	—	令和2年3月27日
原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会	令和元年5月14日	令和2年1月23日
	令和元年5月20日※	令和2年3月23日
	—	令和2年3月27日

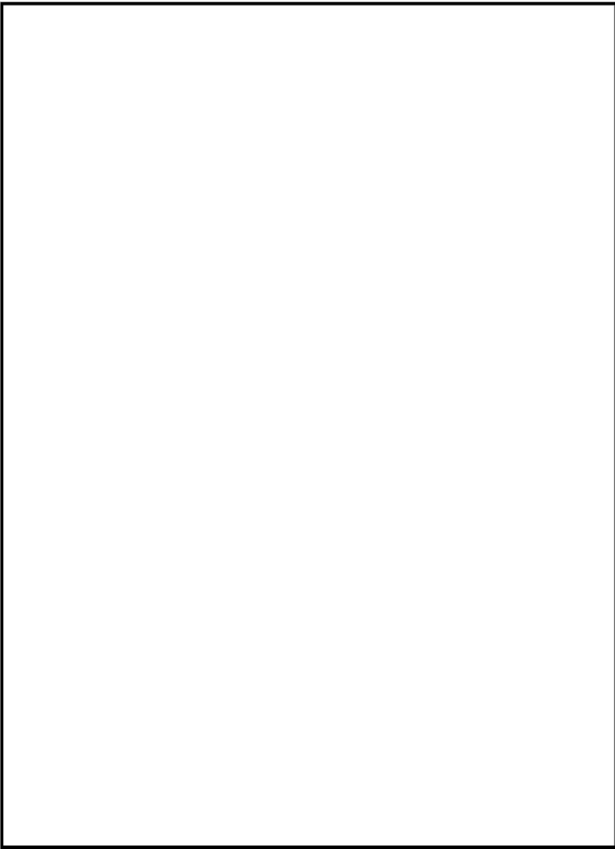

※：書面による開催（日付は決定日を示す。）

・会議体の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

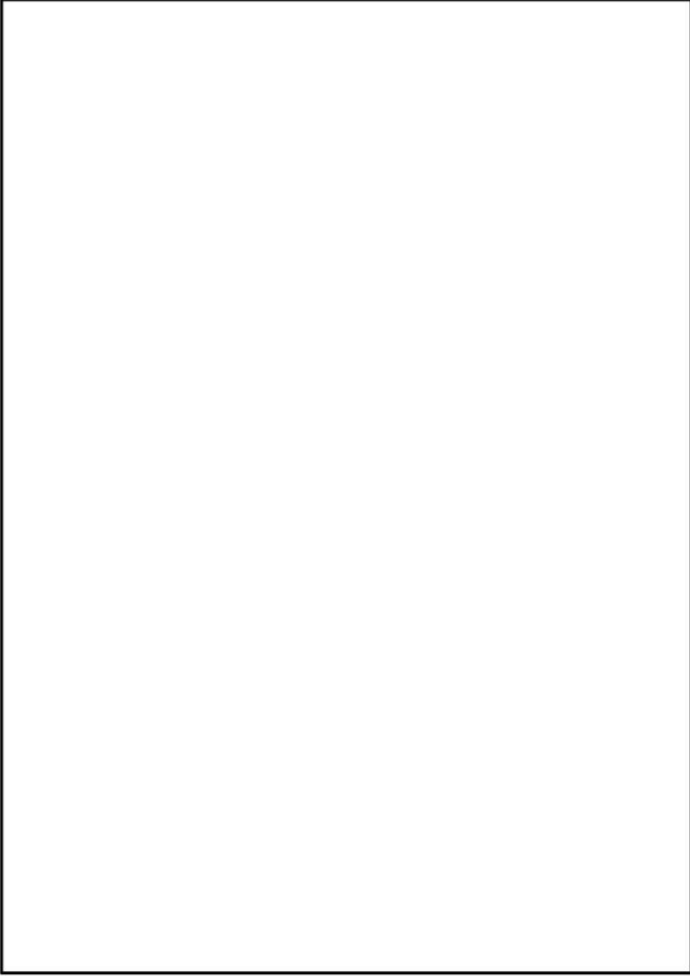
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: center;">別紙4-11(1/4)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;"> <small>品質マネジメントシステム規程管理番号 QM共通：4-1-1</small> </div> <p style="text-align: center;">原子力施設の重要度分類基準要項</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;"> <small>制定 平成17年 3月30日 発電規則第117号、廃棄規則第 14号 最終改正 平成29年 4月19日 発電規則第765号、廃棄規則第466号 主管箇所 本店 発電管理室</small> </div> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社 発電管理室 廃止措置プロジェクト推進室</p> <p style="text-align: center;">----</p>		<p>・文書体系の相違 【東海第二】</p>

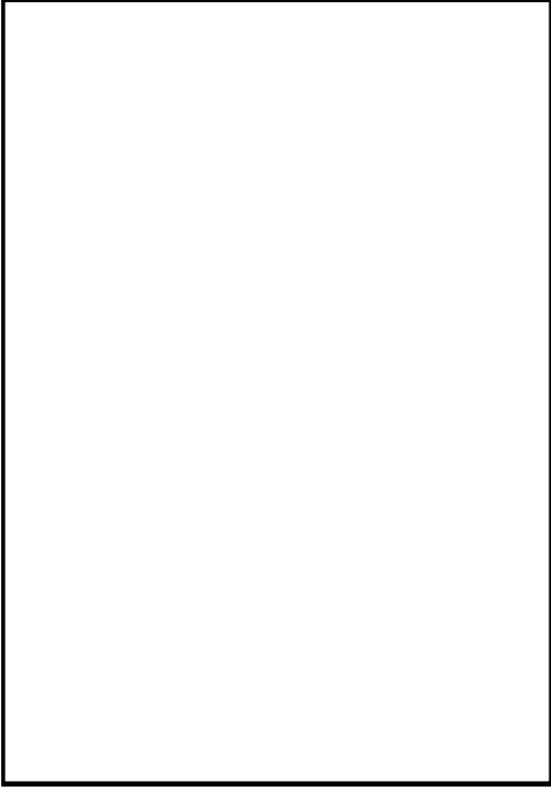
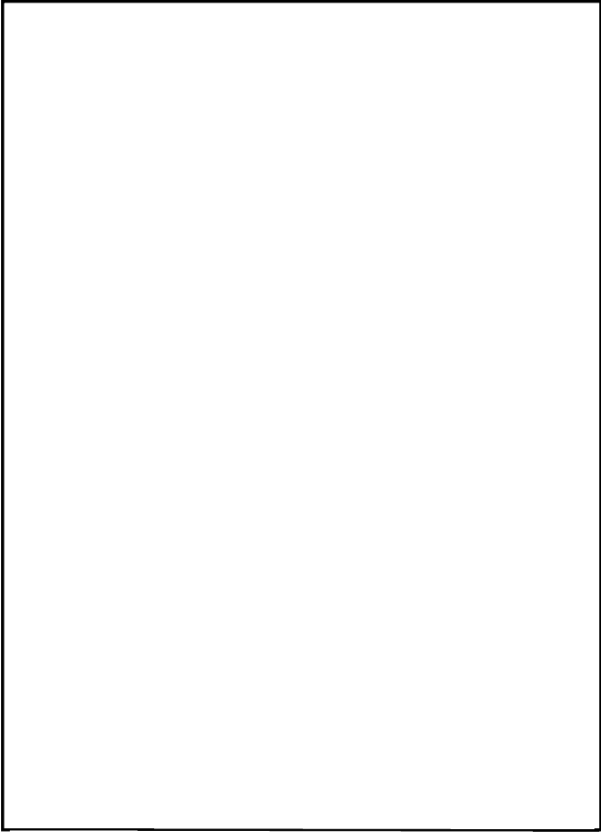
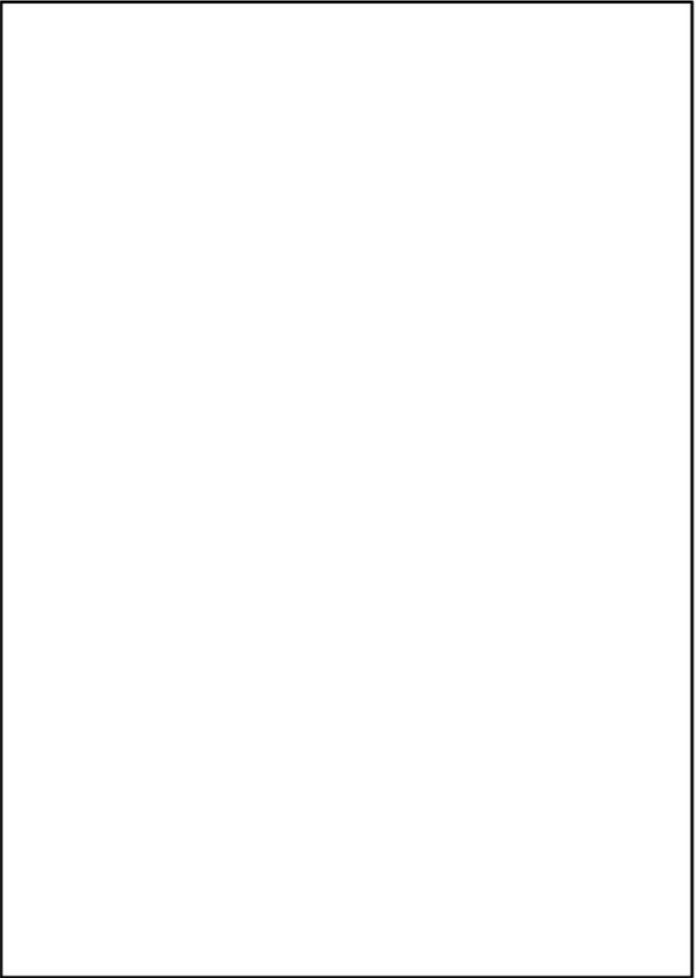
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙4-11 (2/4)</p> 	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-5 (5/44)</p> 	<p>・グレード分けにおける 考え方の相違 【東海第二】</p>

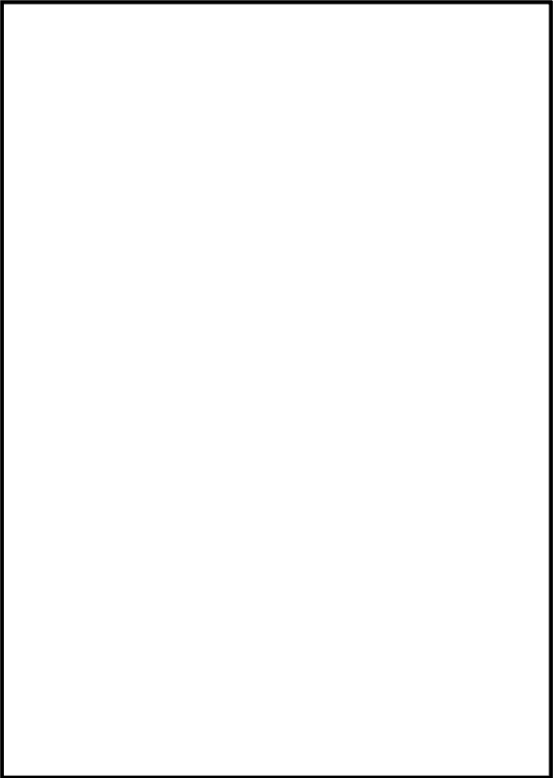
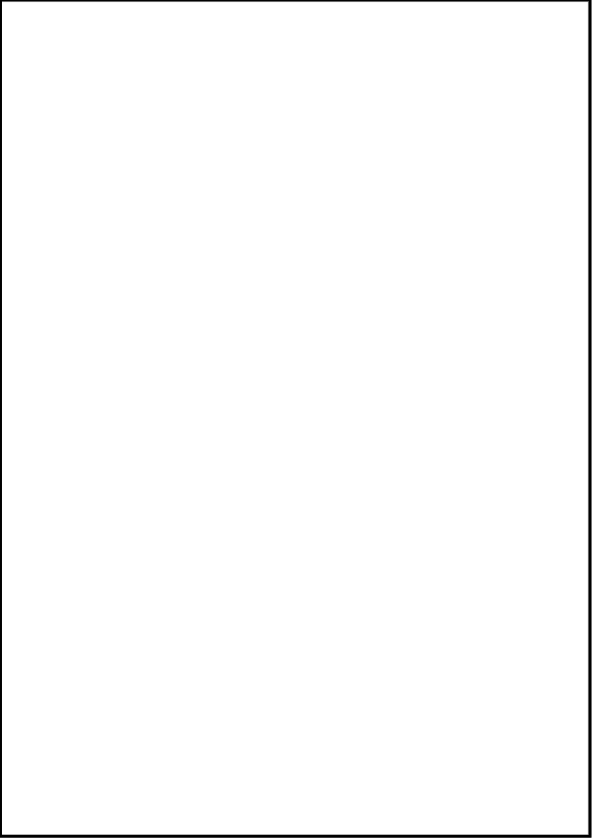
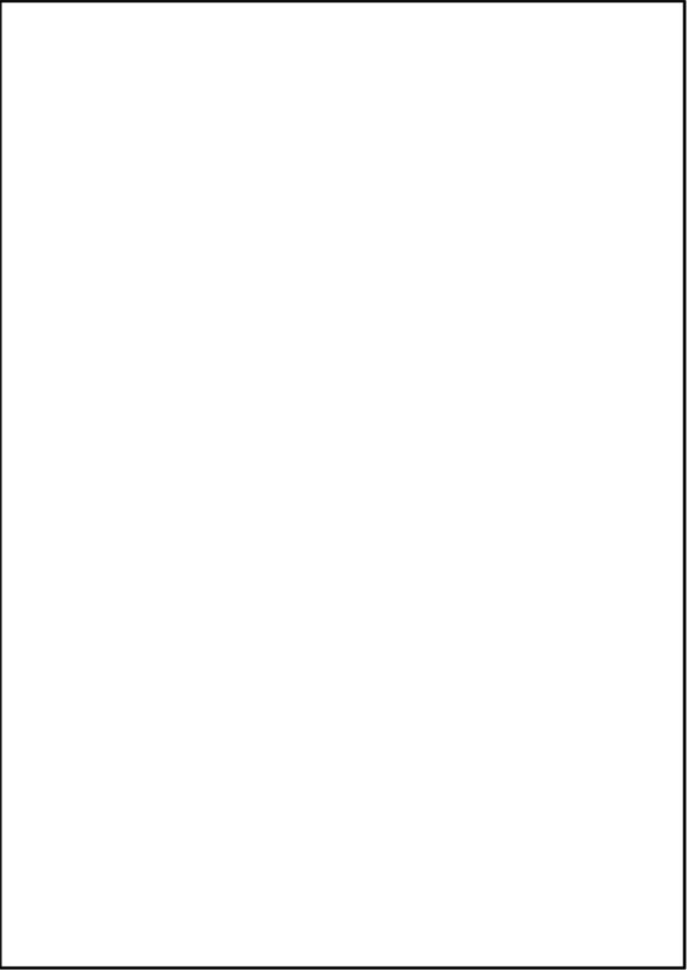
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙4-11 (3/4)</p> 	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-5 (5/44)</p> 	<p>・グレード分けにおける 考え方の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙4-11(4/4)</p> 	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-5(9/44)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 【東海第二】 ・文書体系の相違 【柏崎6/7】


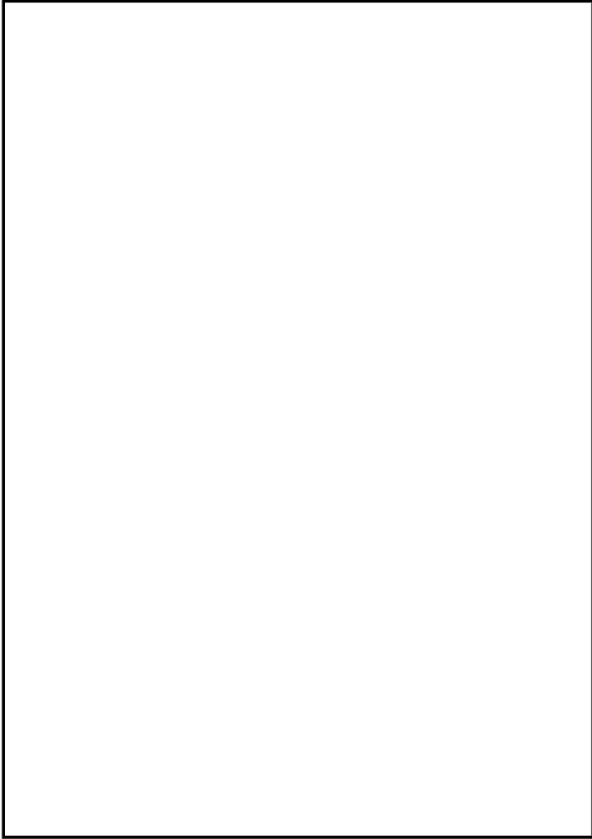
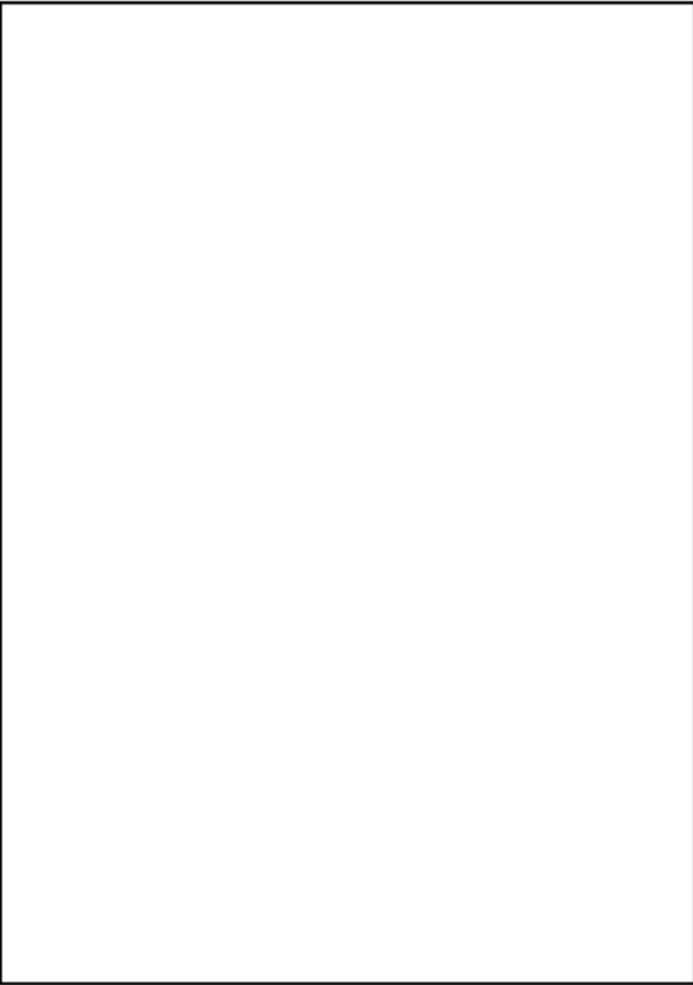
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p style="text-align: center;">別紙4-10 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">〔 抜 粹 〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書名</td> <td>基本マニュアル 調達管理基本マニュアル NE-14 改16</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">2003年7月1日施行 2015年4月1日 (改訂16)</p> <p style="text-align: center;">原子力設備管理部 (主管部)</p> <p style="text-align: center;">東京電力株式会社</p>	文書名	基本マニュアル 調達管理基本マニュアル NE-14 改16	<p style="text-align: center;">別紙4-12 (1/9)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品質マネジメントシステム規程管理番号</td> <td>QM共通:7-4-1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">調達管理要項</p> <p style="text-align: center;">(抜 粹)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定</td> <td>平成17年 3月30日 発案規則第108号, 廃案規則第 13号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成29年 6月29日 発案規則第772号, 廃案規則第477号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td>本店 発電管理室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社 発 電 管 理 室 廃止措置プロジェクト推進室</p> <p style="text-align: center;">----</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通:7-4-1	制定	平成17年 3月30日 発案規則第108号, 廃案規則第 13号	最終改正	平成29年 6月29日 発案規則第772号, 廃案規則第477号	主管箇所	本店 発電管理室	<p style="text-align: center;">別紙4-12 (1/10)</p> <p style="text-align: center;">QMS7-13-X00-26</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS7-13-X00-26</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.9.17</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.9.25</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; color: red;">調達管理基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粹)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS7-13-X00-26	制定日	2008.2.1	承認日	2020.9.17	施行日	2020.9.25	
文書名	基本マニュアル 調達管理基本マニュアル NE-14 改16																				
品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通:7-4-1																				
制定	平成17年 3月30日 発案規則第108号, 廃案規則第 13号																				
最終改正	平成29年 6月29日 発案規則第772号, 廃案規則第477号																				
主管箇所	本店 発電管理室																				
文書番号	QMS7-13-X00-26																				
制定日	2008.2.1																				
承認日	2020.9.17																				
施行日	2020.9.25																				

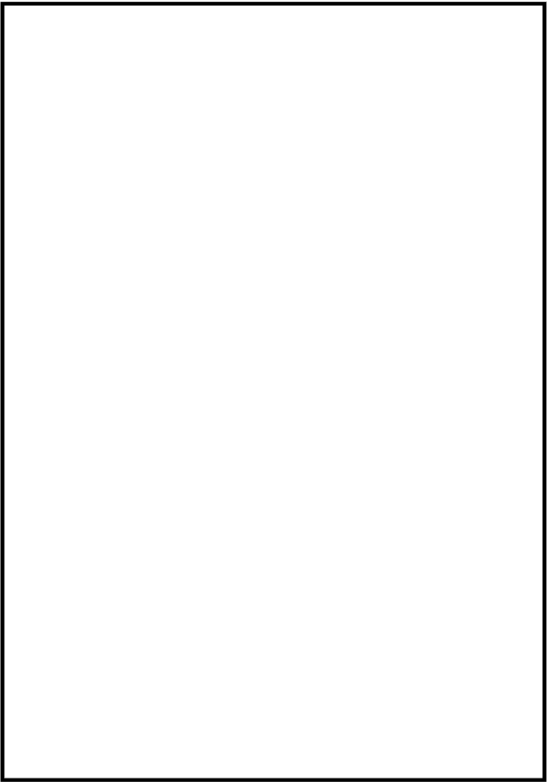

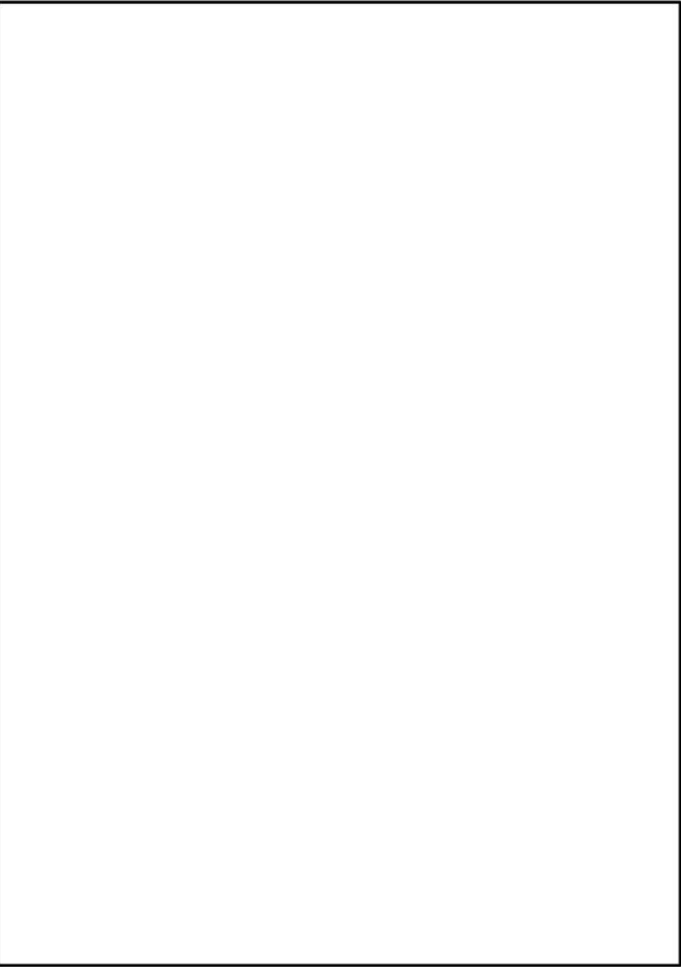
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2264 531 2442 556">別紙4-12 (2/10)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-10 (4/5)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (2/9)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (3/10)</p> 	<p>・調達プロセス及びグレード分けの相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-10 (5/5)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (3/9)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (4/10)</p> 	<p>・プロセスの相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2258 478 2445 506" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙4-12 (5/10)</div> <div data-bbox="1786 529 2448 1465" style="border: 1px solid black; height: 446px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="2534 590 2798 667">・プロセスの相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

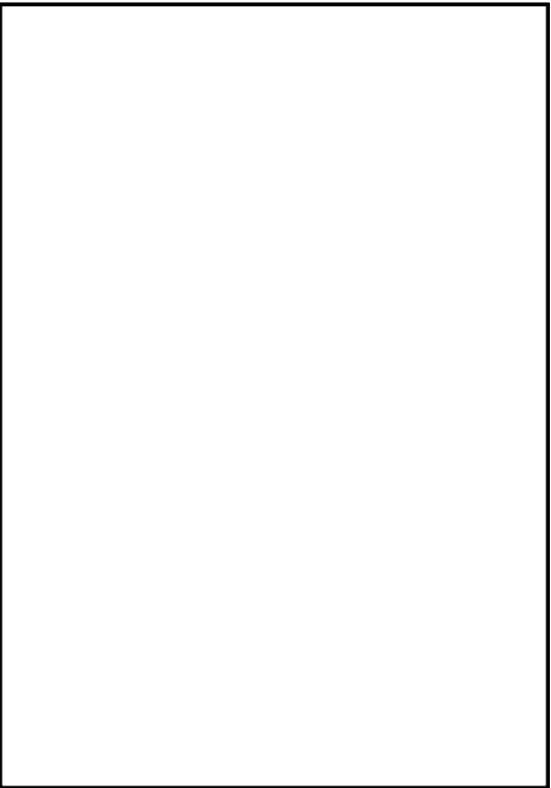
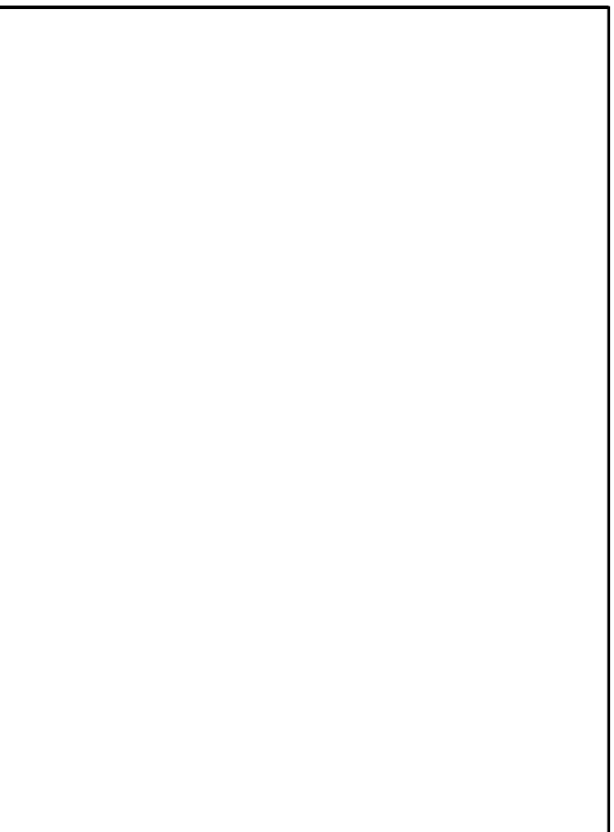
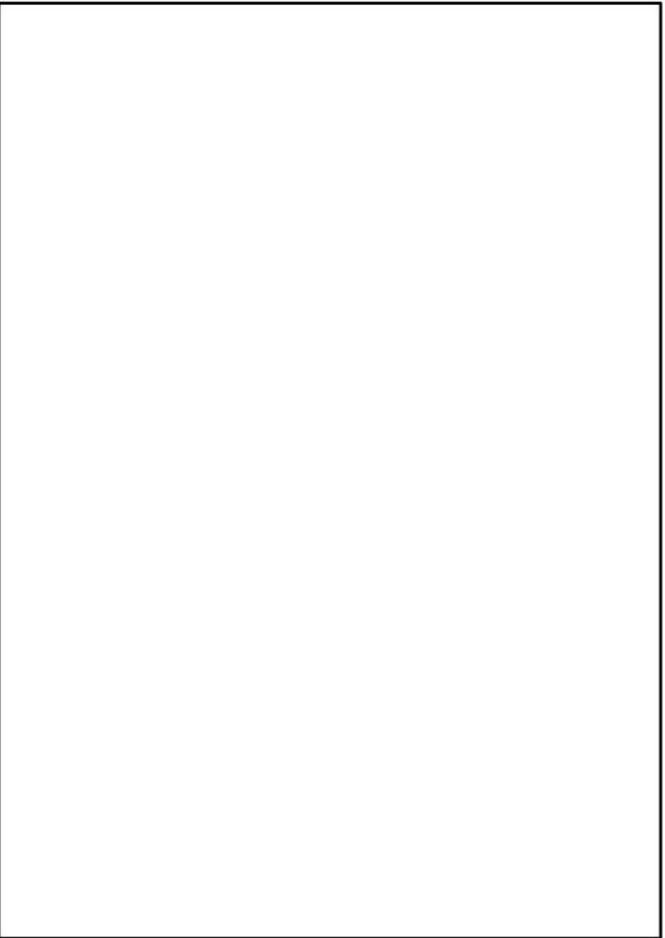
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-10 (2/5)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-12 (3/9)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (6/10)</p> 	<p>・ 調達要求事項の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

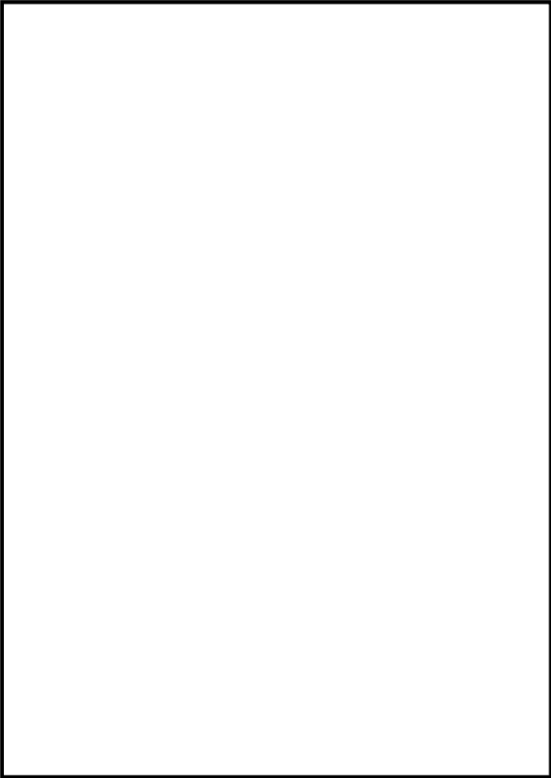
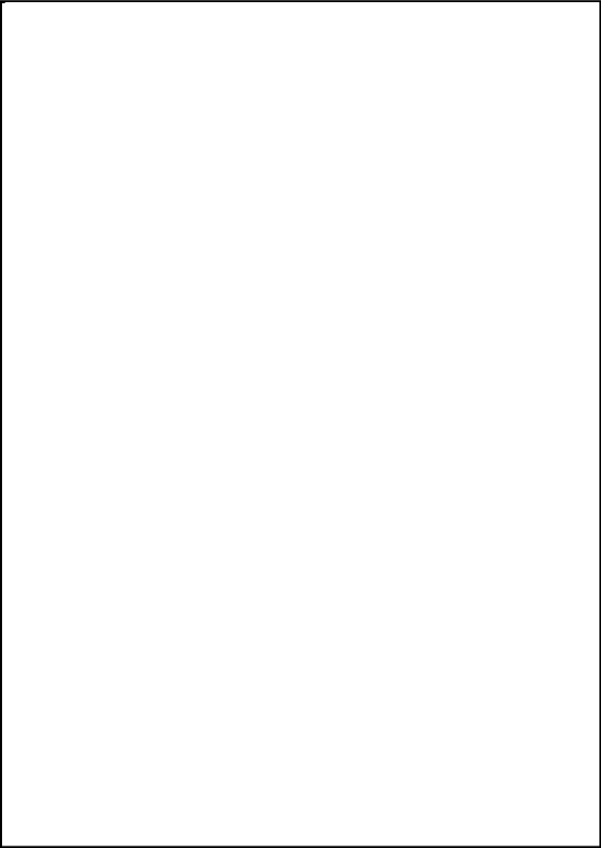

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-10 (3/5)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (4/9)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (7/10)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 【東海第二】 ・調達要求事項の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】

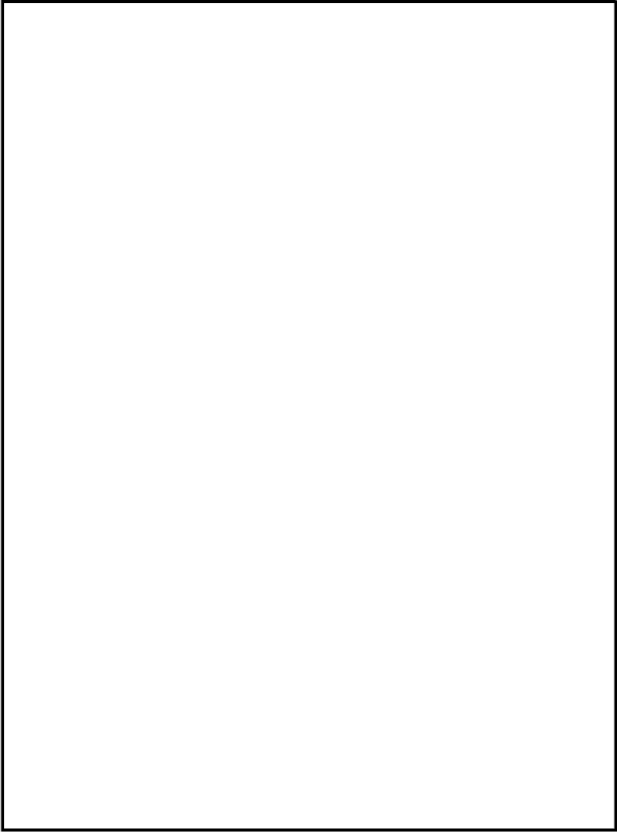

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1495 615 1620 636" data-label="Text">別紙4-12(5/9)</div> <div data-bbox="1059 644 1611 1453" data-label="Image"> </div>		<ul style="list-style-type: none"> ・調達要求事項の相違 <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p>

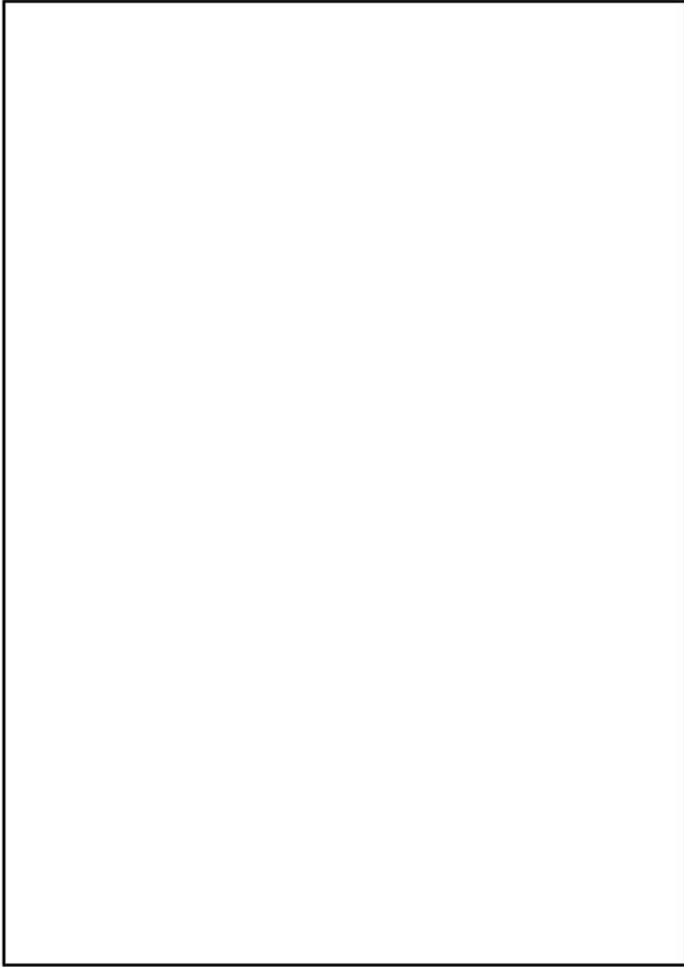
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1484 613 1617 638" data-label="Text">別紙4-12(6/9)</div> <div data-bbox="1062 640 1614 1451" data-label="Image"> </div>		<ul style="list-style-type: none"> ・調達要求事項の相違 <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1484 615 1617 638" data-label="Text">別紙4-12(7/9)</div> <div data-bbox="1041 640 1608 1417" data-label="Image"> </div>		<ul style="list-style-type: none"> ・調達要求事項の相違 <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p>

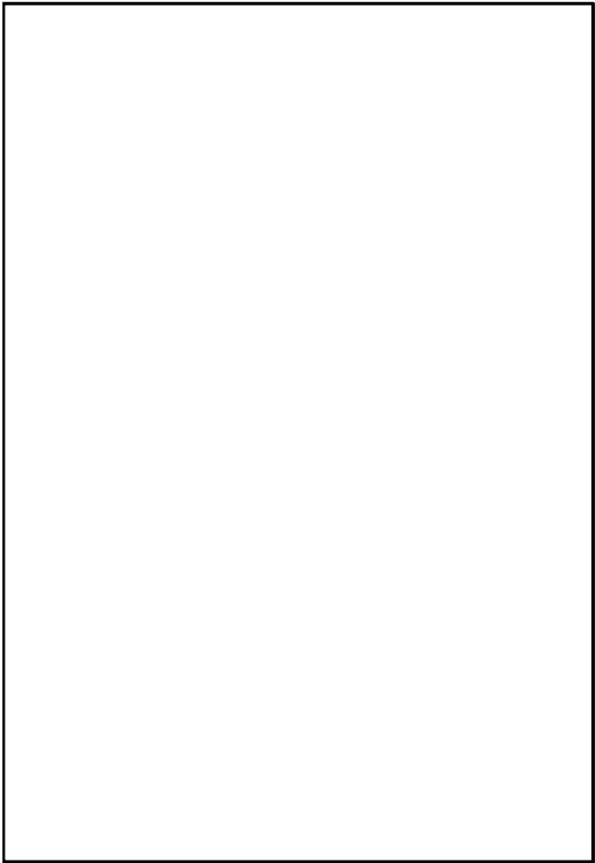
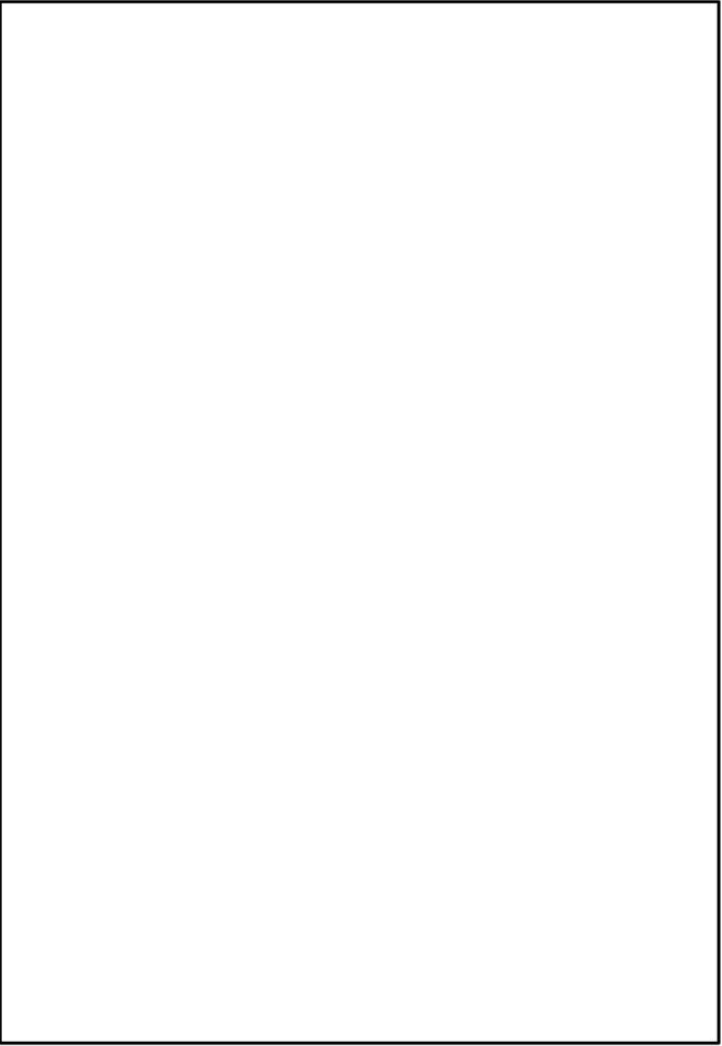
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-10 (4/5)</p> 	<p>(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-12 (9/9)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (8/10)</p> 	<p>・検証方法の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-10 (5/5)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (8/9)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-12 (9/10)</p> 	<p>・運用の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1219 569 1427 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1478 642 1605 663">別紙4-12(9/9)</p> 	<p data-bbox="2012 590 2220 621">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="2249 663 2421 684">別紙4-12(9/10)</p> 	<p data-bbox="2534 548 2683 621">・運用の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2249 478 2436 506">別紙4-12 (10/10)</p> 	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
	<p style="text-align: center;">別紙 4-13 (1/6)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品質マネジメントシステム規程管理番号</td> </tr> <tr> <td>QM共通:8-3-1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">不適合管理要項 (抜粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定</td> <td>平成26年6月30日</td> <td>安室規則第 9号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成29年4月19日</td> <td>安室規則第61号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td>本店</td> <td>安全室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社 安 全 室</p> <p style="text-align: center;">----</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通:8-3-1	制定	平成26年6月30日	安室規則第 9号	最終改正	平成29年4月19日	安室規則第61号	主管箇所	本店	安全室	<p style="text-align: center;">別紙 4-13 (1 / 4)</p> <p style="text-align: center;">QMS8-04-X00-31</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS8-04-X00-31</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020. 9. 17</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020. 9. 25</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">不適合等管理基本要領 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS8-04-X00-31	制定日	2008. 2. 1	承認日	2020. 9. 17	施行日	2020. 9. 25	<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】</p>
品質マネジメントシステム規程管理番号																						
QM共通:8-3-1																						
制定	平成26年6月30日	安室規則第 9号																				
最終改正	平成29年4月19日	安室規則第61号																				
主管箇所	本店	安全室																				
文書番号	QMS8-04-X00-31																					
制定日	2008. 2. 1																					
承認日	2020. 9. 17																					
施行日	2020. 9. 25																					

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1484 615 1611 636">別紙4-13(2/6)</p> 	<p data-bbox="2258 621 2445 642">別紙4-13(2/4)</p> 	<p data-bbox="2531 1318 2807 1434"> ・不適合管理及び是正処 置プロセスの相違 【東海第二】 </p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1047 625 1605 1444" style="border: 1px solid black; width: 188px; height: 390px; margin: auto; position: relative;"> 別紙4-13(3/6) </div>	<div data-bbox="1777 611 2418 1577" style="border: 1px solid black; width: 216px; height: 460px; margin: auto; position: relative;"> 別紙4-13(3/4) </div>	<p data-bbox="2531 590 2807 705"> ・不適合管理及び是正処 置プロセスの相違 【東海第二】 </p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1050 625 1605 1455" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> 別紙4-13 (4/6) </div>	<div data-bbox="1807 653 2427 1549" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> 別紙4-13 (4/4) </div>	<p data-bbox="2534 594 2807 705"> ・不適合管理及び是正処 置プロセスの相違 【東海第二】 </p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1041 625 1614 1451" style="border: 1px solid black; width: 193px; height: 393px; margin: auto; position: relative;"> <div data-bbox="1486 611 1614 632" style="position: absolute; top: -10px; right: 10px; font-size: small;">別紙4-13(5/6)</div> </div>		<p data-bbox="2534 594 2807 709"> ・不適合管理及び是正処 置プロセスの相違 【東海第二】 </p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1050 646 1605 1423" style="border: 1px solid black; width: 187px; height: 370px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">別紙4-13(6/6)</p>		<p>・不適合管理及び是正処 置プロセスの相違 【東海第二】</p>

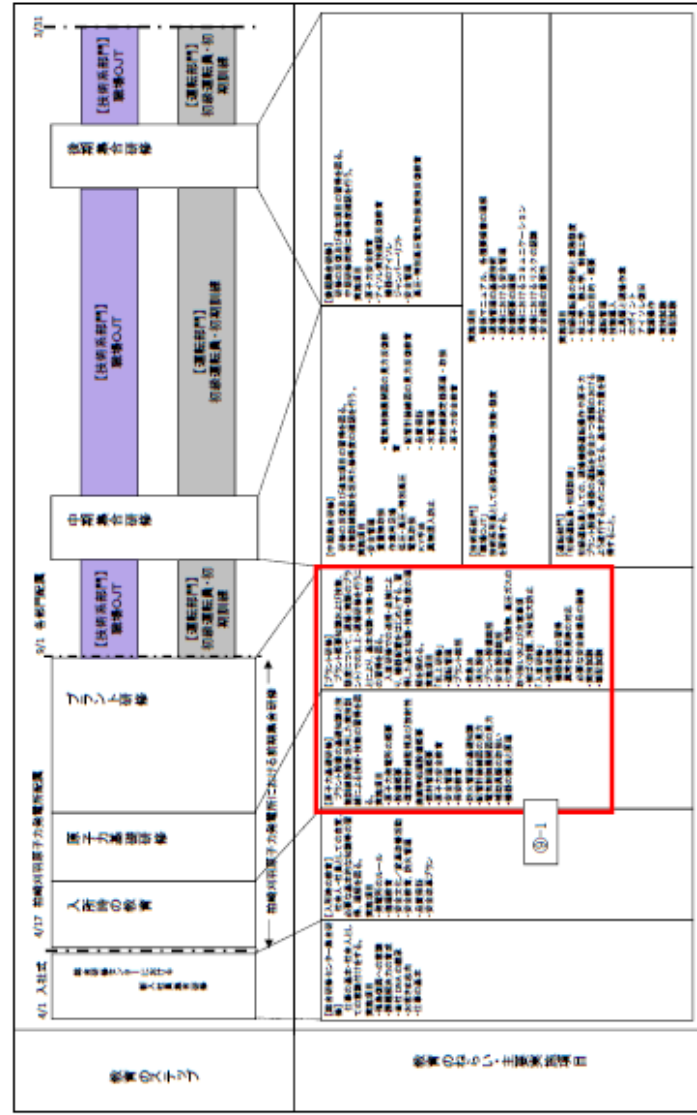
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-11 (1/3)</p> <p>不適切なケーブルの敷設の教訓を踏まえた技術的能力の向上に資する取り組み</p> <p>当社は、福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた技術的能力の向上に資する取り組み（原子力安全改革プラン）を通じて、原子力安全を高めるために「安全意識」「技術力」の向上を図るとともに、PDCAを廻して、原子力安全改革プランも改善進化させてきているところであるが、平成27年9月、中央制御室床下を点検中、本来分離板で区分管理すべき安全系の信号ケーブルと常用系の信号ケーブルが混在していることが発見された。</p> <p>これは、主として常用系のケーブルを敷設した際に、従前からある安全系のケーブルへの影響に注意が払われなかったためであるが、この問題の本質は、「安全上の重要度が低い施設トラブルを重要度の高い施設に波及させない」という基本的な考え方を原子力に関わる要員の隔々まで行き届かせることができなかった品質マネジメントの問題である。</p> <p>一つには、これまで、原子力の業務に関わる全ての社員が、自ら原子力安全に責任を持つ立場であるとの「安全意識」を浸透させること努めてきたが、不適切な敷設状態であったケーブルの一部は、日常業務は原子力発電所の技術的な業務と関わりが薄い部署が担当していたことを踏まえると、原子力安全に関わる全ての社員への浸透が不十分であった。</p> <p>もう一つ、プラントメーカーや協力企業に過度に依存することなく、自ら現場において設備に触れて直営の「技術力」を高めようと努めている中で、当社社員が不適切な敷設状態のケーブルを発見したことは、原子力安全改革プランの成果が現れつつあると考えているが、一方で施工中の工事においても不適切な敷設状態のケーブルがあったことを踏まえると、技術力の向上が不十分であった。</p> <p>そこで、不適切なケーブルの敷設状態の教訓を踏まえた安全意識、技術力の向上のために、次のような取り組みを実施することとしている。</p> <p>a. 問題点</p> <p>①業務プロセスの問題 「安全上の重要度が低い設備(常用系)のトラブルを、重要度が高い設備(安全系)に波及させない」という基本的な考え方を、業務プロセスの中で明確にする仕組みが不十分だった。</p> <p>②教育管理の問題 各人の力量を把握し、業務に応じた教育管理並びに仕事の付与管理を行う仕組みが不十分だった。</p> <p>③業務の実効性検証の問題 各業務の途中経過及び結果に対する計画的検証や、業務プロセス、若しくは設</p>			<p>・取り組みの相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-11 (2/3)</p> <p>計要求事項に照らした設備の適合性についての定期的検証を、実効的に実施するための仕組みが不十分だった。</p> <p>b. 今後の取り組み</p> <p>①業務プロセスの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全上の重要度に応じた設計管理に加えて、「安全上の重要度が低い設備（常用系）のトラブルを、高い設備（安全系）に波及させない」ためのチェックを工事の設計を行う際の実施する。 ・チェックする際の基準は、留意点や具体例とともに、あらかじめ専門的知識を有する者（エキスパート）が明示する。工事主管箇所は工事の都度、明示された基準をもとに各分野への関連性の有無をチェックする。関連がある場合には、専門的知識を有する者（エキスパート）に確認する。 ・工事主管箇所にて作成したチェック結果は、関連がないとしたものを含め、原子力安全を総括する部門が集約して再確認することとしており、工事主管箇所による確認結果に不足があると判断した場合、又はエキスパートへの確認が必要と判断した場合には、工事実施前までに工事主管箇所へ再確認結果を伝えることとしている。 ・製品及び役務の調達にあたり、「原子力安全に及ぼす波及的影響防止」に関する要求事項を仕様書に明確に記載するとともに、当該要求事項の達成状況を確認する際には、工事主管箇所が施工図面及び施工結果をもとに直接確認することとする。 ・新たに構築した仕組みを含め、品質保証活動の中で、有効性を検証し、継続的に業務プロセスの改善を図っていく。 <p>②教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な設備に対する区分管理の考え方について教育が不足していたことから、原子力に関わる社員全員及び協力企業の管理者を対象に教育を継続的に実施する。 ・運転、保安、放射線、燃料等の各分野において、原子力安全に関する体系的な教育・訓練を実施し、原子力部門全体の技術力向上と原子力安全に精通したエキスパートの計画的な育成を図る。そのために必要な要件、教育内容、方法を明確にする。 ・上記の対策を実行していくにあたり、原子力・立地本部長の元へ原子力人材育成センターを設置し、以下の体制等の見直しにより、さらなる専門知識及び技術・技能の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ーこれまで原子力発電所ごとに分散していた人材育成の機能及び体制を集約し、原子力人材育成センターが中心となって教育・訓練プログラムの PDCA 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-11 (3/3)</p> <p>を 実行 センターには企画機能を担うグループと教育・訓練を実施・管理するグループを設け、運転、保全、放射線、燃料等各分野において、体系的なアプローチ（業務に即した教育・訓練を企画・実施し、有効性を確認）に基づき、各々の発電所の期待事項、要望を幅広く、かつタイムリーに教育・訓練プログラムへ反映</p> <p style="text-align: center;">ー以上ー</p>			

別紙5-1(1/1)

平成27年度 新入社員教育 年間計画



197

別紙5-1

別紙5-1 (1/1)

令和2年度 新入社員教育 年間教育スケジュール

⑨-1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
新入社員集合研修 (新人社員研修)	■												4月1日～4月15日
新人社員集合研修 (新人社員研修)		■											4月15日～5月15日
新人社員集合研修 (新人社員研修)			■										5月15日～5月31日
新人社員集合研修 (新人社員研修)				■									6月1日～6月30日
新人社員集合研修 (新人社員研修)					■								7月1日～7月31日
新人社員集合研修 (新人社員研修)						■							8月1日～8月31日
新人社員集合研修 (新人社員研修)							■						9月1日～9月30日
新人社員集合研修 (新人社員研修)								■					10月1日～10月31日
新人社員集合研修 (新人社員研修)									■				11月1日～11月30日
新人社員集合研修 (新人社員研修)										■			12月1日～12月31日
新人社員集合研修 (新人社員研修)											■		1月1日～1月31日
新人社員集合研修 (新人社員研修)												■	2月1日～2月28日
新人社員集合研修 (新人社員研修)												■	3月1日～3月31日

- ⑨-1
1. 主な教育内容
- (1) 電源事業部 原子力人材育成センターは、以下の原子力に関する教育を実施する。
- (a) 原子力関係の設備、系統に関する基礎知識
 - (b) 原子力の安全性、必要性に関する基礎知識
 - (c) 原子炉基礎理論 (原子炉物理他)
 - (d) 一次系統の知識習得に向けた繰り返し講義、研修
 - (e) 運転訓練シミュレータ教育
 - (f) 品質保証の基礎
 - (g) 原子炉、タービン、電気設備他、発電所設備の見学
- (2) (株)PETでは、以下の教育を実施する。
- (a) 力量認定に係わる初級教育 (安全、機械、電気)
 - (b) 労働安全衛生法第59条関係の電気取扱い業務に係わる特別教育
 - (c) 火力発電設備の概要
 - (d) 技術一般教育関係 (自動制御、シーケンス) の基礎知識
 - (e) ヒューマンファクター教育
 - (f) 安全、衛生に関する基礎知識
 - (g) 安全意識、心構え
- (3) 島根原子力発電所の「点検不備問題」の風化防止対策として、「点検不備問題に関する教育」について講義及びeラーニングを新入社員基礎教育期間中に実施する。(平成25年度より、新入社員基礎教育期間中に実施)
- ⑨-1

平成29年度 新入社員教育 年間教育スケジュール

⑨-1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1 本店における新入社員集合研修	4/1～4/10 (10日間)												
2 東海総合研修センターにおける新入社員集合研修	4/11～4/14 (4日間)												
3 入所研修		4/15～4/18 (4日間)											
4 直研修			4/19～4/22 (4日間)										
5 【研修・研修部門】 研修センター				5/1									
6 後援組合研修 (予定)													

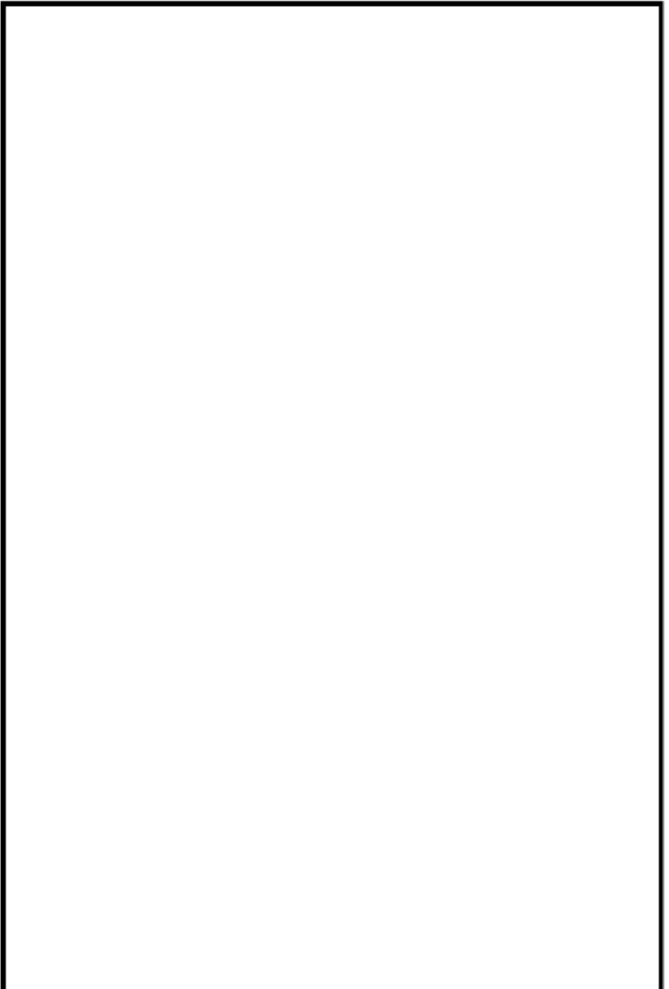
<参考>
中核採用者に対しては、配属先の各部署において「原子力施設保安教育手帳」に基づき保安教育及び各部署で定める教育取組等に基づき教育を実施する。

・教育内容の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																									
<p style="text-align: right;">別紙5-2(1/2)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">文書名</td> <td style="text-align: center;">業務マニュアル 原子力発電所運転員に対する 教育・訓練マニュアル NH-20-30 改16</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">2003年 11月 4日(施行) 2016年 12月 19日(改訂16)</p> <p style="text-align: center;">原子力人材育成センター 安全統括部(主管部)</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p> <p style="text-align: center;">原子力発電所運転員に対する教育・訓練マニュアル (抜粋)</p>	文書名	業務マニュアル 原子力発電所運転員に対する 教育・訓練マニュアル NH-20-30 改16	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (1/4)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">品質マネジメントシステム規程管理番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">QM東海：6-2-1-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">QM東Ⅱ：6-2-1-3</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">力量運用要領</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定</td> <td>平成15年12月17日</td> <td>東発所則第288号, 東二発所則第290号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成29年 3月31日</td> <td>東発所則第822号, 東二発所則第952号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td colspan="2">東海第二発電所 総務室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成29年3月</p> <p style="text-align: center;">東海発電所・東海第二発電所 総 務 室</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号		QM東海：6-2-1-2		QM東Ⅱ：6-2-1-3		制定	平成15年12月17日	東発所則第288号, 東二発所則第290号	最終改正	平成29年 3月31日	東発所則第822号, 東二発所則第952号	主管箇所	東海第二発電所 総務室		<p style="text-align: right;">別紙5-2 (1/3)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-G04-03</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2017.10.02</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.03.26</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力部門 技術系新入社員基礎教育 手順書</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部 原子力人材育成センター</p>	文書番号	QMS6-01-G04-03	制定日	2017.10.02	承認日	2020.03.26	施行日	2020.04.01	<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>
文書名	業務マニュアル 原子力発電所運転員に対する 教育・訓練マニュアル NH-20-30 改16																											
品質マネジメントシステム規程管理番号																												
QM東海：6-2-1-2																												
QM東Ⅱ：6-2-1-3																												
制定	平成15年12月17日	東発所則第288号, 東二発所則第290号																										
最終改正	平成29年 3月31日	東発所則第822号, 東二発所則第952号																										
主管箇所	東海第二発電所 総務室																											
文書番号	QMS6-01-G04-03																											
制定日	2017.10.02																											
承認日	2020.03.26																											
施行日	2020.04.01																											

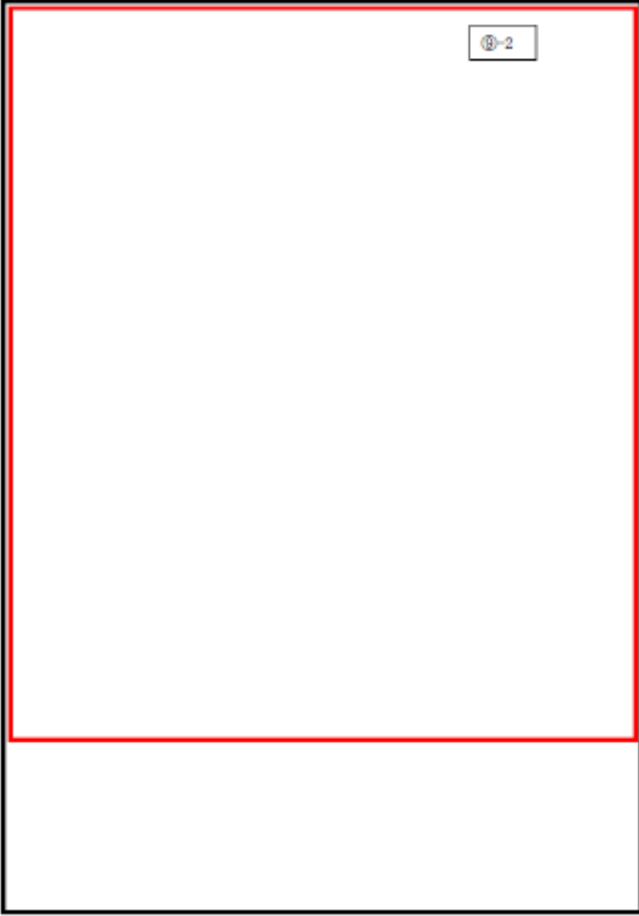
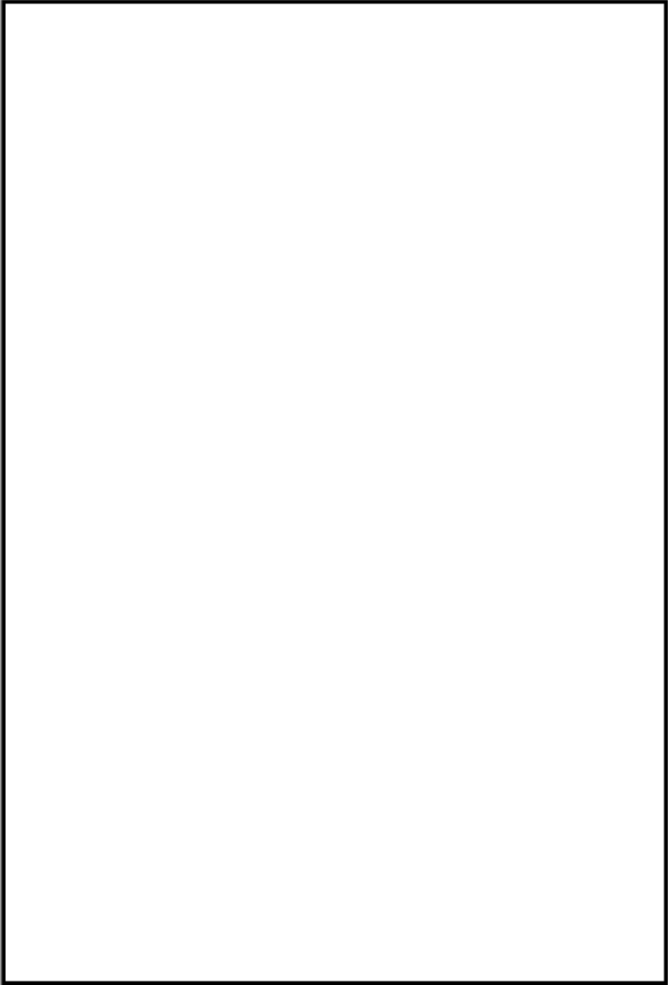

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="697 399 831 430" style="text-align: right;">別紙5-2(2/2)</div> <div data-bbox="237 451 845 1291" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div data-bbox="697 819 831 850" style="text-align: right;">②-2 ②-5</div> </div>	<div data-bbox="1528 430 1662 451" style="text-align: right;">別紙5-2 (2/4)</div> <div data-bbox="1023 451 1647 1375" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div>	<div data-bbox="2255 367 2448 388" style="text-align: right;">別紙5-2 (2/3)</div> <div data-bbox="2389 420 2463 441" style="text-align: right;">別紙-1</div> <div data-bbox="1765 451 2463 1354" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1537 401 1665 422" style="text-align: right;">別紙5-2 (3/4)</div> <div data-bbox="1012 426 1641 1367" style="border: 1px solid black; height: 448px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="2264 369 2451 390" style="text-align: right;">別紙5-2 (3/3)</div> <div data-bbox="1771 436 2466 1260" style="border: 1px solid black; height: 392px; margin: 10px auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<p data-bbox="1528 378 1647 409">別紙 5 - 2 (4/4)</p> 		

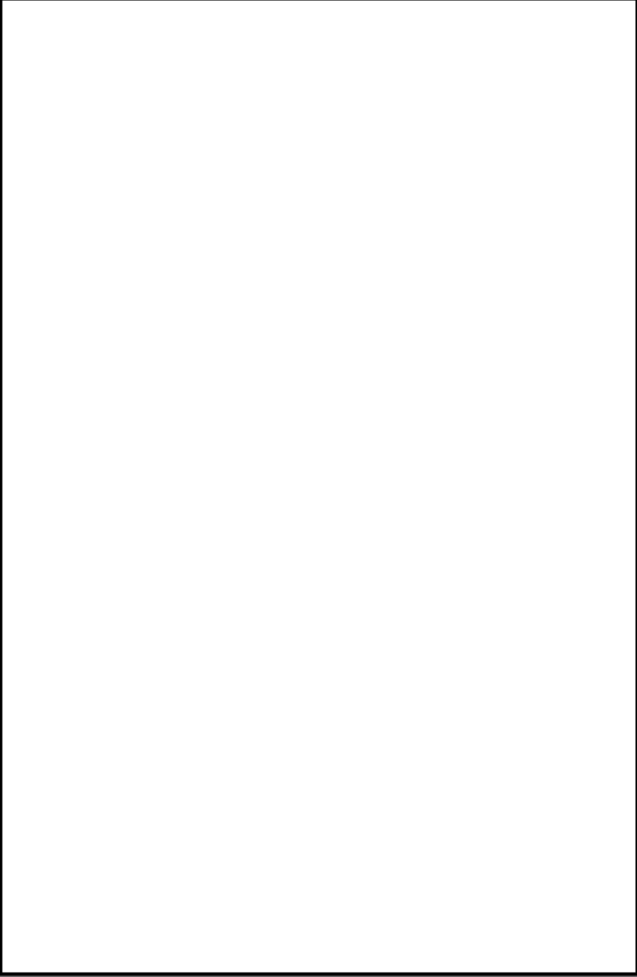
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p style="text-align: right;">別紙5-3(1/3)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">業務マニュアル</td> </tr> <tr> <td>文書名</td> <td>原子力部門 現業技術・技能認定マニュアル</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">NH-20-2 改訂14</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">2003年11月 4日 施行 2016年12月 19日 (改訂14)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力人財育成センター (主管部)</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">原子力部門現業技術・技能認定マニュアル (抜粋)</p>		業務マニュアル	文書名	原子力部門 現業技術・技能認定マニュアル		NH-20-2 改訂14	<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/7)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">品質マネジメントシステム規格管理番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">QM 東海: 6-2-1-6</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">QM 東II: 6-2-1-7</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子炉施設保安教育手順書</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">制定</td> <td style="font-size: x-small;">昭和62年 4月 2日</td> <td style="font-size: x-small;">東発総則第 207号, 東二発総則第 198号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">最終改正</td> <td style="font-size: x-small;">平成26年 6月 27日</td> <td style="font-size: x-small;">東発総則第3856号, 東二発総則第5919号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">主管箇所</td> <td colspan="2" style="font-size: x-small;">東海第二発電所 総務室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成26年6月</p> <p style="text-align: center;">東海発電所・東海第二発電所 総 務 室</p>	品質マネジメントシステム規格管理番号		QM 東海: 6-2-1-6		QM 東II: 6-2-1-7		制定	昭和62年 4月 2日	東発総則第 207号, 東二発総則第 198号	最終改正	平成26年 6月 27日	東発総則第3856号, 東二発総則第5919号	主管箇所	東海第二発電所 総務室		<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/5)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">文書番号</td> <td style="font-size: x-small;">QMS6-01-G01-32</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">制定日</td> <td style="font-size: x-small;">2008.02.01</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">承認日</td> <td style="font-size: x-small;">2020.03.27</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">施行日</td> <td style="font-size: x-small;">2020.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: large;">原子力部門 教育訓練手順書 (抜粋)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">中国電力株式会社 電源事業本部 (原子力管理)</p>	文書番号	QMS6-01-G01-32	制定日	2008.02.01	承認日	2020.03.27	施行日	2020.04.01	<p style="text-align: center;">備考</p>
	業務マニュアル																															
文書名	原子力部門 現業技術・技能認定マニュアル																															
	NH-20-2 改訂14																															
品質マネジメントシステム規格管理番号																																
QM 東海: 6-2-1-6																																
QM 東II: 6-2-1-7																																
制定	昭和62年 4月 2日	東発総則第 207号, 東二発総則第 198号																														
最終改正	平成26年 6月 27日	東発総則第3856号, 東二発総則第5919号																														
主管箇所	東海第二発電所 総務室																															
文書番号	QMS6-01-G01-32																															
制定日	2008.02.01																															
承認日	2020.03.27																															
施行日	2020.04.01																															

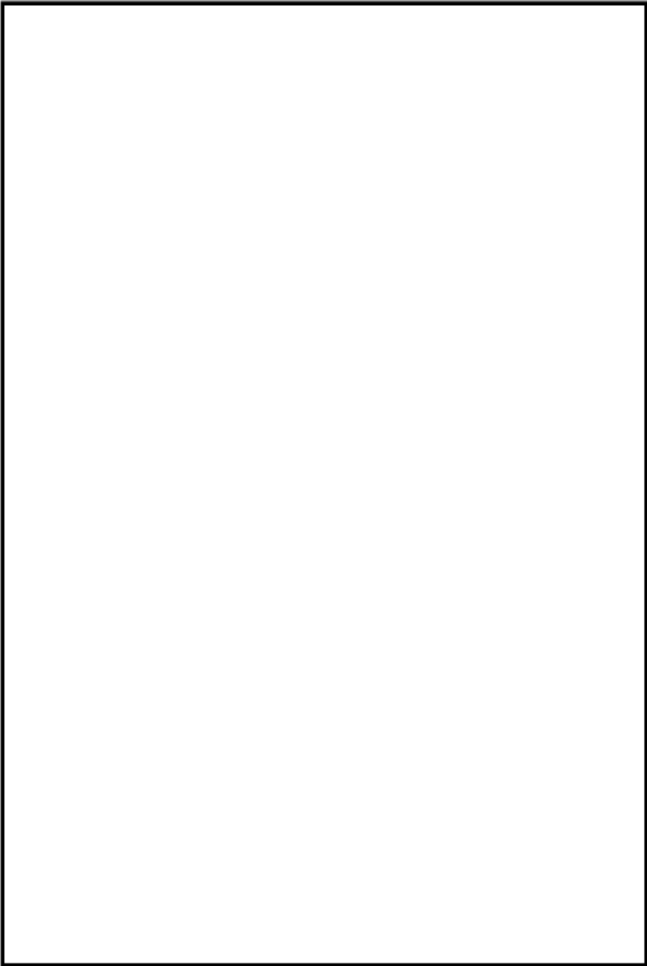
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<div data-bbox="691 415 834 447" style="text-align: right;">別紙5-3(2/3)</div> <div data-bbox="240 478 848 1350" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div data-bbox="759 835 828 867" style="text-align: right; border: 1px solid black; width: fit-content;">⑥-6</div> </div>	<div data-bbox="1537 380 1665 401" style="text-align: right;">別紙5-3(2/7)</div> <div data-bbox="1015 407 1626 1339" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"></div>	<div data-bbox="2258 359 2445 390" style="text-align: right;">別紙5-3(2/5)</div> <div data-bbox="1798 394 2451 1388" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<div data-bbox="688 415 825 445" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3(3/3)</div> <div data-bbox="676 493 736 520" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">②-2</div> 	<div data-bbox="1537 384 1668 405" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3(3/7)</div> 	<div data-bbox="2261 390 2457 415" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3(3/5)</div> 	

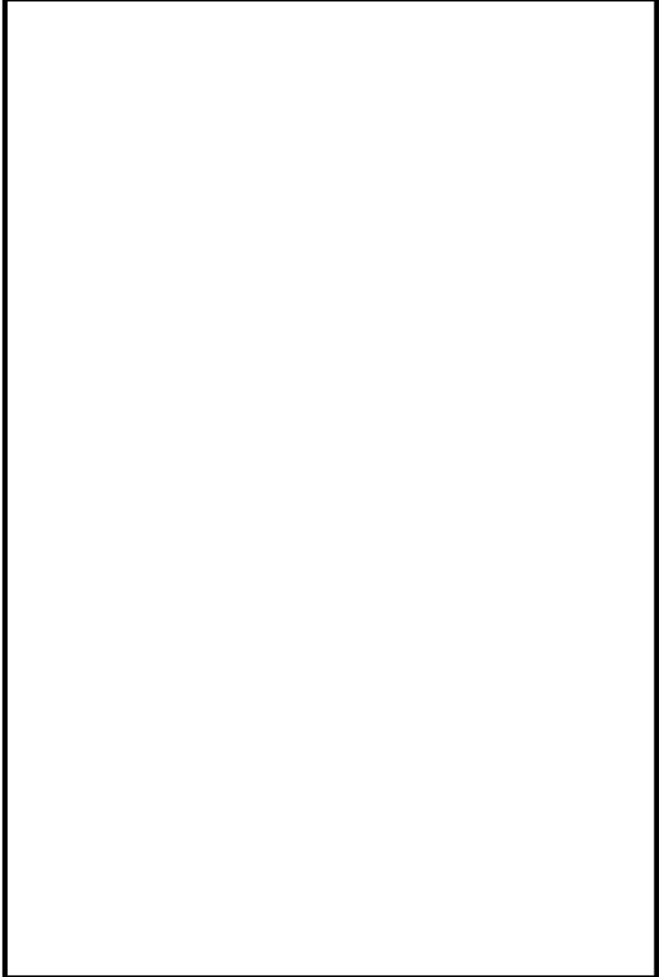
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<div data-bbox="1528 394 1656 415" style="text-align: right; font-size: small;">別紙5-3 (4/7)</div> <div data-bbox="1035 426 1626 1327" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div data-bbox="2249 409 2439 430" style="text-align: right; font-size: small;">別紙5-3 (4/5)</div> <div data-bbox="1786 438 2439 1440" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	

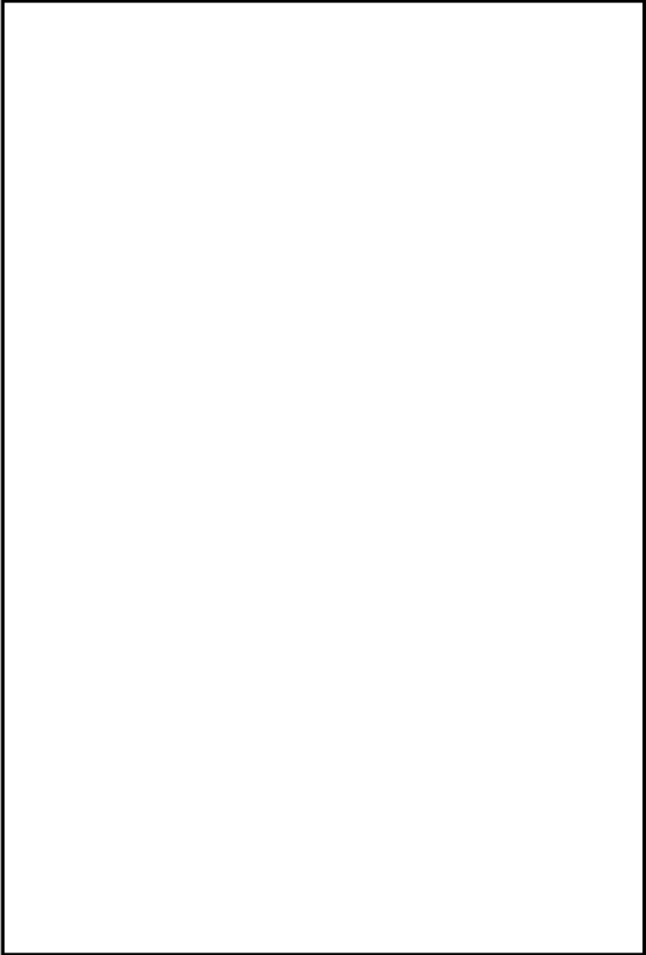
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1528 388 1647 409" style="text-align: right;">別紙5-3 (5/7)</div> <div data-bbox="1032 420 1626 1323" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div data-bbox="2240 346 2448 388" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3 (5/5)</div> <div data-bbox="1780 409 2389 1459" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	

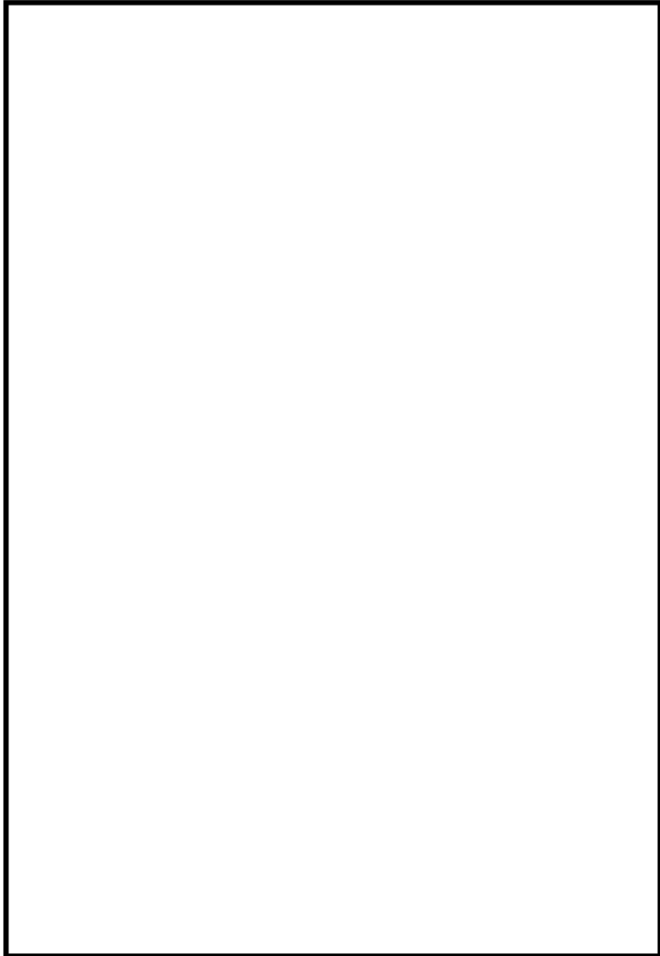
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1537 386 1656 407">別紙5-3 (6/7)</p> 		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1528 388 1656 409">別紙5-3 (7/7)</p> 		

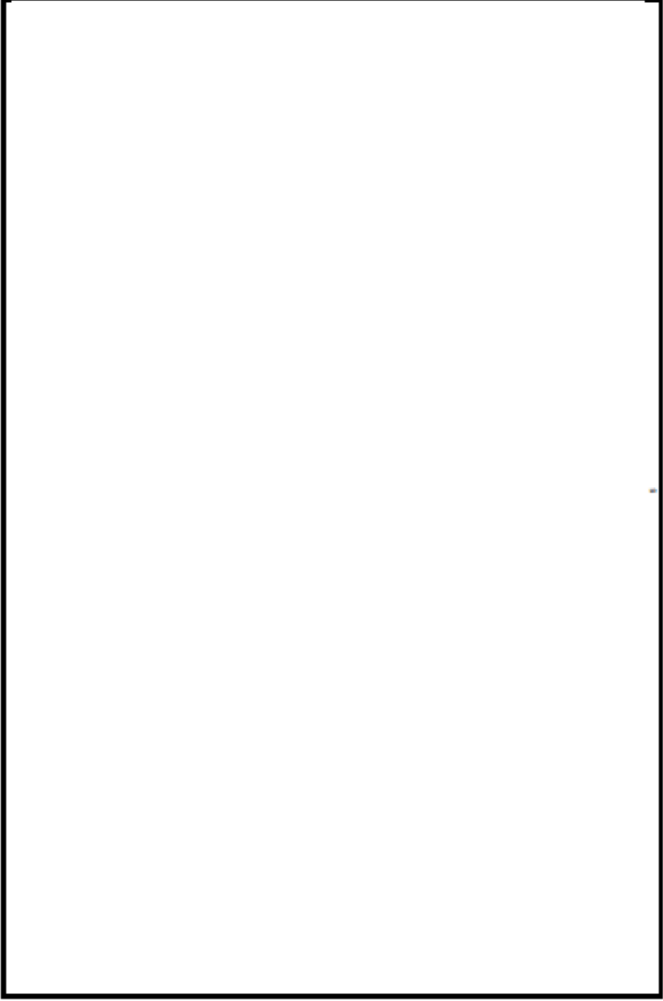
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (1/9)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品質マシナリシステム規程管理番号</td> </tr> <tr> <td>QH 東海：6-2-1-4</td> </tr> <tr> <td>QH 東Ⅱ：6-2-1-5</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教育・訓練計画手順書</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定</td> <td>平成14年3月25日</td> <td>東発細則第1917号、東二発細則第1982号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成26年7月31日</td> <td>東発細則第3887号、東二発細則第5953号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td colspan="2">東海第二発電所 総務室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成26年7月 東海発電所・東海第二発電所 総務室</p>	品質マシナリシステム規程管理番号	QH 東海：6-2-1-4	QH 東Ⅱ：6-2-1-5	制定	平成14年3月25日	東発細則第1917号、東二発細則第1982号	最終改正	平成26年7月31日	東発細則第3887号、東二発細則第5953号	主管箇所	東海第二発電所 総務室			<p>・文書体系の相違 【東海第二】</p>
品質マシナリシステム規程管理番号															
QH 東海：6-2-1-4															
QH 東Ⅱ：6-2-1-5															
制定	平成14年3月25日	東発細則第1917号、東二発細則第1982号													
最終改正	平成26年7月31日	東発細則第3887号、東二発細則第5953号													
主管箇所	東海第二発電所 総務室														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<p data-bbox="1537 378 1656 399">別紙 5-4 (2/9)</p> 		


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<p data-bbox="1537 394 1656 420">別紙 5 - 4 (3 / 9)</p> 		


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1528 388 1647 409">別紙5-4 (4/9)</p> 		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1528 388 1647 409" style="text-align: right; font-size: small;">別紙5-4 (5/9)</div> <div data-bbox="1032 415 1626 1318" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<p data-bbox="1537 380 1656 401">別紙 5 - 4 (6 / 9)</p> 		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1032 394 1647 1344" style="border: 1px solid black; width: 207px; height: 452px; margin: auto;"> <div data-bbox="1528 382 1656 403" style="font-size: small; text-align: right;">別紙5-4 (7/9)</div> <div data-bbox="1291 1339 1359 1354" style="font-size: small; text-align: center;">2018-01-01</div> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1528 394 1647 420">別紙5-4 (8/9)</p> 		

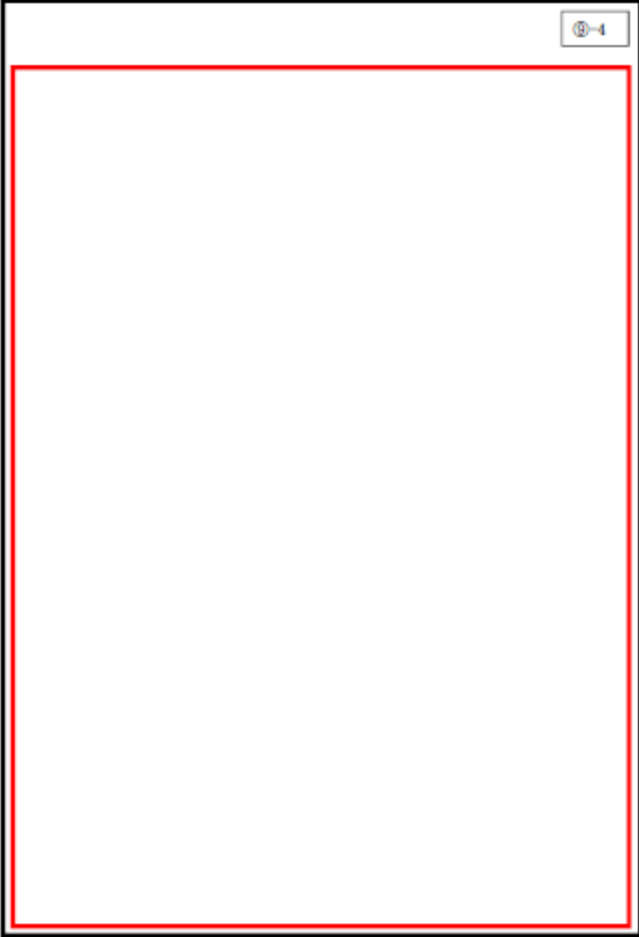
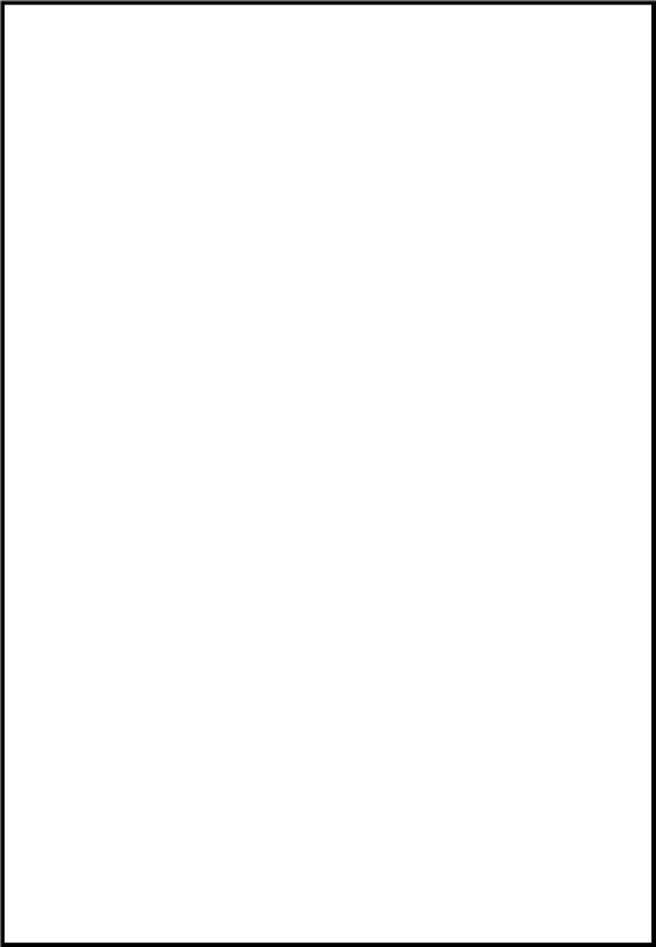
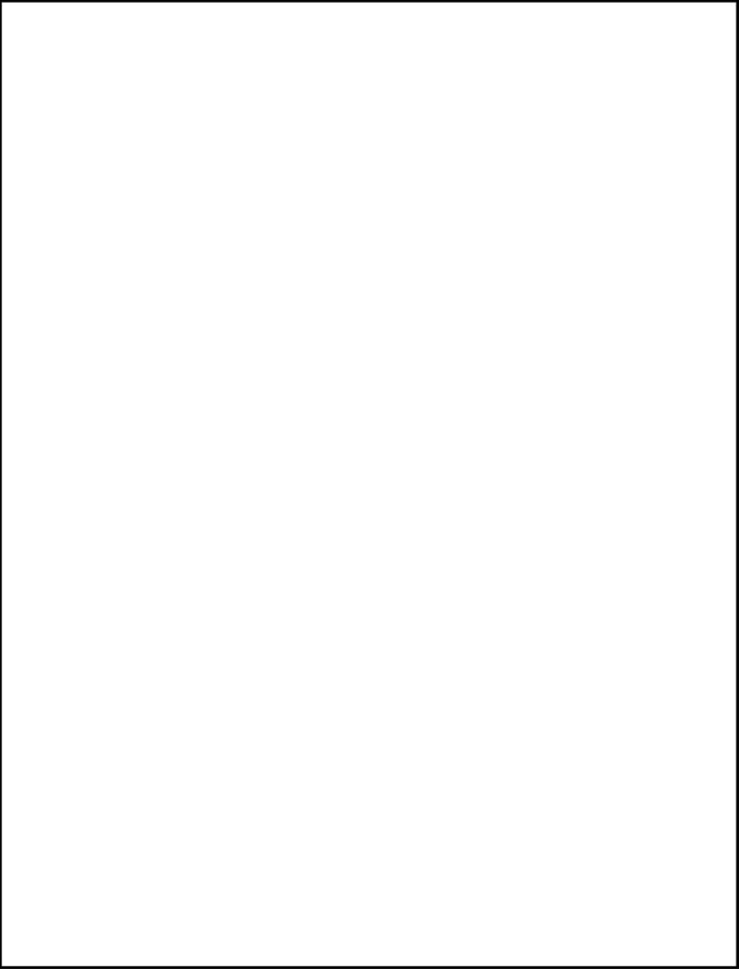
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1537 380 1656 401">別紙5-4 (9/9)</p> 		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙5-4(1/2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">平成28年12月</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定(抜粋)</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-5(1/3)</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;"> <p style="font-size: x-small;">制定 昭和52年12月20日 社規第299号 最終改正 平成28年3月31日 社規第1175号 主管箇所 本店 発電管理室</p> </div> <p style="text-align: center;">平成28年3月</p> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4(1/2)</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和2年9月</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙5-4(2/2)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>組織は、人的資源、原子力発電施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技術及び経験を有するものとして力量を有する。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>組織は、次の事項を「SI 10 教育及び訓練計画」に規定する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 該当する場合には必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 組織の要員が、自らの活動の重要性及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らができるように貢献できることを確保すること。</p> <p>e) 教育、訓練、技術及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>6.3 原子力発電施設</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要な原子力発電施設を「M-55 保守管理基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>組織は、放射線に関する作業環境を基本とし、廃物管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を含め、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、維持管理する。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスを計画し、運転管理(緊急時の措置含む)、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要項と整合をとる(4.1参照)。</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-5(2/3)</p> <p>6.6.3 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、「品質保証規程」に基づき組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確保する。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確保する。</p> <p>6.6 マネジメントレビュー</p> <p>6.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確保するために、「マネジメントレビュー要項」に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>6.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットに次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</p> <p>c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果</p> <p>d) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>i) 改善のための提案</p> <p>6.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>社長は、マネジメントレビューからのアウトプットに、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>c) 資源の必要性</p> <p style="text-align: right;">⑨-5</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4(2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力安全を確保するために必要な次に掲げる資源を4.2.1(3)の表の6.1項、6.2項および7.1項に係る文書において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS 09001の「インフラストラクチャ」をいう。)</p> <p>(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4.2.1(3)の表の5.4.1項および6.2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p style="text-align: right;">⑨-4</p>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙5-5 (3/3) ⑤-5</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有すること。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 組織は、次の事項を「力量設定管理要項」に定め、実施する。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d) 組織の要員が、自らの活動の持つ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らができるように貢献できるかを認識することを確保する。 e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> </div> <p>6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー 組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を「保守管理業務要項」に定め、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供し、維持する。</p> <p>6.4 作業標準 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業標準を業務の計画(7.1 参照)にかかわる関連する文書、及び「作業標準制定管理要項」に定め、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 組織は、一次文書、二次文書、三次文書に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。 (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていること(4.1 参照)。 (3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。 a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準 d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4 参照) (4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を業務の計画(7.1 参照)において、明確にする。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考										
<p style="text-align: right;">別紙5-5(1/3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">文書名</td> <td style="text-align: center;">基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル NH-20 改18</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">2003年10月 1日施行 2016年12月19日 (改訂18)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">原子力人材育成センター (主管部)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">東京電力ホールディングス株式会社</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">教育及び訓練基本マニュアル (抜粋)</p> </div>	文書名	基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル NH-20 改18	<p style="text-align: right;">別紙5-6 (1/2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;"> 品質マネジメントシステム規程管理番号 QMR共通：4-2 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">品質保証規程 (抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;"> 制定 平成 4年 6月29日 社規第 590号 最終改正 平成29年 4月19日 社規第1223号 主管箇所 本店 安全室 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">日本原子力発電株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-5 (1/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <tr> <td style="width: 20%;">文書番号</td> <td style="width: 80%;">QMS6-01-X00-19</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.3.27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.4.1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">力量および教育訓練基本要領 (抜粋)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS6-01-X00-19	制定日	2008.2.1	承認日	2020.3.27	施行日	2020.4.1	<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>
文書名	基本マニュアル 教育及び訓練基本マニュアル NH-20 改18												
文書番号	QMS6-01-X00-19												
制定日	2008.2.1												
承認日	2020.3.27												
施行日	2020.4.1												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="697 403 834 432" style="text-align: right;">別紙5-5(2/3)</div> <div data-bbox="774 457 834 487" style="text-align: right;">④-4</div> 	<div data-bbox="1531 390 1656 415" style="text-align: right;">別紙5-6(2/2)</div> 	<div data-bbox="2288 407 2466 432" style="text-align: right;">別紙5-5(2/5)</div> 	

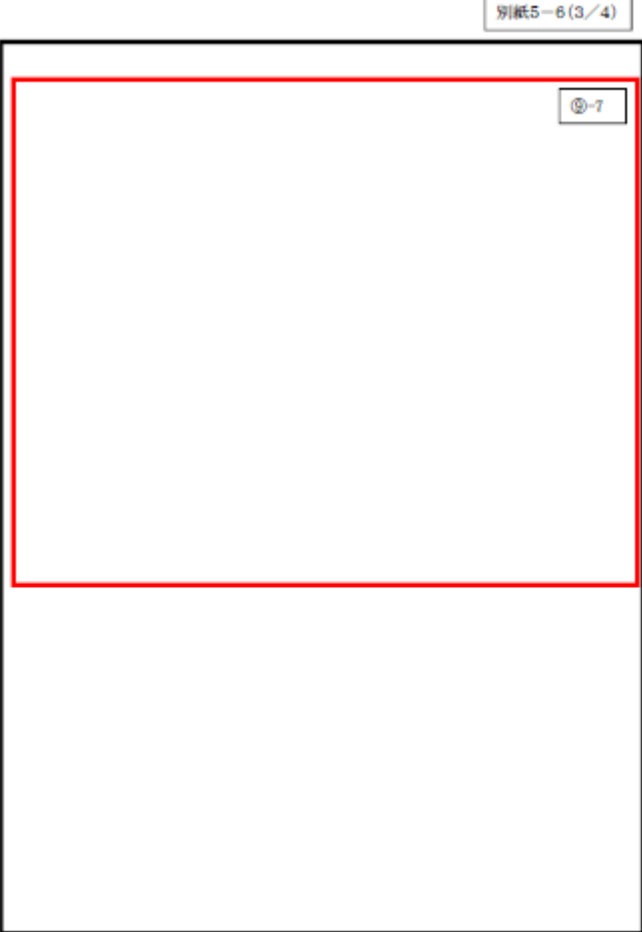
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="655 405 795 436" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙5-5(3/3)</div> <div data-bbox="201 447 804 1304" style="border: 1px solid black; height: 408px; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="210 447 795 751" style="border: 2px solid red; height: 145px; margin-bottom: 5px;"></div> </div>		<div data-bbox="2252 405 2436 436" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙5-5(3/5)</div> <div data-bbox="1774 426 2457 1388" style="border: 1px solid black; height: 458px; margin-top: 10px;"></div>	

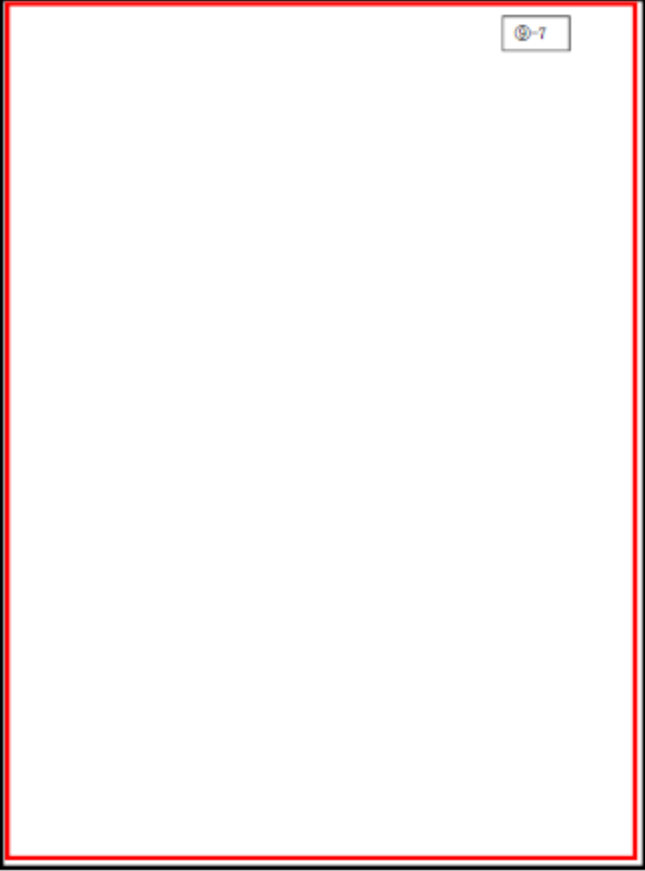
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		<div data-bbox="2249 445 2427 472" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙5-5 (4/5)</div> <div data-bbox="1780 472 2439 1369" style="border: 1px solid black; height: 427px; margin: 10px auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		<div data-bbox="2279 489 2457 516" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙 5 - 5 (5 / 5)</div> <div data-bbox="1774 516 2457 1409" style="border: 1px solid black; height: 425px; margin: 10px auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙5-6(1/4)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">文書名</td> <td style="text-align: center;">業務マニュアル</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">保安教育マニュアル</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">NH-20-1 改17</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">2003年11月 4日 施行 2016年12月19日 (改訂17)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 60%;">原子力人材育成センター (主管部)</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">東京電力ホールディングス株式会社</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px; font-size: small;">保安教育マニュアル (抜粋)</p> </div>	文書名	業務マニュアル		保安教育マニュアル		NH-20-1 改17			<p>・ 文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>
文書名	業務マニュアル								
	保安教育マニュアル								
	NH-20-1 改17								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<div data-bbox="691 415 831 447" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙5-6(2/4)</div> <div data-bbox="240 485 839 1318" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="753 527 813 558" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">⑦-7</div> </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="697 405 839 436" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-6(4/4)</div> <div data-bbox="706 472 780 504" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑦-7</div> 			

別紙5-7(1/3)

別紙5-7

別紙5-6(1/1)

訓練施設における教育訓練実績(平成27年度)

⑨-8

1. 共通項目		
研修名		受講者数
新入社員研修	前期集合	73
	中期集合	45
	後期集合	44
転入者研修	安全管理	221
	品質保証	177

2. 運転部門, 保全部門, 保安部門, 燃料部門関係		
研修コース	主な内容	受講者数
運転部門	電動機試運転, 遠隔操作弁, ポンプの原理・構造, 設備診断	15
保全部門(電気)	A級認定研修 大型電動機, 高圧機器, 発電機ほかの原理・構造・点検	180
	B級認定研修 電動機, 保護継電器, 装置開閉器ほかの原理・構造・点検・操作	
保全部門(機械)	A級認定研修 透視設計, 耐震設計, 特殊軸シールほかの原理・構造・点検	257
	B級認定研修 一般弁, 配管, 蒸気タービンほかの原理・構造・点検・操作	
保全部門(計装)	A級認定研修 再循環制御, 給水制御, タービン制御ほかの理論・構造・点検	89
	B級認定研修 一般計器, 放射線計器, 計量機ほかの原理・構造・点検	
保安部門(放射線)	A級認定研修 放射線計測器の点検校正, 被ばく低減対策, 遮蔽設計	27
	B級認定研修 放射線防護管理, 除染	
保安部門(環境化学)	A級認定研修 放射線及び化学分析装置, 水質管理等の設備使用方法・実技	19
	B級認定研修 化学分析, 水質管理等の設備概要・実技	
技術部門(燃料)	A級認定研修 計量管理, 燃料検査, 燃料破損等の設計・メカニズム評価	29
	B級認定研修 原子炉理論, 燃料取扱, 燃料取扱設備ほかの理論・運用	

東海第二発電所の教育訓練実績(平成28年度)

⑩-7

1. 共通項目		
研修名	受講者数	備考
入所時に実施する教育(入所時教育)	45名	
その他反復教育 (関係法令及び保安規定の遵守に関すること)	120名	
その他反復教育 (非常の場合に講ずべき処置に関すること)	214名	
原子炉防災教育	-	保安教育のその他反復教育(非常の場合に講ずべき処置に関すること)にて実施
安全協定教育	45名	
消防訓練		
①総合火災訓練	①78名	
②防火訓練	②30名	
③公設消防との合同訓練	③7名	
④消防訓練	④158名	
原子炉防災訓練	146名	

2. 運転関係(シミュレータ訓練)		
研修名	受講者数	備考
ファミリー訓練コース	95	
ファミリー訓練コース シミュレータ訓練(直員連携訓練)	95	
ファミリー訓練コース 上級運転コース	95	ファミリー訓練コースと重複 H28年度は上級運転コースへの派遣なし
ファミリー訓練コース 運転管理コース	97	95名はファミリー訓練コースと重複 H28年度は運転管理コースへの派遣なし
運転責任者試験準備コース		シミュレータ訓練(起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練)

訓練施設等における教育訓練実績(令和元年度)

⑨-6

1. 共通項目		
研修名	主な内容	受講者数
技術系新入社員基礎教育	・原子力に関する基礎知識 ・原子力品質保証に関する教育 ・基本的な技術・技能の習得 ・安全・衛生に関する基礎知識の習得 ・社会人・企業人としての心構え・行動の養成	17

2. 施設管理関係		
研修名	主な内容	受講者数
原子力研修教育訓練 ・初級教育	作業安全全般, 機械関係測定器取扱, 電気関係測定器取扱等	266
原子力研修教育訓練 ・中級教育	継手, 自動制御, 制御回路故障対応等	142
原子力研修教育訓練 ・専門教育	弁, 計器, 非破壊検査, 継電器, ディーゼル機関等	143
原子力研修教育訓練 ・eラーニング	放射線基礎, 安全評価, 関係法令等	125

3. 運転管理関係		
研修名	主な内容	受講者数
運転基礎 I・II・III 研修	運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。	14
オペレータ養成研修	次期オペレータとして知識・技能を修得する。	4
EOP初級研修	次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。	3
運転管理教育	核工学, 安全解析, 法令等についての講義を受ける	52
特別訓練研修	炉型切替研修, 官庁等からの指示文書に基づく研修および不適合に対する是正処置としての知識を修得する。	216

・実績の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

別紙5-7(2/3)

⑧-8

2. 運転部門、保全部門、保安部門、燃料部門関係(続き)

研修コース	主な内容	受講者数
重大事故等時における現場作業を想定した訓練	高圧ケーブル、低圧ケーブルの電断盤への接続訓練(増設での訓練を含む)	130

3. 運転関係(所内シミュレータ訓練)

研修名	受講者数
中級コース	中級力量維持訓練コース 74
上級コース	上級力量維持訓練コース 43
チーム連携訓練	ファミリー訓練 918
特別コース	1100MW新型盤習熟 4

※ 所内シミュレータ訓練は1～5号炉の運転員を対象に実施。6号及び7号炉の運転員はBWR運転訓練センターでシミュレータほか訓練を実施。(別紙5-12参照)

4. 運転員の教育・訓練

研修名	受講者数
運転管理	運転業務 283
	保安規定 1441
	関係法令 286
	火災対応訓練(放水・消火) 289
	火災対応訓練(避難誘導/普通救命講習) 298
	ヒューマンファクター 280
	原子炉特性(中上級) 442
基礎理論	原子炉物理(初級) 72
	熱水力学(初級) 50
	電気基礎(初級) 63
	電気応用(中上級) 153
プラントシステム	プラントシステム(初級) 288
	プラントシステム(中上級) 1086
チーム連携訓練	ファミリー訓練 2306

※ 1～7号炉の全運転員の実績

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2 号炉

備考

別紙5-7(3/3)

⑧-8


5. 協力企業による訓練設備利用


利用設備	主な内容	利用人数
デジタル型安全保護系制御システム	不適合の再現性確認	4
非破壊検査	液体浸透探傷試験訓練	38
原子炉補機系冷却水ポンプ	ポンプ分解点検	18
原子炉ウェル	原子炉ウェル洗浄作業訓練	53
核計装設備盤	核計装設備点検研修	12

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考		
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">別紙5-9(1/6)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">⑩-10</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">文書名</td> <td style="text-align: center;">業務マニュアル 工事監理マニュアル NM-55-1 改1.4</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">2003年 5月12日 施行 <u>2016年 5月 1日(改訂1.4)</u></p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 80%;">原子力運営管理部(主管部)</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">東京電力ホールディングス株式会社</p> </div> <p style="text-align: center;">工事監理マニュアル(抜粋)</p>	文書名	業務マニュアル 工事監理マニュアル NM-55-1 改1.4			<p>【柏崎 6/7】 ・運用の相違</p>
文書名	業務マニュアル 工事監理マニュアル NM-55-1 改1.4				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<div data-bbox="697 401 836 432" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙5-9(2/6)</div> <div data-bbox="246 459 839 1184" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 20px;"></div>			

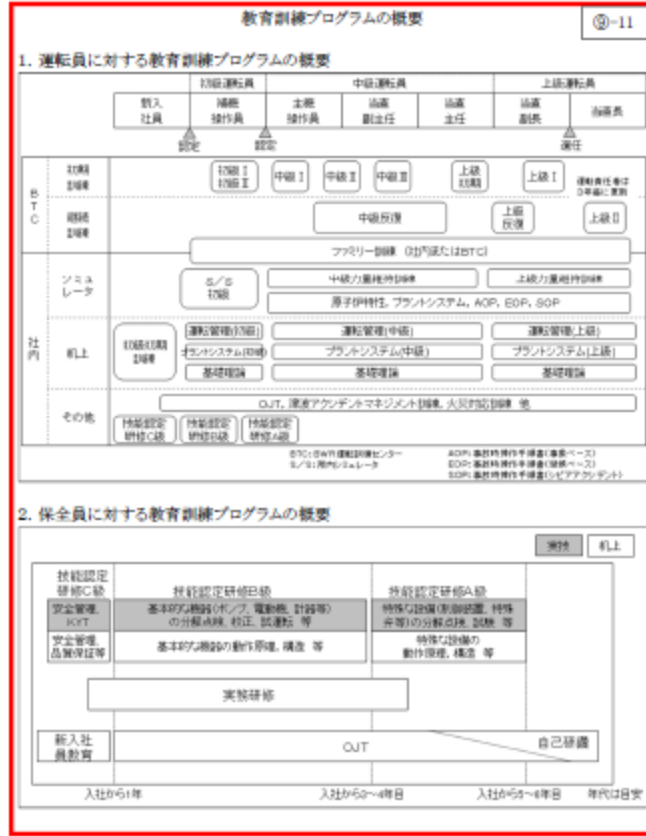
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="694 415 834 443" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙5-9(3/6)</div> <div data-bbox="246 478 839 1199" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 20px;"></div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p data-bbox="691 401 834 428">別紙5-9(4/6)</p> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p data-bbox="694 422 834 453">別紙5-9(5/6)</p> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="694 415 834 447" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙5-9(6/6)</div> <div data-bbox="246 470 839 1194" style="border: 1px solid black; height: 345px; margin-top: 20px;"></div>			

別紙5-10(1/1)



別紙5-9 (1/2)

教育訓練プログラムの概要 (イメージ)

教育訓練項目	実施年										20年度	管理・監督者	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
1. 新入社員教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20. 運転員教育 (OJT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

教育訓練プログラムの概要

別紙5-8 (1/2)

1. 運転員に対する教育訓練のパターン例

項目	導入教育		サブオペレータ教育		オペレータ教育		管理・監督者教育	
	新入社員	未認定者	サブオペレータ	サブオペレータ	オペレータ	オペレータ	当直副長	当直長
養成モデル	新入社員教育	未認定者教育	サブオペレータ教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	オペレータ教育	当直副長教育	当直長教育
区分	J E A G	育成段階	初級 (入社1~3年)	中級 (入社4~6年)	上級 (入社7年以上)	管理	管理	管理
技術系	運転員	初級運転員	初級運転員	中級運転員	上級運転員	管理	管理	管理
実務手帳	運転員	初級運転員	初級運転員	中級運転員	上級運転員	管理	管理	管理
サイト	運転員	初級運転員	初級運転員	中級運転員	上級運転員	管理	管理	管理
B T C	運転員	初級運転員	初級運転員	中級運転員	上級運転員	管理	管理	管理
技術訓練	運転員	初級運転員	初級運転員	中級運転員	上級運転員	管理	管理	管理
班内研修	運転員	初級運転員	初級運転員	中級運転員	上級運転員	管理	管理	管理
一般研修	運転員	初級運転員	初級運転員	中級運転員	上級運転員	管理	管理	管理
認定その他	運転員	初級運転員	初級運転員	中級運転員	上級運転員	管理	管理	管理

・教育体系の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

教育訓練プログラムの概要 (イメージ)

区分	初級教育	中級教育	上級教育
養成パターン	1~3年	4~8年	9年以上
養成教育	総合教育 実務教育	総合教育 実務 (OJT) 教育	
養成教育	初級教育 (研修教育コース等)	初級教育 (総合研修センター)	中級・上級教育
養成教育	メーカ研修 社内セミナー等	専門技術習得 セミナー参加による研修 原 始 取 扱 研 修	
養成教育	一般教育 (参考)	社員教育 管理研修、労務安全衛生教育等 (総合研修センター)	

注：養成パターンの年数は、高等学校卒の新人社員を基準としている。

保修員の階層区分の考え方

階層区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	・管理職
新卒											
高卒											
大学以上卒											

- ・ 保修業務 (監理業務を含む) 経験がない一般職又は、管理職の中途配属者については、配属後1年以内は初級とし、経過後は中級
- ・ 経験及び階位等を考慮した階層とする。
- ・ 過去に保修業務 (監理業務を含む) 経験があるが、現在、他発電所で保修業務 (監理業務を含む) をしている一般職又は、管理職の中途配属者については、配属された時点での知識、技能等を考慮し、業務経験等を総合的に評価した階層とする。

別紙 5-9 (2/2)

2. 保修員に対する教育訓練のパターン例

階層区分	0.5年	1年	3年	5年	6年	8年	10年	・管理・監理
方法	導入	初級	中級	中級	中級	上級	上級	
教育体系	階層別教育 基礎教育・導入教育 初級教育	中級教育	中級教育	中級教育	中級教育	専門教育	専門教育	

階層	初級教育	中級教育	専門教育
対象者	力量「初級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員	力量「中級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員	力量「初級」認定者以上の知識・技能を持っている原子力部門の要員
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全作業に必要な基礎知識 ・ 機械関係測定器の取扱い、一般弁、継手及びポンプの基礎知識 ・ 電気関係測定器の取扱い、計測・制御、しゃ断器及び電動機の基礎知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継手、電動弁リミットルク、自動制御等、各設備の原理、構造及びシーケンスの読み方等の基礎知識 ・ 設備故障時の対応、ポンプ分解点検及び組立後の試運転時の保守技術、立会ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般弁、安全弁、調節弁等の構造、機能、分解点検 ・ 立型ポンプ、大型ポンプ、MSIV駆動装置等の構造、機能、分解点検 ・ 立型高圧電動機、しゃ断器の構造、機能、分解点検 ・ 工業計器、放射線モニタ等の原理、構造、点検 ・ 振動の基礎知識、測定方法、異常軸受の診断 ・ 非破壊検査の原理、検査方法

別紙 5-8 (2/2)

別紙5-11(1/1)

技能認定制度の認定水準及び各年度の認定実績

1. 認定水準

認定	認定水準	標準的な認定時期
S級	特定分野における安全確保・効率改善・品質向上の観点から社内外への提言・技術判断等の業務や技術継承・人材育成を、責任を持って遂行し得る水準	A級取得以降
A級	高度な応用業務の処理、異常事態の感知並びに対応等を、責任を持って遂行し得る水準	B級認定から2年程度
B級	通常の現業業務を、責任を持って遂行し得る水準	C級認定から2,3年程度
C級	初歩的な現業業務を、責任を持って遂行し得る水準	入社後1年

2. 認定者の実績(原子力部門全体)

⑫-12

年度	S級	A級	B級
平成23年度	4	12	20
平成24年度	5	37	41
平成25年度	4	45	65
平成26年度	1	47	90
平成27年度	1	62	49

【柏崎 6/7】
・記載方針の相違

別紙5-12(1/1)

柏崎刈羽原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績

⑩-13

教育名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
BTC 初級 I 訓練コース	12	8	6	7	7
BTC 初級 II 訓練コース	13	8	6	7	7
BTC 中級 I 訓練コース	8	10	11	10	13
BTC 中級 II A/交流 I 訓練コース	3	0	2	0	0
BTC 中級 II 訓練コース	4	9	6	6	10
BTC 中級 II B/交流 II 訓練コース	3	0	0	0	0
BTC 中級 II C 訓練コース	0	5	8	0	0
BTC 中級 III 訓練コース	4	6	6	7	14
BTC 中級 III B/C 訓練コース	13	14	12	1	6
BTC 中級 IV プレッシュコース	6	10	22	25	23
BTC 上級初期訓練コース	10	5	4	13	11
BTC 上級プレッシュコース	6	9	10	13	11
BTC 上級 II 訓練コース	0	0	0	0	0
BTC 上級 III 訓練コース	7	7	10	0	8
BTC SA 訓練コース(上級)				24	19
BTC 上級 D 訓練コース	8	5	0	0	10
BTC 上級 I 訓練コース	7	4	4	6	5
BTC 上級 II 訓練コース	12	15	20	14	14
BTC 特別訓練コース(伊型切替)	0	4	0	4	4
BTC 上記以外の訓練コース	13	1	0	5	0
原子力安全推進協会 管理者研修 I		1	4	4	5
原子力安全推進協会 管理者研修 II				2	5
日本原子力研究開発機構 原子炉工学特別講座	0	8	12	6	80

※:表中の塗り潰し部は、教育コースが設定されていないことを示す。

別紙5-10

⑩-9

本店及び東海第二発電所における各年度の社外教育訓練受講者数

教育訓練名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	備考
<本店>						
JEAC4111 講習会	2	4	0	0	0	
ISO9000/9001 関係セミナー	0	4	0	3	1	
根本原因分析手法(SAFER)研修	3	0	0	0	0	
保障措置セミナー	1	0	0	0	0	
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻講座	0	0	0	0	1	
<東海第二発電所>						
BWR 運転訓練センター教育(初級 I 訓練コース)	1	4	4	3	3	
^(初級 II 訓練コース)	2	4	4	3	3	
^(中級 I 訓練コース)	0	0	1	1	2	
^(中級 II 訓練コース)	0	2	0	0	0	
^(中級 III 訓練コース)	0	2	0	0	0	
^(中級 III B/C 訓練コース)	0	3	0	0	0	
^(上級初期訓練コース)	0	2	0	0	0	
^(SA 訓練コース(上級))	0	0	0	1	5	
^(上級 I 訓練コース)	2	2	1	0	0	
^(上級 II 訓練コース)	1	1	2	1	3	
JEAC4111 講習会	3	2	4	1	2	
JEAC4207 講習会	1	0	0	0	0	
ISO9000/9001 関係セミナー	2	2	3	1	6	
ISO14001 関係セミナー	1	0	4	1	8	
根本原因分析手法(SAFER)研修	0	3	0	2	0	
原子力保全研修会	1	1	1	0	0	
放射線取扱主任者定期・法定講習	3	1	0	1	2	
放射性物質安全輸送講習会	0	0	0	0	2	
保修技能研修(機械)	2	0	0	1	3	
保修技能研修(電気・計装)	13	9	5	3	6	
設備診断技術研修	0	0	3	0	0	
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻講座	1	0	1	0	0	

別紙5-9(1/1)

⑩-9

島根原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績

NO	訓練コース	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
			年度	年度	年度	年度	年度	
1	BTC 初級 I 訓練コース	人	8	9	3	3	3	
2	BTC 初級 II 訓練コース	人	6	8	3	3	3	
3	BTC 中級 I 訓練コース	人	3	6	1	2	1	
4	BTC 中級 I S 訓練コース	人	0	0	2	3	2	
5	BTC 中級 II 訓練コース	人	5	2	2	3	3	
6	BTC 中級 II S 訓練コース	人	0	0	3	4	3	
7	BTC 中級 B/交流訓練コース	人	0	0	0	0	2	
8	BTC 中級 A 訓練コース	人	0	0	0	2	0	
9	BTC 上級 I 訓練コース	人	2	1	0	0	2	
10	BTC 上級 II 訓練コース	人	7	5	7	7	4	
11	BTC 上級 S 訓練コース	人	0	0	7	6	5	
12	BTC SA 訓練コース(中級)	人	2	2	0	0	0	
13	BTC SA 訓練コース(上級)	人	13	6	0	2	3	
14	BTC チーム評価コース(1日間)	チーム	3	2	1	2	2	
15	BTC I F 事故振り返り・対策実践訓練コース(1.5日間)	チーム	2	2	0	0	0	
16	BTC インストラクタ研修コース(5日間)	人	0	2	0	2	2	
17	日本原子力研究開発機構 原子炉工学特別講座	人	5	0	1	1	2	
18	JANS I 発電所管理者研修	人	0	0	0	2	2	
19	JANS I 当直課長研修	人	0	1	2	2	2	
20	JANS I 当直副長研修	人	0	0	2	2	2	
21	JANS I 危機管理研修	人	6	5	3	4	3	
22	JANS I 発電所長研修	人	1	1	1	1	1	
23	JANS I 原子炉主任技術者研修	人	2	1	1	1	0	
24	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	人	0	1	1	1	1	
25	日本原子力発電株式会社 原子炉主任技術者受験講習コース	人	0	2	4	1	0	

※:訓練コースについては、令和元年度のコース名を記載している。

・実績の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

別紙5-13(1/1)

別紙5-11(1/3)

別紙5-10(1/1)

柏崎刈羽原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績

訓練の種類	対象	訓練内容	平成 26 年度 (日/回数)	平成 27 年度 (日/回数)
電源確保に関する訓練	復旧班	・電源車操作 ・電源車による P/C 受電操作 ・ガスタービン車操作 ・ガスタービン車による緊急用 M/C 受電操作 ・軽油地下タンク及び非常用 D/G 軽油タンクからタンクローリーへの補給作業 ・タンクローリーから各機器(電源車等)への給油作業	119 日 / 474 回	156 日 / 509 回
炉心損傷緩和に関する訓練	復旧班	・消防車による原子炉注水操作 ・熱交換器ユニットによる補機冷却水確保操作	147 日 / 597 回	127 日 / 457 回
蒸気発生器破損防止に関する訓練	復旧班	・消防車による PCV スプレー操作	112 日 / 408 回	98 日 / 269 回
使用済燃料プール水位維持及び燃料損傷緩和に関する訓練	復旧班	・消防車による SFP への注水、スプレー操作	112 日 / 408 回	98 日 / 269 回
水質確保に関する訓練	復旧班	・貯水池から大濃度防火水槽への送水操作 ・消防車による防火水槽、CSP への送水操作	125 日 / 436 回	111 日 / 289 回
アクセスルートの確保に関する訓練	復旧班	・互換車去給油のホイールロード走行運転 ・ホイールロードによる互換車去操作 ・ホイールロードによる道路復旧復旧操作 ・バックホウによる互換車去操作	122 日 / 1372 回	120 日 / 1448 回
事故時の計装に関する訓練	復旧班	・重要監視パラメータ(原子炉水位、原子炉圧力等)をデジタルレコーダーで監視可能とする作業	21 日 / 34 回	11 日 / 24 回
環境モニタリングに関する訓練	保安班	・放射能観測車による測定作業 ・緊急時構内モニタリング作業 ・可搬型モニタリングポストによる測定作業 ・モニタリングポスト電源確保作業	59 日 / 60 回	97 日 / 102 回
総合訓練	緊急時対策組織	・原子力災害への対応、各機能や組織間の連携等、組織があらかじめ定められた機能を発揮できることを総合的に確認する訓練	15 日 / 15 回	13 日 / 13 回

⑨-10

東海第二発電所における重大事故等対応に関する訓練実績

訓練の種類	訓練内容	平成 27 年度 (日/回数)	平成 28 年度 (日/回数)
水質確保訓練	・ハイドロポンプ車・ホース車取組訓練 ・ハイドロポンプ車の取組訓練 (ユニット運転操作、ポンプ取出し/取納、クレーン操作、ユニットコントロール操作等) ・ホース車取組訓練 (ホース巻戻/回収、ホース着脱、接続金具取扱い等) ・SFP 外部注水配管へのホース接続訓練 ・RHS 系又は、DGS 系緊急時注水ホース接続訓練 ・管階昇降、地下室注水等を水源とした取水/送水訓練 ・モックアップ装置を使用したニアリーパーズの取組訓練 ・現場 (CST 上部) 確認 ・低圧配管車の確認操作等	11 日 / 4 回	36 日 / 8 回
電源確保訓練	・低圧配管車ケーブル素置・接続訓練 ・ケーブル巻戻からのケーブル引出し/巻取り、電源車ケーブルの接続訓練 ・低圧配管車ケーブル接続箇所確認 (本館内 MCC、開閉所 MCC、CS 電気室等)	15 日 / 15 回	18 日 / 18 回

島根原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績

⑨-10

訓練の実績	対象	訓練内容	平成 30 年度	令和元年度
電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員	・全交流電源喪失時の構内電源受電訓練	2 回	2 回
		・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練	2 回	2 回
		・1, 2 号機ディーゼル発電設備、軽油タンク (560KL) からの燃料抜取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練	2 回	2 回
		・主蒸気逃がし弁 (安全弁) 駆動用バックアップ用窒素ガスポンプ接続訓練	2 回	1 回
		・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練	4 回	3 回
		・水素爆発防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練	1 回	1 回
		・アクセスルートの確保訓練	9 回	9 回
		・蓄電池設備による主蒸気逃がし弁開放操作訓練	4 回	4 回
		・電源機能等喪失時の運転員対応訓練	7 回	7 回
		・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練	4 回	12 回
緊急時モニタリング訓練	放射線管理班員	・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等	1 回	1 回
原子力緊急事態支援組織対応訓練	復旧班員	・ロボット操作訓練	7 回	6 回
指揮命令訓練	緊急時対応要員	・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練	4 回	4 回
総合訓練	緊急時対応要員	・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等	1 回	1 回

・実績の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

別紙 5-11 (2/3)

⑩-10

訓練の種類	訓練内容	平成 27 年度 16 回	平成 28 年度 17 回
車両等運転技能 維持・向上訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイールロードの運転操作訓練 ・ハイドロポンプ車 (マニュアル車) による構内道路走行 ・地下集水施設水漏れへの着付き停車、方向変更等 ・低圧電車による構内道路走行 (走行、方向転換等) ・クローラ式台車の走行訓練 (前部/後部、方向転換等) ・月例点検 (クローラ台車) 時の運転確認 (訓練) ・原付バイクによる構内道路走行 ・原付バイクの取扱い法や走行特性の把握 ・地下集水タンクからタンクローリへの燃料採取訓練 	2 回	12 回
給油訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な実施している自衛消防隊の消防訓練 (管轄) への参加 ・消防ホース及びポンプ等の取扱訓練、放水訓練 ・消火活動における取組訓練 ・消防ポンプの機能操作訓練 ・防火水機等を本拠としたポンプ運転 (取組) 操作訓練 	1 回	5 回
消火活動訓練及び 消防ポンプ自 動車の操作訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な実施している自衛消防隊の消防訓練 (管轄) への参加 ・消防ホース及びポンプ等の取扱訓練、放水訓練 ・消火活動における取組訓練 ・消防ポンプの機能操作訓練 ・防火水機等を本拠としたポンプ運転 (取組) 操作訓練 	10 回	18 回
		1 回	3 回
		1 回	1 回
		32 回	32 回

別紙 5-11 (3/3)

⑩-10

訓練の種類	訓練内容	平成 27 年度	平成 28 年度
防災訓練 （ロボット機 作）訓練	・教習支援センターにおける操作訓練	—	1 回
その他	・教習支援センターにおける操作訓練 ・操縦室内における操作訓練	—	6 回
その他	・R/B 陸上へのアクセス方法確認 ・R/B ベント操作確認 ・プローアラウト・セルム開閉装置の取扱方法確認 ・フルスコープシステムとの連携訓練	2 回	1 回
アタラシイマ ネジメント訓練	・フルスコープシステムとの連携訓練	7 回	1 回
緊急時操縦モニ タリング訓練	・空間線量率測定 ・よう素・粒子状放射性物質濃度測定 ・黒鉛・黒鉛測定 ・ABDES の支援計算機、リアルタイム計算機等 を用いた拡張評価、適正評価	5 回	2 回
避難訓練	—	8 回	6 回
—	—	—	1 回

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p style="text-align: center;">別紙5-14(1/1)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、課題点について確認し、改善活動を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="201 546 786 1102"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケーブル接続訓練において、接続箇所の検電を行うが、検電の対象回路に動力変圧器がある場合、検電後に放電を実施すべき。</td> <td>手順書に反映する。</td> </tr> <tr> <td>電源構成を確認しながら操作できるよう緊急用M/C室に単線結線図を設置する。</td> <td>単線結線図を設置する。</td> </tr> <tr> <td>重機(ホイールローダ)による構内道路の走行訓練の際に距離等を表示したマップがあれば効果的に訓練ができる。</td> <td>アクセス路に距離を明示したマップを作成し、訓練時に使用する鞆に収納した。また、その際に、構内道路走行における危険箇所を明示したマップも作成し収納する。</td> </tr> <tr> <td>アウトリガー操作時に踏み台が必要となるが、配置している踏み台は大きく持ち運びが大変であることから、作業に合った踏み台の配置を検討する。</td> <td>アルミ脚立を別途配備する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時環境モニタリング訓練に用いる資機材がどこにあるか一目で分かるようにし、速やかに準備ができるようにする。</td> <td>配置図(写真入り)を手順書へ反映する。</td> </tr> <tr> <td>軽油移送のホース接続口にポンプ側とタンク側が明確に分かるようにする。</td> <td>ホース接続口に表示する。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	ケーブル接続訓練において、接続箇所の検電を行うが、検電の対象回路に動力変圧器がある場合、検電後に放電を実施すべき。	手順書に反映する。	電源構成を確認しながら操作できるよう緊急用M/C室に単線結線図を設置する。	単線結線図を設置する。	重機(ホイールローダ)による構内道路の走行訓練の際に距離等を表示したマップがあれば効果的に訓練ができる。	アクセス路に距離を明示したマップを作成し、訓練時に使用する鞆に収納した。また、その際に、構内道路走行における危険箇所を明示したマップも作成し収納する。	アウトリガー操作時に踏み台が必要となるが、配置している踏み台は大きく持ち運びが大変であることから、作業に合った踏み台の配置を検討する。	アルミ脚立を別途配備する。	緊急時環境モニタリング訓練に用いる資機材がどこにあるか一目で分かるようにし、速やかに準備ができるようにする。	配置図(写真入り)を手順書へ反映する。	軽油移送のホース接続口にポンプ側とタンク側が明確に分かるようにする。	ホース接続口に表示する。		<p style="text-align: center;">別紙5-11(1/1)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="1751 556 2478 1249"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。</td> <td>ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。</td> </tr> <tr> <td>各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。</td> <td>各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。</td> <td>要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。</td> </tr> <tr> <td>時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場面があった。</td> <td>容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。	ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。	各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。	各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。	オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。	要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。	時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場面があった。	容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。	<p>・記載方針の相違 【東海第二】</p>
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																										
ケーブル接続訓練において、接続箇所の検電を行うが、検電の対象回路に動力変圧器がある場合、検電後に放電を実施すべき。	手順書に反映する。																										
電源構成を確認しながら操作できるよう緊急用M/C室に単線結線図を設置する。	単線結線図を設置する。																										
重機(ホイールローダ)による構内道路の走行訓練の際に距離等を表示したマップがあれば効果的に訓練ができる。	アクセス路に距離を明示したマップを作成し、訓練時に使用する鞆に収納した。また、その際に、構内道路走行における危険箇所を明示したマップも作成し収納する。																										
アウトリガー操作時に踏み台が必要となるが、配置している踏み台は大きく持ち運びが大変であることから、作業に合った踏み台の配置を検討する。	アルミ脚立を別途配備する。																										
緊急時環境モニタリング訓練に用いる資機材がどこにあるか一目で分かるようにし、速やかに準備ができるようにする。	配置図(写真入り)を手順書へ反映する。																										
軽油移送のホース接続口にポンプ側とタンク側が明確に分かるようにする。	ホース接続口に表示する。																										
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																										
ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。	ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。																										
各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。	各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。																										
オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。	要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。																										
時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場面があった。	容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。																										